

令和 8 年度 認証評価

湘北短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	1 3
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1 7
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	1 7
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	1 9
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	2 5
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	2 8
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	3 3
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	3 3
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	4 4
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	5 1
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	5 4
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	6 7
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	6 7
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	7 6
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	8 2
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	8 6
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	9 3
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	9 3
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	9 7
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	1 0 1
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	1 0 3
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、湘北短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 6 月 26 日

理事長

高橋 洋

学長

高橋 洋

ALO

鈴木 弘充

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人ソニー学園は、1964年にソニー株式会社の寄付により創設され、翌1965年4月に「ソニー厚木学園高等学校」を開校した。この高等学校は、ソニー厚木工場（現厚木テクノロジーセンター）の若年女子社員に優れた高校教育を提供するものであったが、時代の変遷とともに社員構成も変わったため、1975年度をもって閉校するに至った。

その頃、わが国でも短期高等教育の重要性が高まり、ソニー創業者の一人である井深大が大学教育に独自の理念を抱いていたことと相俟って、湘北短期大学を設立することになった。井深は1974年4月の開学にあたり、自身の教育理念を後に掲げるように平易な言葉で述べたが、本学ではそれを「建学の精神」と位置づけ、その意を汲んで実学重視の教育を実践してきた。当初2学科で開学したが、漸次、学科数・定員を拡大し、最大で4学科を擁する時期を経て、その後、社会の変化や高校生の志望動向等を鑑み学科改編を行い、現在は3学科を擁する短期大学となっている。

学校法人ソニー学園及び湘北短期大学の今日に至るまでの沿革は次の通りである。

1964年10月	学校法人ソニー厚木学園認可
1965年 4月	ソニー厚木学園高等学校開校 (1970年4月ソニー学園に法人名及び校名変更)
1974年 1月	湘北短期大学認可 電子工学科Ⅰ部（定員50名）、Ⅱ部（定員50名） 生活科学科Ⅰ部（定員100名）、Ⅱ部（定員100名）
1974年 4月	湘北短期大学開学
1976年 3月	ソニー学園高等学校閉校
1978年12月	幼児教育科設置認可 (定員50名1979年4月1日開設)
1979年 8月	電子工学科・生活科学科のⅡ部（夜間部）を廃止
1982年 1月	電子工学科・生活科学科の定員増認可 電子工学科（新定員100名） 生活科学科（新定員150名）
1985年12月	商経学科設置認可（定員100名1986年4月1日開設）
1989年12月	電子情報学科の定員増認可（新定員150名）
1990年12月	商経学科の臨時定員増認可（新定員150名）[1999年度まで]
1991年12月	専攻科（生活科学専攻）設置届出 (定員20名1992年4月1日開設)
1994年12月	生活科学科の専攻課程設置届出（1995年4月1日開設） 生活科学専攻（定員75名）、住居デザイン専攻（定員75名）
1994年12月	専攻科（保育専攻）設置届出（定員10名 平成7年4月1日開設）

湘北短期大学

1997年12月	専攻科（生活科学専攻）を（住居専攻）に名称変更及び定員増届出（新定員35名1998年4月1日入学生より変更）
1998年 2月	専攻科（保育専攻）学位授与機構認定
1999年12月	商経学科の臨時定員廃止に伴う定員増認可（新定員150名）
2002年 4月	生活科学科の専攻課程別募集を止め、学科募集に一本化
2002年 5月	全学科の収容定員変更認可及び名称変更届出 （2003年4月1日入学生より変更） 電子情報学科→情報メディア学科（新定員130名） 生活科学科→生活プロデュース学科（新定員135名） 幼児教育科→保育学科（新定員100名） 商経学科→総合ビジネス学科（新定員135名）
2003年 3月	専攻科保育専攻廃止
2007年 4月	収容定員変更届出（2008年4月1日入学生より変更） 情報メディア学科（130名→100名） 生活プロデュース学科（135名→140名） 保育学科（100名→120名） 総合ビジネス学科（135名→140名）
2013年 3月	専攻科住居専攻廃止
2015年 4月	総合ビジネス・情報学科（定員220名）の設置届出 （2016年4月1日開設） 情報メディア学科（定員100名）と総合ビジネス学科（定員140名）の2016年4月からの学生募集停止報告届出
2016年 4月	収容定員変更届出（2017年4月1日入学生より変更） 生活プロデュース学科（140名→125名） 保育学科（120名→135名）
2017年 6月	情報メディア学科廃止（2017年3月31日付廃止）届出
2018年10月	総合ビジネス学科廃止（2018年8月20日付廃止）届出
2024年 4月	収容定員変更届出（2025年4月1日入学生より変更） 保育学科（135名→110名） 生活プロデュース学科（125名→90名）

(2) 学校法人の概要

- ・ 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）

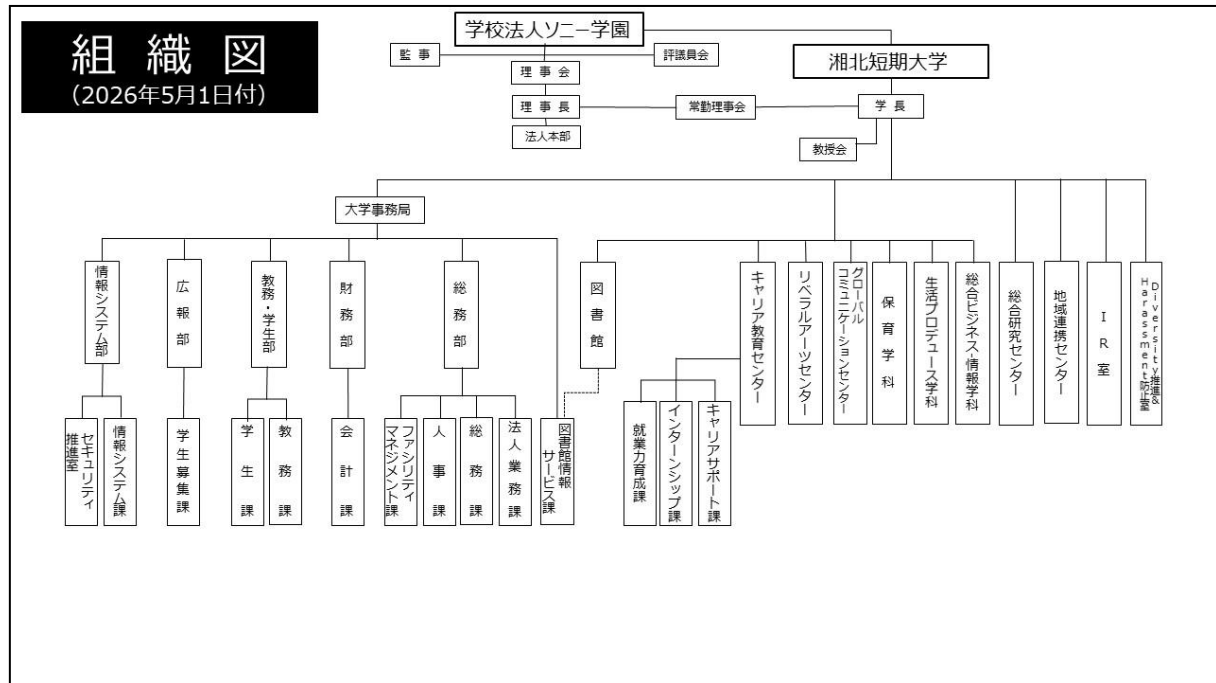
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
湘北短期大学	神奈川県厚木市温水字長久保 428 番地	420	840	648

湘北短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

・組織図

令和 8（2026）年 5 月 1 日現在の組織図は次の通りである。

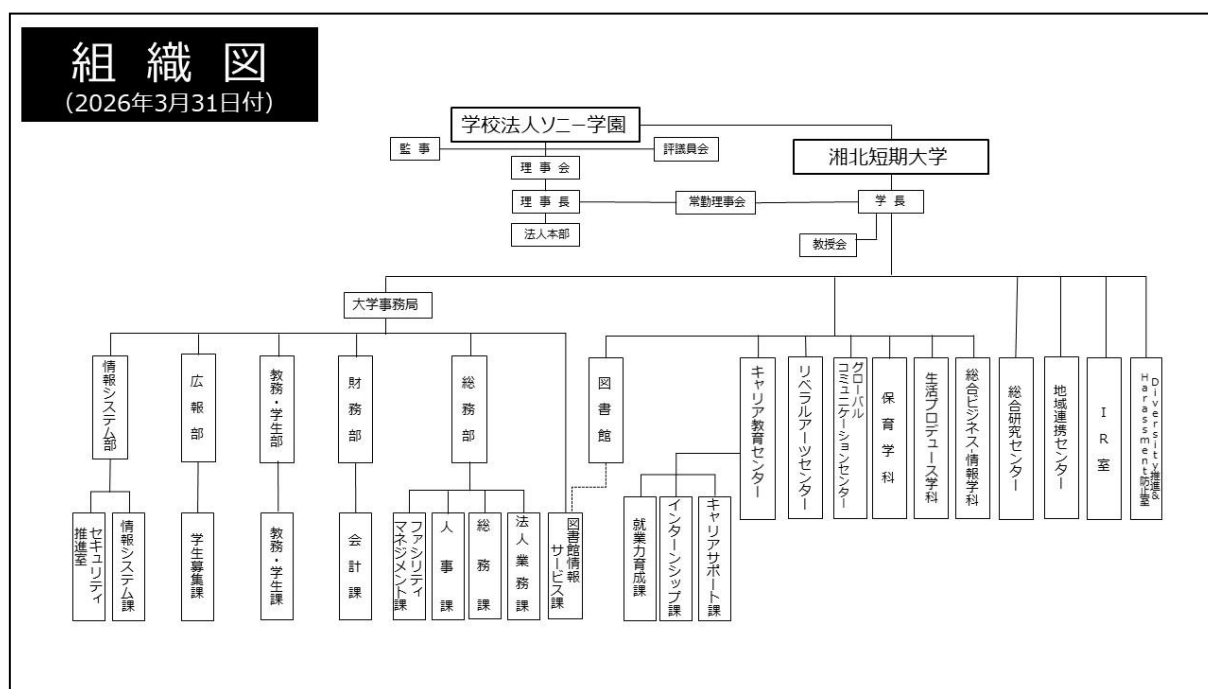


なお、令和 8（2026）年 4 月 1 日付けで組織変更が行われたため、令和 7（2025）年度末の組織図を別に示す。

湘北短期大学

令和 7（2025）年度までの組織との変更点は次の通り。

- ・教務・学生課を教務課と学生課に分離



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- ・立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、神奈川県の中核部に位置する厚木市に所在する。厚木市は人口 222,797 人、世帯数 107,231 世帯（令和 7（2025）年 10 月 1 日時点:厚木市 Web サイト調べ）で、市街地を小田急電鉄が東西に走り、また東名高速道路をはじめ小田原厚木道路、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）、国道 246 号、129 号、412 号等、自動車専用道路・幹線道路も整備されている。本学の最寄り駅である小田急線本厚木駅は、新宿から約 50 分、横浜から約 40 分、小田原から約 40 分と各基幹駅から 1 時間以内の距離にある。本学は本厚木駅から、ほぼ西に約 2 km（徒歩約 25 分）の所に所在している。本学周辺は、本厚木駅周辺の賑わいと異なり、緑に囲まれた丘陵地となっている。なお、厚木市は商工業都市であると同時に、多くの大学や企業の研究所等が所在する学園研究都市でもある。

湘北短期大学

- ・ 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度		令和 7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
神奈川県	385	89.5	290	89.0	287	89.7	273	86.7	282	84.2
静岡県	20	4.7	7	2.1	9	2.8	7	2.2	15	4.5
東京都	9	2.1	5	1.5	6	1.9	3	0.9	13	3.9
その他	16	3.7	24	7.4	18	5.6	32	10.2	25	7.4
合 計	430	100.0	326	100.0	320	100.0	315	100.0	335	100.0

本学入学者の出身高校所在地の内、8割強を占める神奈川県の高等学校の生徒数、卒業者総数、進学者数の推移は次の通りである。

- ・ 神奈川県の高等学校の生徒数等の推移（最新 5 年間）

※生徒数は各年 5 月 1 日現在（全日制・定時制本科）、卒業者・進学者数は各年 3 月
卒業生（現役）を基準

	令和 3 (2021) 年 3 月	令和 4 (2022) 年 3 月	令和 5 (2023) 年 3 月	令和 6 (2024) 年 3 月	令和 7 (2025) 年 3 月
高等学校生徒数	196,448	193,892	191,661	191,460	189,876
卒業者総数	64,813	64,159	61,544	60,119	61,289
大学等進学者数	42,945	42,881	42,649	41,722	43,209
短大（本科）進学者数	2,058	1,840	1,446	1,321	1,215

※短大（本科）進学者数は大学等進学者数の内数 出所:学校基本調査（神奈川県）

神奈川県の中学校、高等学校の学年別生徒数は次の通りである。

- ・ 令和 7（2025）年度神奈川県内の中学校、高等学校（全日制本科）学年別生徒数

	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年
生徒数	72,130	73,354	74,720	63,858	63,166	62,852

県内の短大進学者の減少傾向はさらに強まり、令和 7 年には 1,215 人まで減少した。短期大学における定員確保は、以前よりもさらに厳しい競争環境にある。一方、高等学校の卒業者数が減少しているにもかかわらず、大学等への進学者数は 4.3 万人規模へ微増または維持している。これは現役進学率そのものが上昇していることを示しており、四年制大学への志向が一段と強まっている背景がある。高校 3 年生の生徒数が約 6.2 万人と、前回の認証評価時の平成 30（2018）年度（約 6.5 万人）から約 3 千人近

く減少している。中学校の生徒数も 7.2 万人台まで減少が進んでいるため、今後 18 歳人口の緩やかな減少が続くことが予測され、確実な入学者確保に向けた継続的な努力と独自の魅力発信が必要である。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 7（2025）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

・ 地域社会のニーズ、産業の状況

全国の事業所数約 506 万カ所、従業者数約 5,600 万人のうち、神奈川県は事業所数が約 31 万カ所（6.1%）で全国第 3 位、従業者数は約 350 万人（6.2%）で、全国第 4 位となっている。

※出典「2025 年（令和 6 年） 経済センサス - 基礎調査結果」（総務省統計局）

職業別就業者数からみると、事務従事者数約 89.9 万人、専門的・技術的職業従事者約 75.6 万人、販売従事者数約 60.5 万人の順で、いずれも全国第 2 位となっている。また、神奈川県の幼稚園は 590 園、幼保連携型認定型こども園は 181 園で合計 771 園（令和 7（2025）年度 神奈川県学校基本統計）、保育所等の総数は 2,823 カ所（令和 7（2025）年 神奈川県福祉子どもみらい局「保育所等利用待機児童数の状況について」）となっている。

かかる県内の産業状況も背景に、本学の 3 学科の卒業生への社会的ニーズは高く、ここ数年来の就職率は 96%以上を維持している。今後も地域社会のニーズを的確に把握し、本学の教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」ことに取り組んでいく。

- ・ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマ A 理事長のリーダーシップ] ○ 理事長・学長の諮問機関として、常勤理事会が規程等に従い月 1 回開催されているが、この常勤理事会と年 3 回開催の理事会との関連性が弱く、常勤理事会で審議された学則変更等は理事会の審議内容に含まれていない。最終的な意思決定機関である理事会と、理事長、常勤理事会との責任体制を明確にすることが望まれる。
(b) 対策
上記の指摘に対して、本法人の業務の決定について、最終的な意思決定機関である理事会と、理事長、常勤理事会の責任体制を明確にするため、令和 2（2020）年 4 月から以下の事項を施行 1) 「理事会規則」を制定 ・ 理事会の決定事項、理事会の業務権限に係る理事への委任事項 ・ 理事会から委任された業務の一部を、学長及び所属職員への復委任

・ 決裁する事項及び金額の「決裁規程」への規定 2) 「常勤理事会運営規則」の改定 ・ 「常勤理事会規則」への名称変更 ・ 構成員、諮問事項、議決や報告に関する条項を整備
(c) 成果
上記により、理事長、理事会、常勤理事会の責任体制を明確にでき、滞りない法人運営ができています。なお、令和 7 (2025) 年 4 月の私学法改正・寄附行為の変更に伴い、上記の「理事会規則」は「理事会運営規則」に、「常勤理事会規則」は「常勤理事会運営規則」に名称と内容を変更している。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○ 就業力育成科目のシラバスにおいて、担当教員欄に所属のみを記載し、担当教員の明示がない科目がある。教育課程編成及び学生の成績評価を行う上で、担当教員名を明記し責任の所在を明確にする必要がある。
(b) 対策
指摘を踏まえ、令和 2 (2020) 年に「シラバス作成に関する細則」を定め、組織的なチェック体制を整えた。
(c) 成果
令和 2 (2020) 年のシラバス以降、部署名と共に担当者名も記載されている。その他のシラバスも全て担当者名が記載されている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的資金の適正な執行及び不正防止に向けた管理体制を整備し、継続的な運用・改善に努めている。関係規程として、「湘北短期大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」「同使用に関する行動規範」「不正防止計画」「公的研究費取扱規程」及び「公的研究費使用マニュアル（細則）」を整備し、研究者及び事務職員への周知徹底を図っている。

管理責任体制については、学長を最高管理責任者、大学事務局長を統括管理責任者、財務部長を部門責任者として位置付け、責任と権限を明確化している。財務部を中心に、相談窓口、通報（告発）窓口、内部監査担当部署及び不正防止計画推進部署を設置し、公的研究費の運営・管理を組織的に行っている。

実務面では、研究者による直接取引を原則認めず、物品購入は購買手続を通じて行い、特殊機器を除き本学指定の取引業者を利用することで、不正な預り金・プール金の

発生防止に努めている。納品時には財務部の科研費担当者及び購買担当者による全件検収を実施し、さらに毎年度、備品の棚卸及び使用状況確認を行うことで、実在性及び適正使用を確認している。

また、研究者と事務担当者が日常的に対等な立場で意見交換を行い、ルール運用上の課題や不正発生要因を把握し、必要に応じて規程・マニュアルの見直しを実施している。加えて、定期的な説明会の開催、相談体制の充実、内部監査及びモニタリングを通じて、適正管理の実効性向上に継続して取り組んでいる。

2. 自己点検・評価の組織と活動

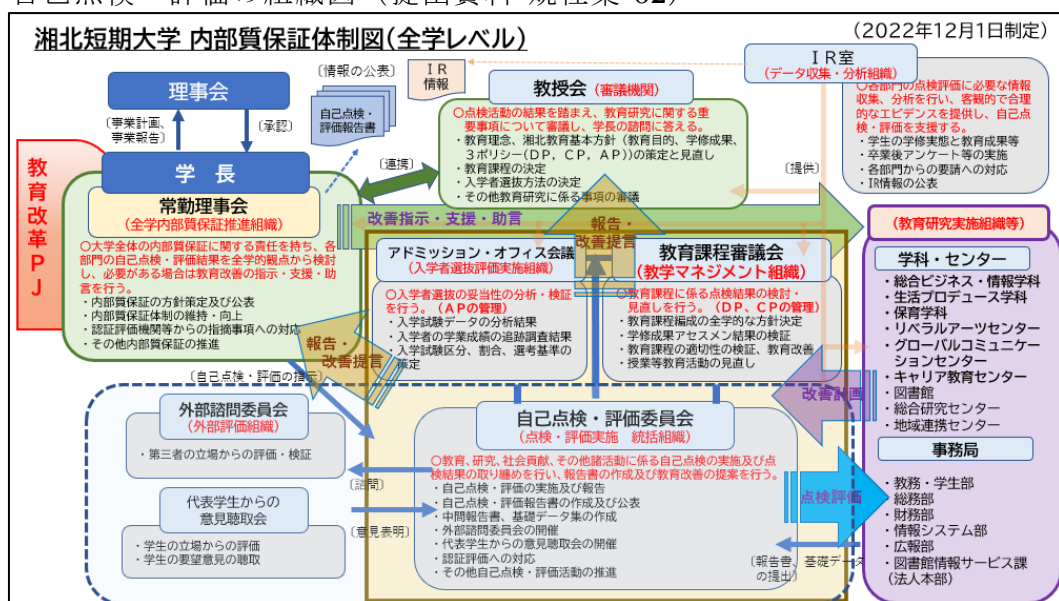
■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価委員会の委員は、各学科と事務局から選出される。各学科から1名ずつ、計3名、事務局は、総務部、教務・学生部、財務部、キャリア教育センターから各1名、計4名、これに委員長を加え、総勢8名で構成される。委員長（ALO）は学長により任命され、総務部と教務・学生部は、担当部門として委員会の事務を担っている。

令和7（2025）年度の自己点検・評価委員会の構成員は以下の通りである。

委員長（ALO）	保育学科	鈴木	弘充
委員	総合ビジネス・情報学科	内海	太祐
委員	生活プロデュース学科	吉川	光子
委員	保育学科	亀井	美弥子
委員	財務部	谷口	昌代
委員	キャリア教育センター	横山	元彦
委員	教務・学生部	小林	良向
委員	総務部	山崎	元

■ 自己点検・評価の組織図（提出資料・規程集-62）



【自己点検・評価に係る主な組織】

■ 常勤理事会（内部質保証推進組織）

各部門の自己点検・評価内容について、全学的観点から検証・支援・助言を行い、大学全体の内部質保証の責任を負う。

■ 自己点検・評価委員会（点検・評価実施組織）

自己点検の実施及び点検結果の検討を行い、各部門の自己点検・評価を推進する。

■ 教育課程審議会（教学マネジメント組織）

教育課程に係る点検結果の検討の策定を行う。

■ IR室（データ収集・分析組織）

各部門の点検評価に必要な情報収集、分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、自己点検・評価を支援する。

【その他の組織】

- ・教授会（教学点検活動の結果の共有、学内への伝達）
- ・自己点検・評価に係る外部諮問委員会（外部評価組織）第三者の立場からの評価・検証
- ・代表学生との意見交換会（学生の要望・意見の聴取）

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、平成6（1994）年度より自己点検・評価委員会を組織化し、「湘北短期大学専門委員会規程」に基づく全学的な委員会として位置づけられた。活動の詳細は、「自己点検・評価委員会細則」に定められている。

さらに、令和4（2022）年に制定された「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」の中で、自己点検・評価委員会は、点検・評価実施統括組織として、点検・評価に係る項目の設定、実施計画の策定、実施の指示、結果の取りまとめ等を行い、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価の結果を学内外に公表する責任を持つ組織と位置付けられた。

実際には、毎年度、自己点検・評価委員会事務局が自己点検・評価に係る項目を策定し、各部門に点検・評価の実施の依頼、結果の取りまとめ、自己点検・評価報告書の作成を行い、常勤理事会・教授会での報告を経て、本学Webサイトに掲載することにより、学内外に公表している。

また、従来、大学・短期大学基準協会「短期大学評価基準」の観点を抜き出して自己点検・評価報告書の評価項目としていたが、自己点検・評価活動の実質化を図るため、自己点検・評価報告書に基づいて、具体的にどのような改善が行われたかを評価・公表する仕組みを検討し、令和5（2023）年度には、そのすべての観点について、評価（チェック）することとした。さらに、改善が必要な項目については、取り組みの計画を記述することにして、次年度の報告書には、取り組みによる改善の内容を記述することとした。これに併せて、年度途中（前期末）に前年度の課題に対する改善の取り組みをまとめていた、自己点検・評価中間報告書を廃止した。

しかし、令和8（2026）年度に認証評価を受けるに当たり、令和6（2024）年度自己点検・評価報告書は、認証評価に準じた書式に一旦戻し、それに伴い中間報告書も作成することとなった。

以上のように、自己点検・評価活動は、実質的な教育活動の改善につなげるため常にPDCAサイクルを機能させるよう、見直しを図っている。

また、平成30（2018）年度に、「自己点検・評価委員会細則」を改定し、自己点検・評価委員会は、本学の教育・研究活動の改善を目的として学外の企業・高等学校等から意見聴取を行う「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」、本学の教育活動・学習環境の改善を目的として学生から意見聴取する「代表学生との意見交換会」を毎年度実施している。さらに、令和4（2022）年に制定された内部質保証体制において、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」と「代表学生との意見交換会」に対する自己点検・評価委員会の役割が明確に位置付けられた。

その他、毎年度、本学に関する各種数値データを「湘北短期大学データ集」としてまとめて、学内で公表することにより、本学の教育活動の改善のための情報源として広く活用されている。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

・令和6（2024）年8月27日 全学会同

本学の「内部質保証の方針及び実施体制」により、内部質保証の取り組みへの全教職員の参画が求められていることの確認、来年度（令和7（2025）年度）の報告書で、令和8（2026）年度に認証評価を受けることの報告、それに先立って、令和6（2024）年度の報告書は、認証評価の全項目について作成することの説明を行った。

・令和7（2025）年6月24日 第1回 自己点検・評価委員会

認証評価制度の内容を確認し、認証評価に向けた手続き、「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書」の作成のスケジュールについて審議した。

・令和7（2025）年7月2日 常勤理事会

・令和7（2025）年7月23日 教授会

ALO（自己点検・評価委員長）が、「令和7（2025）年自己点検・評価報告書」の作成、認証評価の手続き、スケジュールについて報告した。

・令和7（2025）年10月31日 自己点検・評価委員会事務局

各部門に対して、「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書」の作成を依頼した。

・令和7（2025）年11月4日 学科長・部門長への認証評価に関する説明会

湘北短期大学

- ・令和8（2026）年1月28日 拡大教授会（全教員対象）
認証評価に向けた、①「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書」・提出資料・備付資料の作成、②訪問調査（8月下旬～10月下旬の2日間）の準備について、スケジュール確認、役割分担等を行った。
- ・令和8（2026）年3月31日 自己点検・評価委員会事務局
各部門から提出された報告を取りまとめ、「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書」の作成を開始した。
- ・令和8（2026）年5月14日 令和8年度 第1回 自己点検・評価委員会
「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書」の作成状況の確認と、今後の作業内容とスケジュールを検討し、決定した。
- ・令和8（2026）年5月21日 令和8（2026）年度 第2回 自己点検・評価委員会
「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書（案）」の内容確認・修正作業を各委員に依頼し、今後の作業内容について確認した。
- ・令和8（2026）年6月18日 令和8（2026）年度 第3回 自己点検・評価委員会（書面開催）
「令和7（2025）年度自己点検・評価報告書」を確認し、承認を得た。
- ・令和8（2026）年6月24日 常勤理事会・教授会
自己点検・評価報告書について、自己点検・評価委員会委員長が報告し、承認を得た。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料	1. 令和 7（2025）年度 大学案内（p.2） 3. 令和 7（2025）年度 学則（p.2） https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/pdf/gakusoku2026.pdf 4. 湘北短期大学 Web サイト（建学の精神 湘北短期大学） https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/index.html 6. 令和 7（2025）年度 履修ガイド（p.2） 7. 令和 7（2025）年度 学生生活ガイド（p.1）
備付資料	1. 創立 40 周年記念誌『湘北短期大学 40 周年を迎えて』

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学が昭和 49（1974）年に開学するにあたり、当時の学校法人ソニー学園理事、井深 大氏は、「私の期待する大学教育」として、本学の教育に関する理想を示した。

以下、その全文である。

なんとかして有名大学を出ることが、もっと簡単にいえばよい大学へさえ入ってしまえば人生の大半が決まってしまう様な今日の世の中の機構に、私は大変疑問を感じる。

ほんとうに世の中の役に立ちその存在に意味のある人は、こんな教育の考え方の中から決して生まれてこないだろう。教育は決してだまってい上から自動的に与えられるだけのものではない。自分で求め何処までも自分で追求して行くのが真の教育の姿ではないだろうか。

こんな方向を目指し、どんどん実現して行ける学校がこれからの日本にはどうしても必要であるということから、湘北短期大学が生まれることになったのである。

実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きて行く、人を率いて行ける人柄を身につける教育を私は大いに期待している。

本学は、創立 25 周年（平成 10（1998）年）を機に、これを建学の精神（提出・1,4,7）とし、さらに「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」の一文に集約したものを教育理念（提出・1,6）とすることを、常勤理事会及び教授会にて確認した。建学の精神は、本学が目指す教育の姿、具体的な教育の目標を明らかにしており、本学の教育理念・理想を明確に示している。

建学の精神は、「自分で求め何処までも自分で追求していく」ことが真の教育の姿であり、これを目指し、実現することが本学の使命であること、「実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きて行く、人を率いて行ける人柄を身につける教育」を目指しており、この精神は、教育基本法や私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

建学の精神は、大学案内（提出-1）、学生生活ガイド（提出-7）、大学 Web サイト（提出-4）等への掲載、キャンパス 7 カ所でのパネル掲示、「建学の精神の碑」（備付-1）等、多くの場所で目にすることができるだけでなく、オープンキャンパス、入学式、卒業式、ガイダンス、保証人・ご家族対象の教育懇談会等の機会に、学内外に向けて表明されている。

本学では、年二度の全学会同、次年度に向けた教育計画会議の場で、学長による方針発表がなされるが、その際に、建学の精神やそれに基づく教育理念から説き起こすことで、建学の精神は学内において共有されている。

建学の精神を具現化した教育理念「社会で本当に役立つ人材を育てる」は、学則第 1 条第 2 項「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することにより、社会でほんとうに役立つ人材を育て、もって社会の発展に寄与する。」に表されている（提出-3）。本学は、定期的に学則の見直しを行い、必要な場合には、常勤理事会及び教授会の諮問を経て、新学則を定めており、これにより、建学の精神を定期的に確認している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

なし

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料	3. 令和 7 (2025) 年度 学則 (p.2) https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/pdf/gakusoku2026.pdf 5. 湘北短期大学 Web サイト (教育基本方針) https://www.shohoku.ac.jp/aboutus/policy.html 6. 令和 7 (2025) 年度 履修ガイド (p.2) 10. 令和 7 (2025) 年度 学生募集要項 (p.2)
備付資料	2. 成績評価や各種調査・アンケートの結果 (授業改善アンケート、就職先企業へのアンケート、卒業生アンケート、学修に関するアンケート、短期大学生調査、全国学生調査) 3. 内部質保証に関する資料 (「アセスメント・ポリシー」、「アセスメント・プラン」、令和 7 (2025) 年度 自己点検・評価に係る外部諮問委員会議事録、「湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制」) 4. 免許・資格取得に関する資料 (免許・資格取得状況) 5. 教育課程審議会議事録・資料 6. アドミッション・オフィス会議議事録・資料

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神と教育の理念に基づいて、「湘北短期大学教育基本方針 (教育目的、学修成果、三つの方針)」(以下「教育基本方針」という。)を定めている (提出-5,6)。
「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」という「教育の理念」に基づき、それを具現化するため教育目的を「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てること」としている。

学科の教育目的・目標は、大学全体の教育目的に定める人材育成を実現するために、各学科の学びに関する知識・技能を身につけることであり、それらの学修成果は「学修成果」並びに「卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」(以下「DP」という。)において示している (提出-5,6)。

各学科の教育目的・目標は、「教育基本方針」に示している。「教育基本方針」は、履修ガイド (提出-6) や Web サイト (提出-5) 等に掲載し、ステークホルダーである受験生、学生、保証人・学生の家族、高等学校教諭、就職先団体・企業が認知できるよう努めている。

学科の教育目的・目標の達成状況は、「アセスメント・ポリシー」及び「アセスメント・プラン」に基づき、成績評価や各種調査・アンケートの結果を集計し把握・評

価している（備付-2、3）。学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているかについての定期的な点検は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（地
域企業等3社の担当者、商工会議所事務局長、高等学校教諭、社会福祉法人理事長が
参加）（備付-3）、卒業生の就職先企業へのアンケート、卒業生アンケート（備付-2）
により行っている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、建学の精神及び教育の理念に基づき、教育目的・目
標を「ビジネス知識・IT活用能力・ビジネスの実践的技能を備えた社会で役に立つ
人材を育てる」こととしている。（提出-3）これは、企業や地域社会のさまざまな場面
で他者と協働しながら課題に対応し、実務に活かすことのできる力を備えた人材の育
成を目指すものである。

この教育目的・目標は、教育基本方針としてまとめ、Webサイト、履修ガイド等
を通じて学内外に表明している。また、その達成状況については、学修成果の獲得状
況、資格取得状況、就職状況、授業改善アンケート等（備付-2）を通じて把握・評価
している。

総合ビジネス・情報学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているかについては、前述の内容に加え、自治体や地域団体、企業等との連携活
動における意見交換、インターンシップ受入先との情報交換、卒業生の就職先との意
見交換等を通じて点検している。これらを通して、ビジネス社会の変化や地域・産業
界のニーズを踏まえながら、教育目的・目標の妥当性を継続的に確認している。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、建学の精神と教育の理念に基づき、教育目標・目的を
「生活に関わる専門知識と社会課題への関心を持ち、他者と協働することができる人
材を育てる」こととしている（提出-3）。

教育目的・目標については、広く学内外に表明しており、その達成状況の把握・評価
を行っている。生活プロデュース学科の教育目的・目標に基づき人材養成が地域・社会
の要請に応えているのかについての点検は、前述の内容の他、地域団体、企業等との連
携活動における意見交換、インターンシップ受入先との情報交換、卒業生の就職先と
の意見交換等を通じて点検している。

【保育学科】

保育学科では、建学の精神と教育の理念に基づき、教育目標・目的を「保育に必要な
知識と技能を習得し、実践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像
力を養うことができる人材を育てる」こととしている（提出-3）。

教育目的・目標については、広く学内外に表明しており、その達成状況の把握・評
価を行っている。保育学科の教育目的・目標に基づき人材養成が地域・社会の要請に
応えているのかについての点検は、前述の内容の他、自治体等で行われる意見交換会
や、学生の実習先・就職先との情報交換等を通じても行っている。

[区分 基準 I・B・2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I・B・2 の現状>

「建学の精神」に基づいて大学としての学習成果を定めている。また、各学科の学習成果は、学科の教育目的・目標に基づき定めている。大学、各学科の学習成果は「教育基本方針」において「学修成果」として示している（提出-6）。

「教育基本方針」あるいは「三つの方針（3 ポリシー）」は、履修ガイド（提出-6）や学生募集要項（提出-10）、Web サイト（提出-5）等に掲載しており、学習成果を学内外に表明している。

学習成果は、教育課程審議会（年 2 回）（備付-5）、教授会、常勤理事会等で、学校教育法の短期大学の規程に照らして定期的に点検している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、建学の精神に基づき、「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要な IT スキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」の 5 点を学修成果として定めている。これらの学修成果を、履修ガイドや Web サイト等を通じて学内外に表明しており、学校教育法における短期大学の規程に照らして、教育課程審議会、教授会等で定期的に点検している。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、建学の精神に基づき、「1:『幅広い知識』社会と生活についての知識と自ら情報を得る力を身につけ、自立した市民として社会生活に活かすことができる」「2:『専門分野の知識と技能』生活にかかわる各分野（被服、食物、住環境、子どもと家族、医療・福祉・健康）の専門性に応じた知識と基礎技能を修得している」「3:『コミュニケーション力と共生力』多様性を尊重し、他者とのコミュニケーションを図る能力と、共生や協働を実現する素養を身につけている」「4:『社会貢献力』「持続可能な社会の創り手」としての責任感と倫理観をもち、自らの役割を認識して社会で活躍できる」「5:『課題解決力とプロデュース力』身につけた知識・技能等を総合的に活用し、人々の生活に関わる課題の解決を図るとともに、新たな“もの”や“こと”を創り出し、豊かな生活をプロデュースすることができる」の 5 点を学修成果として定めている。前述の通り、学習成果を学内外に表明し、学校教育法の短期大学の規程に照らして定期的に点検を行っている。

【保育学科】

保育学科では、建学の精神に基づき、「1:社会人として必要とされる知識・能力・態

度等を習得している」、「2:保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用することができる」、「3:保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むことができる」の3点を学習成果として定めている。前述の通り、学習成果を学内外に表明し、学校教育法の短期大学の規程に照らして定期的に点検を行っている。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準Ⅰ-B-3 の現状>

DP、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（以下「CP」という。）、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（以下「AP」という。）、は「湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制」（備付-3）に基づき、教育課程審議会（備付-5）、アドミッション・オフィス会議（備付-6）、教授会等で組織的な議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定している（提出-6）。三つの方針は「教育基本方針」の中で示している。「教育基本方針」あるいは「三つの方針（3ポリシー）」は、Web サイト（提出-5）や履修ガイド（提出-6）、学生募集要項（提出-10）等に掲載しており、三つの方針を学内外に表明している。

大学及び各学科の DP は各々の学習成果を包含して示しており、卒業の要件を明確に示している。

大学及び各学科の DP は、教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」、教育目的「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てる」を踏まえて策定している。教育の理念、教育目的とも、簡潔で明快なメッセージであり、それに基づき大学及び各学科の DP では「コミュニケーション能力」「数量的能力」「情報リテラシー」「専門知識」等の普遍的に必要な能力を身に付けることを包含しており、社会的・国際的に通用性がある。

DP についての定期的な点検は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（地域企業等3社の担当者、商工会議所事務局長、高等学校教諭、社会福祉法人理事長が参加）（備付-3）、卒業生の就職先企業へのアンケート、卒業生アンケート（備付-2）での意見を踏まえ、教育課程審議会、教授会等で行っている。

大学及び各学科の CP は各々の DP に対応し、DP に示す学修成果を獲得するために必要なカリキュラムの構造を示している（提出-5,6,10）。

CP についての定期的な点検は、教育課程審議会、教授会等で行っている。

大学及び各学科の AP は「学修成果」及び DP に対応し、学習成果を獲得するために、入学前に身に付けておくべき知識や意欲・評価を明確に示している。

AP についての定期的な点検は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」、高等学校関係者からの意見を踏まえ、「湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制」に基づき、アドミッション・オフィス会議、教授会等で行っている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の DP、CP、AP の三つの方針は、前述のとおり、組織的な議論を通じて相互に関連付けながら一体的に策定されており、学内外に表明している。

総合ビジネス・情報学科では、「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要な IT スキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」の 5 点の学修成果を修め、所定の単位を修得した学生に学位を授与することを DP として定め、Web サイトや学生募集要項、履修ガイドにおいて公表している。総合ビジネス・情報学科で定める DP は、前述の通り、社会的・国際的に通用性を有しており、定期的に点検している。

総合ビジネス・情報学科では、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」の 5 つの学習区分を設定している。さらに、「専門教育科目」は、学科全体で共通して修得すべき知識・技能と、コース又はフィールドにおいて重点的に修得すべき知識・技能の性質や学習段階に応じて、「共通必修科目」、「コース必修科目」、「フィールド必修科目」及び「共通選択科目」の 4 つに区分している。各学習区分の学習の目的を示し、CP として明確に定めている。CP は DP に対応しており、DP に示す学修成果を獲得するために必要な教育課程の構造を示している。CP についての定期的な点検は、前述のとおりである。

総合ビジネス・情報学科では、入学生として「高等学校等の教育課程で幅広い科目を修得している」、「他者と適切にコミュニケーションをとり、協力して目標を達成する意欲がある」、「現代社会や国内外の出来事に関心を持っている」、「社会で活躍したいという意志がある」、「学科で求める基礎知識を身につけるため、入学前に学習に取り組む意欲がある」の 5 点に掲げる知識や意欲を備える人物を求めることを AP として定めている。この AP は、学科が定める学習成果に対応しており、また、入学前の学習成果の把握・評価についても明確に示している。AP の点検は、前述のとおり定期的に行っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の DP、CP、AP の三つの方針は、前述の通り、組織的議論により三つの方針を関連付けた一体的な策定がされており、学内外への表明を行っている。

生活プロデュース学科は、「1:『幅広い知識』社会と生活についての知識と自ら情報を得る力を身につけ、自立した市民として社会生活に活かすことができる」「2:『専門分野の知識と技能』生活にかかわる各分野（被服、食物、住環境、子どもと家族、医療・福祉・健康）の専門性に応じた知識と基礎技能を修得している」「3:『コミュニケーション力と共生力』多様性を尊重し、他者とのコミュニケーションを図る能力と、共生や協働を実現する素養を身につけている」「4:『社会貢献力』『持続可能な社会の創り手』

としての責任感と倫理観をもち、自らの役割を認識して社会で活躍できる」「5:『課題解決力とプロデュース力』身につけた知識・技能等を総合的に活用し、人々の生活に関わる課題の解決を図るとともに、新たな“もの”や“こと”を創り出し、豊かな生活をプロデュースすることができる」の 5 つの学修成果を修め、所定の単位を修得した学生に学位を授与することを DP として定め、Web サイトや学生募集要項、履修ガイドにおいて公表している。

生活プロデュース学科で定める DP は、前述の通り、社会的・国際的に通用性を有し、定期的な点検を行っている。

生活プロデュース学科では「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」の 5 つの学習区分を設定している。さらに「専門教育科目」は、「学科共通必修科目」、「学科共通選択科目」、ならびに専門領域を学ぶ「コース必修科目」、「コース選択科目」の 4 つに区分している。各学習区分の学習の目的は、CP として明確に示している。CP は、DP に対応しており、DP に示す学修成果の獲得のために必要な構造を示している。CP についての定期的な点検は前述のとおりである。

生活プロデュース学科では入学生として「高等学校等の教育課程に記載のある教科を幅広く修得している」、「生活に関連する分野に興味を持ち、知識と技能を身につける意欲がある」、「演習・実習を含む多様な形態の学びに熱心に取り組むことができる」、「他の人々との協力や連携による活動経験があり、人と協力しながら課題をやりとげる意欲がある」、「自立した社会人として社会で活躍したいと望んでいる」「学科が求める基礎的知識を身につけるため、入学事前学習に取り組むことができる」の 6 点に掲げる知識や意欲を備える人物を求めることを AP として定めている。この AP は、学科が定める学修成果に対応しており、また入学前の学修成果の把握・評価について明確に示されている。AP の点検は、前述の通り定期的に行っている。

【保育学科】

保育学科の DP、CP、AP の三つの方針は、組織的議論により三つの方針を関連付けた一体的な策定がされており、学内外への表明を行っている。

保育学科は、「P1:社会人として必要とされる知識・能力・態度等を習得している」、「P2:保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用することができる」、「P3:保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むことができる」の 3 つの学修成果を修め、所定の単位を修得した学生に学位を授与することを DP として定め、Web サイトや学生募集要項、履修ガイドにおいて公表している。

保育学科で定める DP は、前述の通り、社会的・国際的に通用性を有し、定期的な点検を行っている。

保育学科では「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「保健体育科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」の 5 つの学習区分を設定している。さらに「専門教育科目」は、習得させる知識・技能の性質や学習段階に応じて、「専門基礎科目」、「目的理解科目」、「対象理解科目」、「内容・方法科目」、「基礎技能科目」、「総合演

習科目」、「実習科目」、「その他科目」の 8 つに区分している。各学習区分の学習の目的を示し、CP として明確に示している。CP は、DP に対応しており、DP に示す学修成果の獲得のために必要な構造を示している。CP についての定期的な点検は、前述の通り行われている。

保育学科では入学生として「高等学校等の教育課程に記載のある教科を幅広く修得している」、「自分の意見をまとめ、文章で表現する能力を身につけている」、「他者と適切なコミュニケーションを図ることができ、共通の目的のために主体性を持ちながら協調して課題に取り組む能力を身につけている」、「福祉や教育に関する課題について考え、取り組むための基礎知識と思考力を持っている」、「学科が求める基礎的知識を身につけるため、入学事前学習に取り組むことができる」の 5 点に掲げる知識や意欲を備える人物を求めることを AP として定めている。この AP は、学科が定める学習成果に対応しており、また入学前の学修成果の把握・評価について明確に示されている。AP の点検は、前述の通り定期的に行っている。

<テーマ 基準 I・B 教育の効果の課題>

なし

<テーマ 基準 I・B 教育の効果の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I・C 社会貢献]

<根拠資料>

提出資料	なし
備付資料	7. 地域連携に関する資料（湘北短期大学 Web サイト（地域連携センター）https://www.shohoku.ac.jp/scopp/）、令和 7（2025）年度あつぎ協働大学資料、中学生向けの保育入門講座、地域・社会貢献の主な取り組み） 8. 地域連携に関する協定書等（「厚木市と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学及び東京農業大学との連携及び協働に関する包括協定書」（平成 20 年 6 月 30 日）、「厚木商工会議所と湘北短期大学との企業の Web サイト制作に関する協定書」（令和 4（2022）年 4 月 1 日）、「神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学、東京農業大学との連携・協力に関する包括協定書」（平成 30（2018）年 9 月 28 日）、「厚木商工会議所と神奈川工科大学、松蔭大学、湘北短期大学、東京工芸大学、東京農業大学との連携・協力及び協働に関する包括協定書」（平成 30（2018）年 9 月 28 日）」、湘北短期大学と高等学校との「教育交流協定書」、「湘北短期大学と神奈川工科大学との包括的連携協力に関する協定書」（令和 6

	(2024) 年 8 月 5 日)、施設利用に関する覚書 (平成 21 (2009) 年 6 月 1 日))
--	--

[区分 基準 I・C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I・C-1 の現状>

本学では、「地域と学びをつなぐ連携の拠点」として地域連携センターを設置し、全学的に地域・社会への貢献に取り組んでいる。地域連携センターは、本学の「教育資源を活かし、地域とともに学び、成長する機会を創出する」という、本学 Web サイト (備付-7) に示された社会貢献の取り組みの方向性のもと、地域社会、企業、高等学校と連携し、教育、人材育成、地域課題の解決に取り組む窓口として機能している。令和 7 (2025) 年度は、「あつぎ協働大学」(備付-7) の教養講座として 4 講座を開講し 58 名が申し込み、延べ人数で 190 名が参加した。また、特別講座として「中学生向けの保育入門講座」(備付-7) を開講した。さらに、正規授業の開放として、「F P 基礎論」(備付-7) を高大連携校の高校生に開放し 2 名が受講した。高大連携校からの体験授業要請 (備付-7) も受け入れ、3 月には 2 学年 190 名の生徒が来学し、3 学科で 6 講座の体験授業を展開した。

厚木市、厚木市内 5 大学と協定を締結し各種連携活動を行っている。令和 7 (2025) 年 3 月には新たに厚木市×企業×市内 5 大学「循環型社会の推進に関する協定」(備付-8) を締結した。また、ソニーグループ等の企業とも連携し活動を行っている。また、本学は「スペシャルオリンピックス日本・神奈川」との間に、平成 21 (2009) 年 3 月 11 日の常勤理事会の諮問を経て、「施設利用に関する覚書」(備付-8) を締結し、以来、17 年間、ほぼ毎週、テニス (土曜日に多目的グラウンド)、フロアボール (日曜日に体育館) の練習会場を提供している。ボランティアとしての学生の参加はほとんどないが、教員 1 名が、ほぼ毎回練習に参加し、学内施設の利用に関する調整・手続きを行っている。

教職員や学生は、年 2 回本厚木駅から大学までの「クリーンキャンペーン」を実施している。さらに、高大連携高校と協力して「スポ GOMI in 神奈川県内陸工業団地」(備付-7) のゴミ拾いボランティアを行った。

地域連携センター定例会 (毎月実施) では、地域・社会への貢献の取り組みについて点検を行っている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、地域連携・社会連携を学科の DP に示した学修成果獲得のための重要な教育の要素として位置づけており、地域貢献、社会への貢献についての取り組みに関する方向性を示し、地域・社会への貢献に取り組んでいる (備付-7)。

総合ビジネス・情報学科の地域との連携の取り組み例としては、次のようなものがある。①4 月:本厚木ミロード:イースターエッグを作ろう (太田ゼミ)、②7 月:湘北夏祭り (鈴木ゼミ)、③7 月:ビジネスアイデアコンテスト (卒業生講演、審査員は本厚木ミロード、高校教員 2 名)、④8 月:ゆる楽器 JAM (本学学生 15 名、厚木王子高校生 5

名、教員 2 名、ソニーセミコンダクターソリューションズ株式会社技術者 2 名、事務 1 名参加)、⑤9 月:毛利台小学校 5 年生 3 クラス金融教室(加藤ゼミ、財務委員会)、⑥10 月:くらき永田保育園こどもまんなかテラスにボランティア参加(太田ゼミ)、⑦11 月:海老名ビナウォーク文化祭(内海ゼミ、三輪ゼミ、踊り遊びサークル、合唱同好会参加)、⑧3 月:湘北春祭り(太田ゼミ、踊り遊びサークルと合唱同好会)、⑨1 年を通じ、情報系授業「プロジェクト実践」(6 プロジェクトが地域連携あるいは企業連携プロジェクト)

これらの総合ビジネス・情報学科における地域連携・社会連携の授業については、社会貢献としても位置付けており、今後も拡大を進めていく方針であるが、内容や効果については学科会議等において定期的に点検している。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、専門的な学びを地域社会に還元する多様な活動を展開している(備付-7)。令和 7(2025)年度には、学生による実践的な活動として、厚木市の商業施設と連携して子ども向けワークショップや出張ファッションショーを実施したほか、携帯電話販売店舗内のインテリアコーディネート、米穀店と連携したオリジナルおにぎりの企画・販売等にも取り組んだ。さらに、保育園での手作りおもちゃワークショップや、小学生を対象とした学内でのワークショップも複数回実施している。

また、小学校での学習ボランティア、子育て支援センターへの協力に加え、地域のイベント運営にも学生が主体的に参画している。

加えて、教員による教育支援も活発であり、専門領域を生かした多彩なテーマで近隣高校への出張授業を提供し、高大連携を推進している。さらに、市民向け公開講座やイベントの講師、厚木市の各種委員をつとめる等、専門的知見を地域教育に広く還元している。これらの多面的な活動を通じ、学科全体で地域社会の活性化と教育文化の向上に寄与している。

これらの活動は、記録し学科内で共有することにより点検を行っている。

【保育学科】

保育学科では、本学が示す方向性のもと、地域・社会への貢献に取り組んでいる(備付-7)。

「保育実践研究」(ゼミナール)では学生の学びを発展させる形でゼミごとに「おやこ図書館」での親子向け企画の立案・運営や、厚木市の子育て支援センターのイベントでの出展、保育園への劇の出張講演や連携園(あゆのこ保育園)を大学に招いての演奏会等を行った。また、授業「地域子育て支援論」では近隣児童館への乳児を持つ親子向け企画の立案・運営を行っている。さらに保育学科教員が顧問を務める踊り遊びサークルは、近隣地域のイベントに複数出演し盛り上げている。

さらに地域社会に向けた公開講座として、保育の仕事に関心のある高校生向けに「高校生のための保育入門講座」を年に 2 回開催し、合計 29 名の高校生が受講した。また、神奈川県との連携として、公共職業訓練国家資格取得コース(保育士)の委託を受け、訓練の実施を行い、将来の保育者の育成に努めている。

その他、学科教員はあつぎ協働大学の担当講師、各高校への出張授業講師、地域における保育、子育て関連の研修講師、自治体における各種委員会の委員として地域貢献を行っている。

また、これらの保育学科における地域社会への貢献についての取り組みは、その内容に応じて学科会議やその他委員会会議等において定期的な点検を行っている。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

なし

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

なし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料	なし
提出資料 - 規程集	規程集-54「専門委員会規程」 規程集-61「自己点検・評価委員会細則」
備付資料	2. 成績評価や各種調査・アンケートの結果（授業改善アンケート結果） 3. 内部質保証に関する資料（湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制、自己点検・評価報告書（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）、自己点検・評価中間報告書（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）、自己点検・評価データ集（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）、令和 7（2025）年度自己点検・評価に係る外部諮問委員会議事録、アセスメント・ポリシー、アセスメント・プラン、代表学生との意見交換会、カリキュラムマップ） 7. 地域連携に関する資料（高大連携連絡協議会、高大連携教育研究会）

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学は、「専門委員会規程」（提出資料・規程集-54）に基づき、規程として「自己点検・評価委員会細則」（提出資料・規程集-61）を、組織として自己点検・評価委員会を整備

している。自己点検・評価委員会の委員長は ALO をあてることを原則とし、委員は、各組織の専任教職員の中から、各学科長、各センター長及び各部長がそれぞれ推薦し、学長が任命することとしている。

また、令和 4（2022）年に制定された「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」（備付-3）の中で、自己点検・評価委員会は、点検・評価実施統括組織として、点検・評価に係る項目の設定、実施計画の策定、実施の指示、結果の取りまとめ等を行い、「自己点検・評価報告書」（備付-3）を作成し、自己点検・評価の結果を学内外に公表する責任を持つ組織と位置付けられた。

自己点検・評価委員会は、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備に関して、毎年度、自己点検・評価の実施と結果の取りまとめを行い、「自己点検・評価報告書」、本学に関する各種数値データをまとめた「湘北短期大学データ集」（備付-3）を作成している。「自己点検・評価報告書」は、本学 Web サイト上に掲載し、学内外に公表している。「湘北短期大学データ集」は、学内ポータルサイトに掲載することで全教職員が情報を共有している。これらの自己点検・評価の活動は全学・全部門に亘ることから、全教職員が関与している。

また、平成 30（2018）年度から、学長及び各部門代表教職員、各学科長と近隣の高等学校や企業・保育所等の関係者からなる「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（備付-3）を毎年度開催し、そこで得られた本学の教育・研究活動に関しての意見を、自己点検・評価活動に取り入れている。聴取した意見は、それに対する回答と共に本学 Web サイトに公表し、その後の取り組みと成果について次年度の「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」で報告することにより、PDCA サイクルを機能させている。加えて、本学地域連携センターは、「高大連携連絡協議会」、「高大連携教育研究会」（備付-7）を毎年度 2 回開催し、本学の教育活動に関して、高等学校の関係者から意見聴取を行い、教育活動の改善に取り入れている。

「自己点検・評価報告書」にまとめられた自己点検・評価の結果は、そこで挙げられた課題等についての取り組みを次年度の自己点検・評価報告書において報告するという PDCA サイクルが成り立っており、改革・改善に活用されている。

また、「自己点検・評価報告書」は、従来、「大学・短期大学基準協会 短期大学評価基準」の観点を抜き出して評価項目としていたが、自己点検・評価活動の実質化を図るため、「自己点検・評価報告書」に基づいて、具体的にどのような改善が行われたかを評価・公表する仕組みを検討し、令和 5（2023）年度にはそのすべての観点について、評価（チェック）することとした。さらに、改善が必要な項目については、取り組みの計画を記述することにして、次年度の報告書には、取り組みによる改善の内容を記述することとした。これに併せて、年度途中（前期末）に前年度の課題に対する改善の取り組みをまとめていた、「自己点検・評価中間報告書」（備付-3）を廃止した。しかし、令和 8（2026）年度に認証評価を受けるにあたり、令和 6（2024）年度の「自己点検・評価報告書」は、認証評価に準じた書式に一旦戻し、それに伴い中間報告書も作成することとなった。

以上のように、自己点検・評価活動は、実質的な教育活動の改善につなげるため、常に PDCA サイクルを機能させるよう、見直しを図っている。

[区分 基準 I・D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I・D-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、平成 30（2018）年度に「アセスメント・ポリシー」（備付-3）を定め、学生の学修成果を「大学（機関）レベル」、「教育課程レベル」、「科目レベル」の 3 つのレベルで把握し、評価を行っている。また、令和 5（2023）年度に「アセスメント・プラン」（備付-3）を制定し、アセスメントの実施目的、活用方法、内容、実施時期、実施部門等を明確にした。アセスメントで得られたデータは、学科・センターへフィードバックされ、教育課程の検討に活用している。

「アセスメント・ポリシー」や「アセスメント・プラン」は教務委員会、教授会、教育課程審議会等で定期的に点検している。点検に基づき、平成 30（2018）年度には、従前から行っていた「授業評価アンケート」を「自己学修及び授業評価アンケート」に変更した。また、更なる点検、見直しにより令和 5（2023）年度には「自己学修及び授業評価アンケート」から「授業改善アンケート」（備付-2）に変更した。

教育の向上・充実のための PDCA は「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」に基づき、次の手順で実施している。

項目	主な内容
【PLAN】 & 【ACTION】	■常勤理事会（全学内部質保証推進組織） 学長の意思決定を補佐し、教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定組織として内部質保証を推進する責任を持つ
【PLAN】 & 【ACTION】	■教授会 常勤理事会と連携し、教育基本方針の策定と見直し、教育課程の決定及び入学者選抜方法の決定等、本学の教育研究に関する重要事項について審議し、学長の諮問に答える
【CHECK】	■自己点検・評価委員会（点検・評価実施統括組織） 点検・評価に係る項目の設定、実施計画の策定、実施の指示、結果の取り纏め等を行い、自己点検・評価報告書を作成するとともに教育改善に関する提言を行う。また、自己点検・評価の結果を学内外に公表する
【CHECK】	■教育課程審議会（教学マネジメント組織） DP 及び CP の適切性を管理するとともに、これに基づく教育課程に関する PDCA サイクルの実質化を推進する責任を持つ
【CHECK】	■アドミッション・オフィス会議（入学者選抜評価実施組織） DP 及び CP を踏まえた AP の適切性を管理するとともに、これに基づく入学者選抜に関する PDCA サイクルの実質化を推進する責任を持つ
【DO】	■学科、センター、図書館及び事務局等の各部門（教育研究実施組

	組織等) 部門における内部質保証推進の実施主体となり、自己点検・評価及びその結果に基づき自部門の諸活動について改善・向上を図る責任を持つ 各学科は、3つのポリシーに係る適切性を点検・評価した結果、及びその課題に対する具体的な改善計画を、教育課程審議会及びアドミッション・オフィス会議において協議し、教育改善を行う
【CHECK】	■「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」(外部評価機関)、 「代表学生との意見交換会」(備付・3) 自己点検・評価委員会からの諮問に基づき、本学の教育・研究活動について第三者の立場から定期的に評価を行い、必要に応じて本学の教育・研究活動の質の向上及び組織の活性化に資する提言を行う 本学の教育活動、学修環境等における取り組みの適切性を、ステークホルダーである学生の視点から点検・評価するため、代表学生との意見交換会を定期的に開催する
【PDCA】 support	■IR室(データ収集、分析組織) 各部門の点検・評価に必要な教育・学生支援に関する情報収集や分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、各部門の自己点検・評価を支援する

関係法令の変更は、文部科学省通達や Web サイト等を確認し遺漏のないように努めている。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令等の変更があった場合は、その都度、常勤理事会、教授会で確認後、全学で共有している。なお、教育課程の変更は、年度末に次年度の学則変更を文部科学省へ届出を行なうとともに、Web サイトでの公表を遺漏なく実施している。各種資格(教育職員免許、保育士に関する資格等)についても、資格取得規則の改正に従って教育課程の見直しをその都度実施している。

<テーマ 基準 I・D 内部質保証の課題>

なし

<テーマ 基準 I・D 内部質保証の特記事項>

なし

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画 「建学の精神」及び「教育の理念」は、本学の教育基盤として確立している。学科の教育目的・目標、学習成果は、「教育の理念」に基づいて定められているが、教育目的・目標、学習成果が地域・社会の要請に込えているかを客観的な視点で確認できるよう取り組み、改善していく。また、学習成果の査定をより精度の高いものとし、教育の質を保証する具体策の改善につなげていく。

教育目的・目標、学習成果が地域・社会の要請に込えているかを客観的な視点で確認できるよう、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」では令和4（2022）年度より学外の委員を1名増員するとともに、事前・事後アンケートの充実を図った。また、「地域連携センター」の開設により、地域との連携をより密に図る体制を整えた。

学習成果の査定をより精度の高いものとし、教育の質を保証するため、以下の取り組みを実施した。

平成29（2017）年度	「湘北短期大学教育基本方針（教育目的、学修成果、三つの方針）」制定
平成30（2018）年度	「アセスメント・ポリシー」制定
令和元（2019）年度	「カリキュラムマップ」制定（備付-3）
令和4（2022）年度	「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」制定
令和5（2023）年度	「アセスメント・プラン」制定

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
なし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6－基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料	6. 令和 7 (2025) 年度 履修ガイド (p.2,29～,巻末) 7. 令和 7 (2025) 学生生活ガイド (年間予定表) https://scythe-tax-0f4.notion.site/2e3c702bfd84819b88bdf02fdc3b7920 9. 令和 7 (2025) 年度 学年暦 14. 令和 7 (2025) 年度 シラバス https://www.shohoku.ac.jp/student/syllabus.html
提出資料 - 規程集	規程集-78「成績評価に関するガイドライン」 規程集-68「卒業の認定に関する規程」 規程集-65「学位規程」 規程集-67「進級に関する規程」
備付資料	2. 成績調査や各種アンケート結果 (授業改善アンケート、就職先企業へのアンケート、卒業生アンケート) 4. 免許・資格取得に関する資料 (免許・資格取得状況) 12. 令和 7 (2025) 年度アセスメントテスト結果 13. 進路指導に関する資料 (進路一覧表 (令和 5 (2023) 年度～令和 7 (2025) 年度))

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

単位授与の要件については「学則」第 4 章に、卒業認定や学位授与に関する要件は「学則」第 5 章に定めている。「学則」は Web サイトや「履修ガイド」(提出-6)に掲載し広く周知を行っている。単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件について、学生には新学期ガイダンス等で説明を行っている。

単位の実質化を図るため CAP 制を導入し、年間に履修登録できる単位数を学科ごとに定めている。

単位授与、卒業認定や学位授与の適切な運用のため「成績評価に関するガイドライン」(提出資料・規程集-78)、「卒業の認定に関する規程」(提出資料・規程集-68)、「学位

規程」(提出資料・規程集-65)を定めている。学科会議及び教授会、教務・学生部による確認により、単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

「進級に関する規程」(提出資料・規程集-67)を定め進級判定を行っている。「進級に関する規程」は「履修ガイド」に掲載し周知している。また、「進級に関する規程」、進級要件について、学生には新学期ガイダンス等で説明を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、全学共通科目[リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目]及び専門教育科目[学科共通必修科目、学科共通選択科目、専門領域を学ぶコース必修科目及びコース選択科目]の科目区分により体系的に編成している(提出-6)。総合ビジネス・情報学科では、以下の学修成果5点、すなわち「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要なITスキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」に対応する形で、各科目区分に必要な授業科目を開設している。

専門教育科目は、学科全体で共通して修得すべき知識・技能と、コース又はフィールドにおいて重点的に修得すべき知識・技能の性質、並びに学習段階に応じて、「共通必修科目」、「コース必修科目」、「フィールド必修科目」及び「共通選択科目」に区分している。これにより、学生が基礎から応用へと段階的に学習を深め、学修成果を着実に獲得できるよう教育課程を編成している。

また、全授業科目についてシラバス(提出-14)を作成し、学修成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の必要な項目を明示している。教育課程の編成に当たっては、ビジネス社会における人材ニーズや、IT活用の進展、地域・企業との連携による実践的学びの必要性等を踏まえ、授業科目の開発及び編成を行っている。

学生による授業評価を前期・後期に定期的実施し、その結果を授業改善に活用している。授業内容については、学科会議、教育計画会議等を通じて授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図り、科目間の接続や内容の整合性を確保している。

教育課程の見直しは毎年度実施しており、「授業改善アンケート」(備付-2)の結果、学修成果の獲得状況、資格取得状況、就職状況、自己点検・評価に係る外部諮問委員会

等で得られた意見を踏まえ、必要な改善を行っている。授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しについては、教育課程審議会の体制が明確であり、学科の教務委員を中心として、学科長、副学科長、各コース・フィールド担当教員等、教育課程の編成に中心的に関わる者の役割も明確である。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の教育課程は、全学共通科目[リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目]及び専門教育科目[学科共通必修科目、学科共通選択科目、専門領域を学ぶコース必修科目及びコース選択科目]により構成され、各科目は、「基礎科目」「応用科目」「発展科目」「資格科目」に分類されている。5つの専門領域[ファッションとインテリアコース ファッション分野、フードコース、ファッションとインテリアコース インテリア分野、子どもサービスコース、医療事務・情報コース]は、専門的な知識と実践的な技能を修得できるよう科目を編成し配置している（提出-6）。加えて、学科の教育システムはコースに縛られずに専門科目の履修が可能であり、学生が希望する進路に合わせた的確に科目を選択し学修成果を獲得できるよう、教育課程表（提出-6）、カリキュラムマップ、モデル時間割等を提示し、丁寧な指導を行っている。

教育課程は年度ごとに見直しを行い、改善に取り組んでいる。見直しにおいては下記のような段階的なプロセスを経ている。

科目レベルでの見直し

- 1 教員はシラバス（提出-14）に授業の具体的到達目標と成績評価基準を明示し、その到達度を測ることにより学修成果の獲得状況を評価している。また、全授業において「授業改善アンケート」を行い、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- 2 全学的に年2回行われる「相互授業参観週間」において相互に開講授業を参観し、教員は自身のスキルアップ及び授業内容や指導方法の改善に活かしている。なお、学外からの専門家をゲスト講師として招聘する機会等にも随時授業公開を行っている。
- 3 地域と連携したイベントやファッションショー等、学びの成果を公開する機会を継続的に設けPDCAを実践している。

コースや学科レベルでの見直し

- 1 生活プロデュース学科では専門分野を学ぶ5つの専門領域を設置している。コース主任は、専門的な知識と実践的な技能を修得できるよう、教育課程編成・実施の方針にもとづき、設置科目の点検と見直しを行う。
- 2 学科会議や教育計画会議（非常勤講師を含む学科科目担当者により構成）において、授業の内容や学生の履修状況に関して情報を交換し、協力・調整を図るとともに、次年度に向けての検討を行っている。

全学での教育課程の審議と SDGs 教育

学科で検討されたコースや学科レベルでの見直しは、学科担当者と教務・学生部で集約し、全学の教育課程審議会を経て、翌年度の教育課程に反映されている。

授業や課外活動における SDGs の達成に資する取り組みは、学科の卒業認定・学位授与の方針における「社会貢献力」の獲得と深くかかわるものであり、学外にも活動を共有し、知見を蓄積する目的で、本学の Web サイト掲載や情報誌の発行を行っている。

生活プロデュース学科の教育課程編成・実施の方針（提出・6）

生活プロデュース学科は、「ソニー学園ダイバーシティ宣言」に則り、学生の多様性を尊重するとともに、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1.幅広い知識

「リベラルアーツ科目」「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」では、リベラルアーツや社会的に自立するための社会人基礎力を養います。「専門教育科目」では、各コースの専門分野に基づいた科目を学生が自由に選択できるようカリキュラムを編成し、コースの垣根を越えた幅広い知識を修得できる環境を整えます。

2.専門分野の知識と技能

「専門教育科目」を通じて、学生が主体的に、それぞれの分野における専門的な知識と実践的な技能を修得できる環境を整えます。

3.コミュニケーション力と共生力

コミュニケーション能力及び他者との共生を可能にする素地を涵養するため、講義のみでなく、担任（1年次）・ゼミ（2年次）制による個別指導、少人数グループワークを通じた協同学習、ファッションショー等のイベントといった多様な学びの形態を用意します。

4.社会貢献力

持続可能な社会の創り手となる責任感と倫理観を持ち、主体的に社会課題を発見・解決し、自ら新たな価値を創造する人材を育成するため、各科目に SDGs の視点を取り入れます。

5.課題解決力とプロデュース力

地域の人と繋がり、地域の問題に関心を持ち、自らの役割を認識して社会に貢献する人材を育成するため、地域に根差した学修を取り入れ、学修した内容をイベントや SNS を通して発表する場を設けます。

【保育学科】

保育学科の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、全学共通科目[リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目]、保健体育科目、及び専門教育科目[共通必修科目、免許・資格取得必修科目、選択科目]の科目区分で体系的に編成している（提出・6）。保育学科では、以下の学修成果 3 点「1:社会人として必要とされる知識・能力・態度等の習得」、「2:保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用すること」、「3:保育に関する学びを発展的に深めながら、

将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むこと」に対応する形で、上記区分においてそれぞれ必要な授業科目を開設している。本学科では、卒業及び保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得の必修科目及び選択科目に分け、必修科目及び選択科目を各年次に適切に配当して編成している。これに関連し、授業科目には、ナンバリング科目コードを付し、基礎・応用・発展の順で取り組めるよう授業科目を体系的に配置している（提出-6）。

また、シラバス（提出-14）には必要な項目（学修成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）について、明示している。保育学科においては、本学科の選考に関わる保育士や幼稚園教諭といった職業の状況等を踏まえ、授業科目の開発及び編成を行っている。

年2回実施される学生による授業改善アンケート（備付-2）を定期的に受けており、これを授業改善に活用している。授業内容については、授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図り授業を展開している。

教育課程の見直しは、保育士養成施設及び教職課程の認可条件（必要開講科目数、単位数、授業時間数、クラスサイズ等）の確認を含め、毎年度点検し、必要な改善を実施している。授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しについて、教育課程審議会の体制は明確であり、学科の教務委員が中心となり学科長・副学科長、実務家教員等、教育課程の編成に中心的に関わる者の役割も明確である。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教養教育（リベラルアーツ科目）は、リベラルアーツセンターが所管し、教養教育の内容と実施体制が確立している。リベラルアーツ科目は学科の専門教育科目と同じく、教育課程審議会にて定期的に見直しを行っている。

リベラルアーツセンターは、社会人として必要な3つの基礎能力（①社会や人との関係を作るためのコミュニケーション力、②対象に興味を持ち、問題を発見し、論理的に考える力、③状況を的確に把握し、主体的かつ柔軟に行動する力）を総合的に習得し、現代に必要な教養を身につけることを目的としたカリキュラムを提供している。

「日本語リテラシーⅠ」、「日本語リテラシーⅡ」、「情報リテラシー（データサイエンス入門）」、「生涯スポーツと健康Ⅰ」、「生涯スポーツと健康Ⅱ」は総合ビジネス・情報学科と生活プロデュース学科の1年次必修科目、「日本国憲法」は保育学科の1年次必修科目としている。また、初年次教育として入学前に実施する「湘北スタートアップセミナー」は、全学科の1年次選択科目である。リベラルアーツ科目は各学科の教育課程に組み入れられており、各学科の教育課程表やカリキュラムツリーに示す通り、専門科目との関連は明確である（提出-6）。

リベラルアーツ科目の教育の効果は、一部科目のルーブリックや、プレイスメントテスト日本語（入学時、2年次前期終了時）の実施等により測定・評価し、教育課程審

議会での審議等も踏まえて改善に取り組んでいる（備付-12）。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、教養教育として「リベラルアーツ科目」及び「国際理解科目」の科目区分を編成しており、それぞれの内容と実施体制が確立している（提出-6）。総合ビジネス・情報学科では、学修成果として、「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要な IT スキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」の 5 点を掲げている。

教養教育と専門教育との関連という点では、特に教養教育として配置している「リベラルアーツ科目」及び「国際理解科目」が、上記学修成果のうち、コミュニケーション能力、主体性、規律性、社会的マナー、幅広い社会理解及び国際的視野の基盤形成に深く関わっている。一方で、専門教育科目、インターンシップ科目及び就業力育成科目では、ビジネスの基礎知識、専門知識と技能、IT 活用能力等を中心に修得できるようにしており、教養教育で身につけた基礎的能力を土台として、専門的かつ実践的な学びへと発展させる構成となっている。

また、総合ビジネス・情報学科では、教養教育によって養われる基礎的能力が、専門教育科目における学修成果の獲得に結びつくよう、教育課程全体を通して段階的に学べる構造としている。とりわけ、リベラルアーツ科目では社会人として必要な基礎力を養い、それを基盤として専門教育科目においてビジネス社会で求められる知識・技能及び IT 活用能力の修得を図っている。

教養教育の効果の測定・評価に関しては、授業改善アンケート、成績評価等の結果を確認しながら改善に取り組んでいる。これらの結果は、教養教育の内容や教育方法の見直しに活用しており、教養教育の充実に向けた継続的な改善を行っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の教育目的は「生活プロデュース学科は、生活に関わる専門知識と社会課題への関心を持ち、他者と協働することができる人材を育てる」である。その目的を達成するため「教育課程編成・実施の方針」を定め、教育の内容と実施体制を確立している（提出-6）。

「リベラルアーツ科目」には、リテラシーを身につける科目と教養を深める科目が置かれ、生活プロデュース学科の学生は、いずれの専攻分野であっても、専門教育科目とリベラルアーツ科目の両方を学ぶことで、現代社会に必要な知見を効果的に深化させることができる。

「リベラルアーツ科目」の中には、「生活に役立つ教養と SDGs」（生活プロデュース学科の教員によるオムニバス授業を総合ビジネス・情報学科の学生が受講する）、

「ビジネスに役立つ教養と DX」（総合ビジネス・情報学科の教員によるオムニバス授業を生活プロデュース学科の学生が受講する）等、一方の専門教育をもう一方の教養教育として展開する特徴ある科目も置かれ、教育資源を有効に活用している。

リベラルアーツ科目は全授業において「授業改善アンケート」を行い、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

【保育学科】

保育学科では、教養教育として「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「保健体育科目」の科目区分を編成しており、それぞれの内容と実施体制が確立している（提出・6）。保育学科では、学習成果として「社会人として必要とされる知識・能力・態度等の習得」、「保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用すること」、「保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むこと」の 3 つを掲げている。教養教育と専門教育との関連という点では、特に教養教育としては「社会人として必要とされる知識・能力・態度等の習得」に深くかかわる科目が配置され、専門教育では残る 2 つの学習成果に深く関わる科目を配置するといった形でその関連は明確である。教養教育の効果の測定・評価に関しては、授業改善アンケート、成績評価やこれらの関連を確認し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では、各学科が所管する専門教育科目に加え、キャリア教育センターが所管する「インターンシップ科目」及び「就業力育成科目」を通じて職業教育を実施している（提出・6）。

「専門教育科目」、「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」における職業教育の内容、効果の測定・評価、ならびに改善への取り組みは以下のとおりである。

「インターンシップ科目」は、キャリア教育センターが所管し、総合ビジネス・情報学科及び生活プロデュース学科において、「インターンシップリテラシー」、「春季インターンシップ（長期）」、「春季インターンシップ（短期）」（いずれも 1 年次後期選択科目）を開設している。本学では、希望する学生全員がインターンシップに参加する方針をとっている。そのため、1 年次の春休み期間中に参加するインターンシップの事前準備として、「インターンシップリテラシー」を受講させている。同科目では、インターンシップ参加にあたり、目標設定、心構え、実習先で求められる実践的能力の習得を図っている。令和 7（2025）年度も引き続き、授業の一環として「プロフィール評価・面接」を実施し、学生がインターンシップを通じて伸ばしたい汎用能力を発表する機会を設けている。学生はこの取り組みに向けて、自己紹介 Web ページや自己紹介動画の作成にも取り組んでいる。

また、「インターンシップティーチング」（2 年次後期選択科目）を開設し、インタ

ーシップ参加経験のある 2 年生が 1 年生へ経験を共有する機会を設けている。授業では、1 年生に何を伝えるべきかを 2 年生が自ら検討し、1 年生の「インターンシップリテラシー」の 3 コマ分を担当し、授業進行まで任せている。

インターンシップの効果の測定は、実習先担当者の評価及び学生の自己評価を用いて行い、その結果を授業改善に活用している。

「就業力育成科目」は、キャリア教育センターが所管し、以下の科目を開設している。

科目名	対象学科・年次等
「私のキャリアデザイン」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次前期 必修
「実用と教養のための数的リテラシー」	全学科 1 年次前期 選択
「キャリアベーシック (SPI) 」	全学科 1 年次後期 選択
「私の就職活動プランニング」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次後期 選択
「キャリアブラッシュアップ」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次後期 選択
「証券外務実践」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次後期 選択
「PC 活用ベーシック I」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次前期 必修
「PC 活用ベーシック II」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次後期 選択
「仕事に役立つ PC 演習 (基礎)」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次前期・後期 選択
「仕事に役立つ PC 演習 (応用)」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次前期・後期 選択

「私のキャリアデザイン」は、個人ワークやグループワークを通じて、職業観の形成、働くことの多様な側面の理解、自分自身の将来を考える内容になっている。この科目で就職活動への意識づけを行った後、1 年次後期から「キャリアベーシック (SPI) 」(筆記試験対策)、「私の就職活動プランニング」(就職活動の実践的ノウハウ)へとつなげ、段階的にキャリア形成を支援している。なお、「キャリアベーシック (SPI) 」に必要な基礎的な計算力に不安のある学生に対し、「実用と教養のための数的リテラシー」を開設している。「キャリアブラッシュアップ」は、ソニーピープルソリューションズ株式会社の現役社員を講師として招き、職業人として必要な知識や考え方、働く姿勢、社会人生活に向けた心構え等を実践的に学ぶ。「証券外務実践」は金融機関就職後に必要となる二種証券外務員資格取得を目的とした対策授業を行っている。

「PC 活用ベーシック I」は、仕事で使う Microsoft Office の基本操作や、授業で使用するアプリや学内の情報システムの利用方法を学ぶ。また、タイピングスキルの向

上のため、タイピングコンテストも実施している。そして、同授業だけではまだ PC 基本操作に不安のある学生への追加的学習機会として「PC 活用ベーシックⅡ」を開設し、さらに、就職後に企業等ですぐに活用できる Excel の知識やスキルを学ぶために「仕事に役立つ PC 演習」を開設した。習熟度に応じて、基礎クラスと応用クラスを用意している。

職業教育の取り組み効果の測定は、「私のキャリアデザイン」の受講前後のアンケート調査、「キャリアベーシック (SPI)」の受講前の模擬試験及び期末試験により行い、その結果を授業改善につなげている。さらに各学科では、職業教育の効果を測定・評価するため、学生による授業改善アンケート (備付-2) のほか、卒業生アンケート (備付-2)、就職先からの評価 (備付-2)、資格取得状況 (備付-4)、就職率 (備付-13) 等を用いて多角的に分析している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の教育課程は、ビジネス社会で求められる実践的な職業能力を育成する体系となっている (提出-6)。学科では、「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要な IT スキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」という 5 点の学修成果を掲げており、これらを獲得できるよう職業教育を実施している。

就業力育成科目では、キャリア意識の醸成、就業に必要な基礎力の育成、ビジネス社会における基本的な知識・技能の修得を図っている。また、共通必修科目の「プレゼミナール」及び「ゼミナール」は、学生が自己理解を深めるとともに、将来の進路を見据えて学ぶ基盤を形成する役割を果たしている。

専門教育科目では、ビジネス情報、経理・金融、ショップマネジメント、オフィスワーク、観光ビジネス、プログラミング、メディアデザイン等の各領域を体系的に編成し、それぞれの業種・職種で必要とされる知識と技能を実践的に学べるようにしている。さらに、インターンシップ科目を通じて、学生が実際の職業現場に接し、学内での学びを職業的実践へと結びつける機会を設けている。地域や企業と連携した実践的な学びも取り入れ、理論と実務の接続を図っている。このように、就業力育成科目、専門教育科目及びインターンシップ科目を通じて、職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の実施体制は明確である。

職業教育の効果を測定・評価するため、学生による授業改善アンケートのほか、資格取得状況、就職率、卒業生アンケート、就職先からの評価等を用いて多角的に分析している。これらの結果は学科内で共有し、ゼミナール担当教員とキャリアサポート課が連携して学生指導に活用するとともに、教育課程や授業内容、各種支援の方法等の改善に反映している。

【生活プロデュース学科】

「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」では、社会的に自立するための社会人基礎力を養う。「専門教育科目」では、各コースの専門分野に基づいた科目を提供するだけでなく、コースの垣根を越えた幅広い知識の習得を促し、实际生活に必要な能力を育成する環境を整えている。SDGs、DXを始めとした現代社会で求められるリテラシーを身につけられるよう科目横断的な配慮がなされている（提出-6）。

学科共通必修科目の「ライフスタイルマネジメントの基礎」（1年次前期）「ライフキャリアプランニング」（1年次後期）「ライフスタイルマネジメント」（2年次後期）では、大学の専門的な学びに移行するための導入教育に始まり、就業・自立への意欲を養うキャリア教育を段階的に行い、続けて、人々の多様な生き方を知り自身の生活設計をする力や持続可能な社会を考察できる力を培う。

「医療事務・情報コース」では、目指す職業が特定されており、資格取得を通じて実務に必要な知識とスキルの獲得ができる教育課程が組まれていることに加え、医療人としての職業倫理を涵養するよう内容が配慮されている。他の4コースでは、希望する進路は幅広いが、生活関連産業の接客・サービス職、事務職で求められる汎用的な能力の修得を目指す専門科目が設置されている。例として「接客サービス特講」では、接客やサービス職の実務に携わる企業の方や卒業生をゲスト・スピーカーとして招き、受講する学生の興味や関心を高めている。

職業教育の効果は、資格取得状況、就職率、「卒業生アンケート」、「授業改善アンケート」等により定期的に測定しているだけでなく、科目においても検証を行っている。例として学科共通必修科目「オフィスワーク演習」では、一般事務に必要な知識や社会人として求められる汎用的なスキルを身につけるが、どの程度身についたか、どう役立てたいかの視点で学生が書いた振り返りは、職業教育の効果の質的な評価として扱うことができる。

卒業生を授業やイベントに招く機会においては、仕事の中で学科の教育がどのように役立っているかを聞くことで、教育課程の点検に役立っている。

職業教育を行うことと並行し、ゼミナール担当教員がキャリアサポート課の職員と連携し、適切な進路選択につながるよう学生個人への指導を行っている。

他大学へ進学希望の学生に対しては、ゼミナール担当教員が教務・学生部職員と連携し、進学先に合わせた個別の指導を行っている。

【保育学科】

保育学科の教育課程は、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許の取得を柱とした、実践的な職業能力を育成する体系となっている（提出-6）。教養科目を通じて主に学習成果の「1:社会人として必要とされる知識・能力・態度等を習得している」を習得し、これを土台に専門科目を積み上げることで学習成果の1に示す「社会人として必要とされる知識・能力・態度等」をより深く習得するとともに、「2:保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用することができる」、「3:保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践

的に取り組むことができる」が習得できるようになっている。このように、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。なお、実習指導に関わる科目を始め、関連の深い科目において現職の保育者を招聘した特別講義を組織的に組み込み、学生が理論と実践の統合を図る機会を実習以外にも設けるほか、職業教育の一環として正規の実習以外で保育現場を経験する機会となる

「保育ボランティア」に全員が参加可能となる体制を整備し、早期から保育・幼児教育職への職業意識を醸成する環境を整えている。

職業教育の効果を測定・評価するため、学生による「授業改善アンケート」のほか、実習園からの評価、各実習における学生の自己評価、学生の実習園・就職園等との意見・情報交換等を用いて多角的に分析し、教育課程や各取り組みの実施方法等の改善に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

【キャリア教育センター】

「キャリアベーシック（SPI）」の学習には基礎的計算力が不可欠であるが、一部の学生に十分な計算力が備わっていない。そのため、「実用と教養のための数的リテラシー」の履修が必要な学生に対し、必要性を認識させる仕組みや履修促進、習得度確認の方法を検討する必要がある。

学生が企業を評価する基準が、給与、年間休日、勤務エリアに偏りがちである。働く環境、福利厚生制度等、学生が理解していない要素を認識させる方法の検討が求められる。

タイピングスキルは日常的な練習が不可欠だが、「PC 活用ベーシックⅠ」終了後は継続的に練習する機会が不足している。授業後も継続して取り組める仕組みの構築が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料	なし
備付資料	2. 成績調査や各種アンケート結果（GPA 分布・平均、授業改善アンケート、卒業学年アンケート、学修に関するアンケート、短期大学生調査、全国学生調査、就職先企業へのアンケート、卒業生アンケート） 3. 内部質保証に関する資料（アセスメント・ポリシー、アセスメント・プラン、カリキュラムマップ） 4. 免許・資格取得に関する資料（免許・資格等の取得状況、資格取得奨励制度奨学金支給状況、保育学科免許・資格取得状況、オープンバッジに関する資料） 13. 進路指導に関する資料（進路一覧表（令和 5 年度～令和 7 年度）） 14. 学位取得率

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

「教育の理念」である「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」、教育目的である「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てること」に基づいて定められている学習成果は、各学科の学びの特性等を踏まえ、具体性がある内容となっている。

授業科目は、学生が履修しやすいように各年次にわたり適切にバランスよく配置され、また、CAP 制により十分な学習時間を確保し、学習成果を獲得できるようになっている。ほとんどの学生が 2 年間で単位を修得し卒業しており、これらの学習成果は一定期間内で獲得可能である（備付・14）。

また、学修成果の測定は「カリキュラムマップ（備付・3）」に従って「アセスメント・プラン（備付・3）」に定める方法で測定が可能である。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の学修成果は、「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要な IT スキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」の 5 つ

であり、ビジネス社会で活躍できる人材を育成するという学科の教育目的を踏まえた具体的な内容となっている。

これらの学修成果を着実に獲得できるよう、授業科目は各年次にわたり段階的かつバランスを考慮して配置されており、学生はビジネスの基礎知識、専門分野の知識・技能、コミュニケーション能力、IT 活用能力、職業人としての態度を順次深めることができるようになっていく。また、学生の卒業状況（備付-14）、資格取得状況（備付-4）、就職状況（備付-13）等からも、これらの学修成果は 2 年間の学習の中で獲得可能であることが確認できる。

さらに、学修成果は各授業科目の到達目標と対応づけて示されており、その測定は前述の通り、「カリキュラムマップ」及び「アセスメント・プラン」に基づく方法により可能となっている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の学修成果は、「1:『幅広い知識』社会と生活についての知識と自ら情報を得る力を身につけ、自立した市民として社会生活に活かすことができる」「2:『専門分野の知識と技能』生活にかかわる各分野（被服、食物、住環境、子どもと家族、医療・福祉・健康）の専門性に応じた知識と基礎技能を修得している」「3:『コミュニケーション力と共生力』多様性を尊重し、他者とのコミュニケーションを図る能力と、共生や協働を実現する素養を身につけている」「4:『社会貢献力』「持続可能な社会の創り手」としての責任感と倫理観をもち、自らの役割を認識して社会で活躍できる」「5:『課題解決力とプロデュース力』身につけた知識・技能等を総合的に活用し、人々の生活に関わる課題の解決を図るとともに、新たな“もの”や“こと”を創り出し、豊かな生活をプロデュースすることができる」の 5 つであり、学科の学びの特性を踏まえた具体性がある内容である。

これらの学修成果を着実に獲得するために、各年次にわたり学科全体の授業科目はバランス良く配置されており、学生の卒業状況・資格取得状況、就職状況等からも、これらの学修成果は一定期間内で獲得可能である。

また、学修成果の測定は前述の通りの方法で測定が可能である。

【保育学科】

保育学科の学修成果は、「1:社会人として必要とされる知識・能力・態度等を習得している」、「2:保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用することができる」、「3:保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むことができる」の 3 つであり、学科の学びの特性を踏まえた具体性がある内容である。

これらの学修成果を無理なく獲得するために各年次にわたり授業科目はバランス良く配置されており、学生の卒業及び資格・免許取得状況からも、これらの学修成果は一定期間内で獲得可能である（備付-4,14）。

また、学習成果の測定は前述の通りの方法で測定が可能である。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科において、各授業科目の学修成果は、学科で定めている学修成果に対応している。具体的に学科で定めている学修成果は、「1. ビジネスに関わる基礎知識・企業や組織の仕組み、会計、流通に関する専門的知識を適切に活用できる」、「2. 自分が選んだ分野の業種や職種に必要な専門知識と技能を適切に活用できる」、「3. ビジネスに必要なコミュニケーション能力を適切に発揮し、他者と協働することができる」、「4. 情報化されたビジネス社会に必要な IT スキルを理解し、現場で活用できる」、「5. ビジネスにおいて必要な主体性、柔軟性、規律性及び社会的マナーをもって行動できる」の 5 つである。各授業科目は、これら 5 つの学修成果の一部又は全部に対応しており、その内容はシラバスに明記されている。

教員は、シラバスに示した到達目標及び成績評価基準に基づいて、個々の学生の学修成果の獲得状況を適切に評価している。成績評価にあたっては、評価の公平性と適正性を確保するため、学科で定める基準に基づいて実施しており、科目の特性に応じた適切な評価を行っている。

また、令和 7 (2025) 年度には、資格取得者に対して「オープンバッジ (備付-4)」を発行し、学生が修得した知識・技能を可視化する取り組みを開始した。これは、資格取得を通じて獲得した学修成果を学生自身が確認できるようにするとともに、学外に対してもその成果を明示するものである。さらに、令和 8 (2026) 年度入学者から、学科のフィールド科目の履修・修得状況に応じた「オープンバッジ」の発行を予定しており、資格取得に限らず、学科における専門的な学びの成果を段階的に可視化する仕組みの整備を進めている。

教員が行った成績評価の状況 (備付-2) については、IR 室より提供される成績分布等の資料や、シラバスとの整合性の確認を通じて把握し、点検している。これにより、ビジネス社会で求められる知識・技能、コミュニケーション能力、IT 活用能力等の学修成果の獲得状況を適切に評価するとともに、その妥当性の検証に努めている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では 5 つの学修成果を定めている。学科で開講する全ての科目は、学修成果の一部あるいは全てに対応しており、シラバス及び「カリキュラムマップ」に明記し学生が確認できるようにしている。

教員が成績評価を行う際には、シラバスに記した学修成果と授業の具体的到達目標に基づき、学生が獲得した学びの成果を適切に評価している。また、年々、多様な背景を持つ学生の割合が増す状況に適切に対応するため、学期末の成績評価の時点だけでなく、各期の途中においても、定例の月次学科会議で学生情報を共有し、学生が学修成果を獲得できるよう学科教員が協力して支援している。

教員が行った成績評価の状況については、IR 室より提供される成績評価の集計や授

業改善アンケートの結果（備付-2）を合わせて点検を行っている。

【保育学科】

保育学科において、各授業科目の学習成果は、学科で定めている学修成果に対応している。具体的に学科で定めている学修成果は、「社会人として必要とされる知識・能力・態度等を習得している」、「保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用することができる」、「保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むことができる」の3つである。各授業科目は、これら3つの学習成果の一部あるいはすべてと対応し、シラバスに明記されている。

教員は、シラバスに示した成績評価基準に基づいて、個々の学生の学習成果の獲得状況を適切に評価している。

また、教員が行った成績評価の状況については、IR室より提供される資料に基づき把握し、点検している。

[区分 基準Ⅱ・B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ・B-3 の現状>

IR室において学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定している。

「アセスメント・プラン」（備付-3）に基づき、教育課程編成や授業改善のため、GPA分布・平均値（備付-2）、成績分布（単位修得状況）（備付-2）、学位取得状況（備付-14）、資格等取得状況（備付-4）、就職率（備付-13）、各種アンケート集計結果（備付-2）等をIR室から各学科・センターに提供している。

学生の成長実感（自己評価）や学生生活や学習の満足度を問うアンケート（備付-2）、卒業生へのアンケート（備付-2）、卒業生の就職先へのアンケート（備付-2）を実施し、それらの結果も教育課程編成や授業改善に活用している。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データは、教育課程審議会での審議、学科・センターでの学修成果の点検に活用している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有している。量的データとしては、GPA分布、単位修得状況、学位取得状況、資格取得状況、就職率等を活用している。特に、ビジネス社会で求められる実践的な知識・技能の修得状況を把握する指標として、簿記、情報処理、販売、秘書、観光、IT関係資格等の取得状況を学科において把握している。

また、質的データとしては、学生による授業改善アンケート、学習に関する自己評価、卒業生アンケート、就職先アンケート等（備付-2）を活用している。さらに、インターンシップにおける実習先からの評価や、地域・企業と連携した実践的な学びにお

ける学生の取り組み状況も、学修成果の獲得状況を把握するための資料として活用している。

これらの量的・質的データは、前述の通り、IR 室から提供される各種資料とあわせて、学科における教育課程の検討や学修成果の点検に活用している。学科では、これらのデータをもとに、学生がビジネスの基礎知識、専門知識と技能、コミュニケーション能力、IT 活用能力、職業人としての態度等をどの程度獲得しているかを把握し、教育課程や授業方法、学生支援の改善につなげている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、令和 6（2024）年度に DP ならびに CP を変更した。それに伴い、それまではコース別に学修成果を定めていたが、学科全体の学修成果に統一した。教員は、L1 から L5 までの学修成果と各担当科目の到達目標を対応させ、成績評価基準に基づき学修成果の獲得状況を適切に把握するよう努めている。そして、定期的に IR 室から提供されるデータをもとに、学生が学修成果をどの程度獲得できたかについて点検、確認し、次年度の教育課程編成等の検討において活用している。

活用している具体的データは、GPA の分布状況・平均値、免許・資格取得状況、授業評価アンケート結果、学修成果・教育課程区分別集計、学修に関するアンケート結果、インターンシップや留学、他大学への編入学率、在籍者数の推移の捕捉、休学・退学率、就職内定率、実就職率等、それぞれ数値化されたものであり、過年度との比較や経年の変化を見ることができる。

【保育学科】

保育学科では学習成果の獲得状況について、IR 室により集約されているデータを用いて測定する仕組みをもっている。具体的には、GPA 分布、単位修得率、学位取得率、保育士資格・幼稚園教諭二種免許・社会福祉主事任用資格の取得率について、教育課程編成のため、また個々の科目の改善等のため学科会議等で共有し活用している。このほか、「学修に関するアンケート」や「短大生調査結果（備付・2）」等の学生自身による自己評価の活用を行っている。IR 室からは大学編入学率・在籍率・卒業率・就職率も提供され、この活用も行っているが、保育学科においては、資格・免許取得のための実習に先立った保育ボランティアの参加率も把握し、特に実習指導に関連する授業の改善等に活用している。なお、保育ボランティアにおいては学生自身の自己評価に質的内容が含まれており、その回答内容の活用も行っている。「授業改善アンケート」における学生による自由記述を含んだ学習成果に関する自己評価は、授業の改善や教育課程の検討のために活用している。

卒業生アンケートにおいても、大学での学びと経験を通じて成長したこと（学習成果）について測定しており同様に活用を行っている。

これらの各種データは全て、学生が学科の教育課程を経る中で得た学修成果を多角的に把握し分析、そして必要に応じた改善を行うために重要なものである。各データの分析から得られた結果は、教育課程の見直しや個々の科目における授業改善等に活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

「学修成果」の獲得状況について、「カリキュラムマップ」に従って成績評価や学生満足度を集計することで可視化している。

「学修成果」及び「カリキュラムマップ」については履修ガイドに掲載している他、学生に新学期ガイダンスで周知している。また、「学修成果」、「カリキュラムマップ」、「学修成果に関するアンケート結果」を Web サイトで公表している。

学修成果の獲得状況を示す指標としては、資格取得状況、就職状況等を Web サイトで公表している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、学修成果の獲得状況について、可視化した根拠に基づき公表するよう努めている。学科で定める学修成果は、履修ガイド、シラバス及び Web サイトを通じて学生及び学外に示しており、各授業科目においても到達目標と成績評価基準を明示することで、学生が自らの学びの到達状況を確認できるようにしている。

また、学修成果の獲得状況については、前述の通り、「カリキュラムマップ」や各種アセスメント資料に基づき把握している。加えて、GPA 分布、単位修得状況、資格取得状況、就職率等の量的データや、授業改善アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケート等の質的データを活用し、学修成果の獲得状況の把握と可視化に努めている。

また、学生に対しては、各授業科目の成績評価、履修指導、ゼミナール担当教員による助言等を通じて、自らの学修成果の獲得状況を自覚できるよう説明している。以上のように、総合ビジネス・情報学科では、学修成果の獲得状況について、根拠に基づく把握と公表に努めている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科ではコースごとに重点目標とする資格を定め、合格率の目標を設定している。合格率は学修成果の獲得状況とも密接に関係があることから、合格率低下局面においてはその原因を把握して翌年の学生指導に反映させている。

1 年次の学科共通必修科目である前期「ライフスタイルマネジメントの基礎」、後期「ライフキャリアプランニング」では、入学前の初年次教育科目「湘北スタートアップセミナー」で用いたテキストを継続して使用し、学生基礎力や社会人基礎力をワークシートで確認したり、時期を区切って学生自身が目標を設定したり、その達成状況をふりかえる取り組みを実施している。これらを通じて、学生が自ら学修成果の獲得状況を自覚できる機会を設けている。

【保育学科】

保育学科では、教育目的である「保育に必要な知識と技能を習得し、実践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像力を養うことができる人材を育てる」の

達成状況を把握するため、IR 室から提供される単位修得率、GPA 分布、学位取得率、保育士資格取得率、幼稚園教諭二種免許取得率、就職率、卒業生アンケートの結果等、量的・質的なデータに基づいて学習成果を可視化している。また、「カリキュラムマップ」に従って各学習成果と成績評価や学生満足度との関連を集計したデータにより、各学習成果の獲得状況が可視化されている。

各科目のシラバスには、具体的な到達目標や評価基準と共に、関係の深い学習成果が明確に示されており、学生が獲得した学修成果について根拠を基にした説明が可能である。

<テーマ 基準Ⅱ・B 学習成果の課題>

学生自身が「学修成果」を理解し、「学修成果」に示す内容について自らの成長を実感できる仕組みの構築が課題である。そのような仕組みの構築のために、DP 及び学修成果の獲得状況の測定方法について見直しを進めていく。

<テーマ 基準Ⅱ・B 学習成果の特記事項>

本学が定める「資格取得奨励制度」に基づき、資格を取得し申請のあった学生に対して、学習成果の可視化及び学修意欲の向上を目的として「オープンバッジ」の付与を開始した。付与にあたっては、同制度における資格の難易度区分に連動させ、「金」「銀」「銅」の3段階のバッジを設定した。令和7（2025）年度は、総合ビジネス・情報学科及び生活プロデュース学科の学生を対象に、延べ414個の「オープンバッジ」を付与し、一定の成果を収めた。（保育学科の学生も対象としていたが、保育学科の学生からの申請はなし）

令和7（2025）年度の実績を踏まえ、令和8（2026）年度はさらなる制度の定着と対象の拡大に向け、以下の取り組みを推進する。

■申請運用の改善:

資格取得奨励制度への申請漏れを防ぎ、学生の利便性を向上させるため、従来の「前期・後期の試験期間中のみ」としていた申請期間を改め、「随時受付」へと運用を変更する。

■フィールド制への付与・新規バッジのデザイン:

総合ビジネス・情報学科の「フィールドの学び」に対するバッジ付与は卒業時を予定しており、令和8（2026）年度入学生が最初の付与対象となる。これに向け、付与するバッジのデザインを総合ビジネス・情報学科の科目「プロジェクト実践」の授業内の一プロジェクトとして学生自身に考案させ、早期に確定させる。

■付与対象の多様化（課外活動への展開）:

正課授業や資格取得に留まらず、学生の多様な経験を評価するため、地域連携活動やボランティア活動への参加実績に対する新たな「オープンバッジ」付与プログラムを検討する。このプログラムにより、学科に関わらず付与対象の拡大が見込めると考

えられる。令和 8（2026）年度後期からの付与開始を目指し、評価基準及び運用の仕組みの構築を進める。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料	1. 令和 7（2025）年度 大学案内 2. 令和 8（2026）年度 大学案内 10. 令和 7（2025）年度 学生募集要項 11. 令和 8（2026）年度 学生募集要項 12. 令和 7（2025）年度 入試ガイド 13. 令和 8（2026）年度 入試ガイド
備付資料	10. 入学予定者への情報提供（入学手続き関連資料、新学期ガイダンス予定表、「湘北スタートアップセミナー」案内、入学事前学習資料） 11. 入試に関する資料（社会人入試実施要領等、科目等履修生募集要項、学生募集要項（p.14）外国人留学生選抜）

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

各入学者選抜の方法は、本学の入学者選抜規程第 2 条に次の通り定めており、入学者受入れの方針（AP）に対応している。

（選抜試験の方法及び区分）

第 2 条 選抜試験は、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定を行うものとする。また、能力・意欲・適性等の評価・判定にあたっては、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学志願者の学力を構成する特に重要な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の 3 要素について適切な把握を行うものとする。

2 本学において実施する選抜試験の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校推薦型選抜
- (2) 総合型選抜
- (3) 一般選抜
- (4) 児童養護施設等推薦型選抜
- (5) 社会人選抜
- (6) 外国人留学生選抜

（学校推薦型選抜の方法）

第 3 条 学校推薦型選抜は、指定校制及び公募制に区分し、次の各号の方法により行うものとする。

（1）指定校制

本学が指定した高等学校（以下「指定校」という。）に在籍し、所定の推薦基準を満たし、在籍する学校長の推薦を受けて、本学を第一志望とする志願者を対象とする。学力検査を免除し、学校長の推薦書、調査書及び面接・プレゼンテーションにより選考する。なお、指定校は、本学への過去の入学者数及び本学在学中の成績等を参考にしてアドミッション・オフィス会議で候補校を選定し、教授会の議を経て、学長が決定する。

（2）公募制

在籍する高等学校の学校長の推薦を受け、本学を第一志望とする志願者を対象とする。学力検査を免除し、学校長の推薦書、調査書及び面接・プレゼンテーションにより選考する。

2 学校推薦型選抜（指定校制・公募制）による志願者は専願とし、本学合格後の入学辞退は原則としてできない。

（総合型選抜の方法）

第 4 条 総合型選抜は、本学を理解し、本学で学びたいという強い意欲と本学が求める基本的学習能力を持つ者を積極的に受け入れるものとし、1 次選考と 2 次選考により合格判定を行う。

2 総合型選抜に志願する者は、エントリーシートを提出しなければならない。エントリーシートには、本学への志望理由等の他、高等学校等での学習・生活の状況を把握するため、「学習成績の状況（評定平均値）」、「欠席日数」、「遅刻日数」の記載を求める。

3 1 次選考は、志願者の選択する次のいずれかの方法により可否を判定する。

（1）エントリーシートに基づく面接・プレゼンテーション

（2）エントリーシートに基づく面接及び作文

4 2 次選考は、調査書の内容及び 1 次選考の結果をもって可否を判定する。

5 総合型選抜に志願する者は、専願ないし併願を選択できるものとする。専願を選択した志願者は、2 次選考合格後の入学辞退は原則としてできない。

（一般選抜の方法）

第 5 条 一般選抜は、学力試験、小論文及び調査書に基づく面接により選考を行う。

2 学力試験の教科は、国語、数学及び英語とする。

3 小論文は、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価することを目的に行う。

4 英語の 4 技能（聞く、話す、読む、書く）を評価するため、志願者が日本英語検定協会が実施する「実用英語技能検定」の「2 級」、「準 1 級」、「1 級」のいずれかの級に合格しており、出願時に所定の申告が行われた場合に、学力試験の得点に加点する。

（児童養護施設等推薦型選抜の方法）

第 6 条 児童養護施設等推薦型選抜は、児童養護施設等の入所する者で、かつ別に定める受験資格を満たす者に対して、調査書及び面接・プレゼンテーションにより選考を行う。

2 児童養護施設等推薦型選抜による志願者は専願とし、本学合格後の入学辞退は原則としてできない。

（社会人選抜の方法）

第 7 条 社会人選抜は、受験する年度において満 23 歳以上の者、ないし社会人としての就業経験等を 2 年以上有する者にして、学修計画書、面接、小論文により選考を行う。

2 前項とは別に、社会人選抜には本学が神奈川県より受託する公共職業訓練「専門人材育成コース」による選考を含める。この選考は面接、小論文により行う。

（外国人留学生選抜の方法）

第 8 条 外国人留学生選抜は、日本国籍を有しない者で、かつ別に定める受験資格を満たす者に対して、日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」のうち、本学が指定する「日本語」の科目の成績及び面接により選考を行う。

AP に定めている通り、入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法（総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制・公募制）、一般選抜、外国人留学生選抜 等）を実施している（提出-10、12）。

「入学者選抜規程」を定め、規程に基づき入学者選抜を実施している。選抜試験の合格者等を教授会の審議を経て学長が決定することとしており、学長を中心とした責任体制は明確である。

また「アドミッション・オフィス運営規程」に基づき、アドミッション・オフィス会議を定期的に行っているほか、入試制度改革、学生募集計画の企画立案及び入学者選抜における多面的・総合的な評価（書類審査・面接審査等）に関する業務に主体的に関わるアドミッション・オフィサーを 3 名配置する等、アドミッション・オフィスを整備している。

〔区分 基準Ⅱ・C・2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

＜区分 基準Ⅱ・C・2 の現状＞

学生募集要項（提出-10）は、AP 及び選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

また授業料、その他入学に必要な経費は、学生募集要項、Web サイト、入学案内等で明示している（提出-1,10）。

オープンキャンパス、個別学内見学等における相談及びメール・電話・SNS 等での

湘北短期大学

受験生及び保護者の問い合わせ等に対して、広報部を中心に全学で適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ・C 入学者選抜の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅱ・C-2 の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料	7. 令和 7（2025）年度 学生生活ガイド https://scythe-tax-0f4.notion.site/2026-2e3c702bfd848007ad5dc1bf1aaa9673 6. 令和 7（2025）年度 履修ガイド 14. S-LIFE（学友会紹介冊子）
提出資料・ 規程集	規程集-54「専門委員会規程」 規程集-61「自己点検・評価委員会細則」
備付資料	2. 成績調査や各種アンケート結果（授業改善アンケート、卒業学年アンケート、学修に関するアンケート、短期大学生調査、全国学生調査、湘北保育のイメージ調査） 4. 資格取得に関する資料（資格取得奨励制度奨学金支給状況、資格取得奨励制度冊子） 9. 新学期ガイダンスに関する資料（新学期ガイダンス資料、新学期ガイダンス日程表） 10. 入学予定者への情報提供・学習支援（リベラルアーツ科目「湘北スタートアップセミナー」シラバス、入学事前学習資料、「湘北ポータル」アカウント、入学式及び入学時教育懇談会の案内、スクールバス時刻表、「新入生のためのピアノ特別講座」案内） 13. 進路指導に関する資料（進路一覧表（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）） 15. Campus plan に関する資料（キャンパスプラン使用マニュアル） 16. 海外留学に関する資料（短期海外研修案内、留学フィールド案内）

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

入学手続き者に対し、入学手続き完了時に、入学事前学習資料（備付-10）、初年次教育「湘北スタートアップセミナー」の案内（備付-10）を送付するとともに、本学のポータルシステム「湘北ポータル」のアカウント（備付-10）を配付し、入学式及び入学時教育懇談会の案内（備付-10）、新学期予定表（備付-9）、スクールバス時刻表（備付-10）等を送付し、授業や学生生活についての情報を提供している。

入学者に対し 4 月の授業開始前に学習や学生生活のためのオリエンテーション（新学期ガイダンス）を行っている。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のため、上記の「湘北スタートアップセミナー」の中で様々な授業を行っている他、学習成果の獲得に向けて、「履修ガイド」（提出-6）、「S-LIFE」（提出-8）等の印刷物や「学生生活ガイド」（提出-7）、「資格取得奨励制度冊子」（備付-4）等の Web 上の情報を発行している。また、新学期ガイダンスにて、履修登録や卒業・進級要件等に関する説明を行っている。

学生の学修上の悩み等について、全教員が「オフィスアワー」を開設し、適切な指導助言を行っている。また、各期の GPA が 1.0 以下かつ修得単位数が当該学科当期平均を下回る学生には、学生、保証人、担当教員、教務・学生部職員による四者面談を実施し、成績不振の要因の確認、今後に向けた話し合い等を行う体制も確立している。

基礎学力が不足する学生に対して、学び直しの為、平成 30（2018）年度より「基礎教養のための数学演習」を開講している。令和 7（2025）年度からは「実用と教養のための数的リテラシー」に名称変更した。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、総合ビジネス・情報学科及び生活プロデュース学科 1 年次必修科目「ジェネラル・イングリッシュⅠ」「ジェネラル・イングリッシュⅡ」「日本語リテラシーⅠ」「日本語リテラシーⅡ」、保育学科 1 年次必修科目「英語」において習熟度別クラスを編成している。習熟度の指標として入学時に行う「TOEIC Bridge」のスコア（「ジェネラル・イングリッシュⅠ・Ⅱ」及び「英語」）や高校在学時の評定値（日本語リテラシーⅠ）を用いている。また、日商簿記検定 3 級及び 2 級対策講座、3 級及び 2 級 FP 技能検定対策講座、基本情報技術者試験対策講座を実施し、より難度の高い資格・検定の合格を目指す学生をサポートしている。

GPA で一定の条件を満たした学生に対しては、CAP 制を緩和する措置を取っている。また、2 年次科目「日本語コミュニケーション」では 1 年次科目の「日本語リテラシー」で一定以上の成績を収めていることを履修条件としている。

また図書館に「IT コンシェルジュ」（主に IT 機器操作の支援）及び「学習コンシェルジュ」（主に学習支援）各 1 名を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

留学生の派遣は、オーストラリア国立ニューカッスル大学における 3 カ月間の留学（備付-16）がある（総合ビジネス・情報学科観光ビジネスコース留学フィールド学生）。また、希望者を対象としたオーストラリア国立ニューカッスル大学及び台湾国立暨南

大学における 2 週間の語学研修（備付-16）を実施している。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、学習支援の方策を点検している。令和 7（2025）年度は、学力や汎用的能力についての調査結果（英語、日本語、SPI、PROG）を学科・センターと共有し、授業方法やカリキュラム改善に活用している。

全専任教員は「オフィスアワー」を設け、研究室の入り口に時間帯を掲示し、学生が研究室を訪問しやすい仕組みを整えている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、学修成果の獲得に向けて、入学前から卒業まで一貫した学習支援を組織的に行っている。入学予定者に対しては、入学前学習に関する案内や学生生活・授業に関する情報提供を行い、入学後は新学期ガイダンス、学科ガイダンス、履修ガイダンス等を通じて、大学での学び方、履修登録の方法、学科の教育課程や学修成果について丁寧に説明している。

学科では、学生が学修成果を円滑に獲得できるよう、履修ガイド（提出-6）、シラバス、ポータルサイト等を通じて必要な情報を提供している。各授業科目では、学修成果、授業内容、成績評価基準等を明示し、学生が自らの学びの見通しを持てるようにしている。また、履修や学習に関する相談については、教員による個別の指導・助言を行う体制を整えている。

特に初年次教育においては、1 年次前期に学生をランダムに担当教員へ割り当てる「アドバイザー制」を導入している。アドバイザー教員は、学生の授業への適応状況、出席状況、学習上の不安等を早い段階で把握し、大学生活の最初の段階でつまずきが見られる学生の発見と支援につなげている。これにより、学生が孤立することなく、必要に応じて教務・学生部や関係教職員と連携しながら、早期に適切な支援を受けられる体制を整えている。

また、学科では「プレゼミナール（1 年次前期科目）」や「ゼミナール（1 年次後期～2 年次後期科目）」を通じて、学習習慣の形成、基礎的な学習スキルの向上、進路を見据えた学びの支援を行っている。学習上の悩みを抱える学生に対しては、ゼミナール担当教員、アドバイザー教員、学習コンシェルジュ等が連携して支援にあたり、必要に応じて個別面談や追加の助言を行っている。

さらに、学修成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき、学習支援方策の点検を行っている。GPA、単位修得状況、授業改善アンケート、各種調査結果等を参考にしながら、学生の学習状況を把握し、授業方法、履修指導、個別支援の改善に活用している。このように、総合ビジネス・情報学科では、学修成果の獲得に向けた学習支援を組織的に実施している。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、1 年生を約 10 名ずつに分けクラス担任を置き、全員への個別面談を含む親身な学習支援を行っている。その後 2 年生に進級する前に、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」のクラス分けを行い、以降はゼミナール担当教員が卒業までの学習支援、就職活動と学生生活のサポートを行う。加えて、学生が所属するコースを管理する

コース主任も学業への取り組み等を見守り、支援から抜け落ちる学生がいないよう体制を整えている。学科会議では定期的に、学生の動向について共有する機会を持っている。

4月の通常授業開始に先立ち、新入生を対象とした学科ガイダンスを実施し、学習及び学生生活を円滑に開始できるよう指導している。ガイダンスでは、学科の教育目的や教員の指導体制等について説明した後、新入生が学科時間割、履修ガイド（提出-6）及びシラバスを参照しながら履修登録を行うところまで、2年生のアシスタント学生の協力も得て、丁寧なサポートを行っている。生活プロデュース学科では、所属コースの科目に加え、他の4コースの科目も履修可能な仕組みとなっているため、多様な選択肢の中から適切な科目選択ができるよう、コースごとのモデル時間割を作成し、指導に活用している。

学科の教育課程を通じた学習支援の結果、「学修に関するアンケート」（令和7（2025）年2月）では「DXの能力」や「SDGsの知識や経験」の伸長を実感する学生が多く、意図した学習成果の獲得が概ね達成されている。一方「読解力・文章作成能力等の国語力」については、前年度比で改善は見られるものの、依然として強化が必要な領域である。これに対し、本学科では令和6（2024）年度から継続して、必修科目内に「基礎学力向上タイム」を設け、語彙力アップの問題演習を行うことで、長期的な視点に立った基礎学力支援を展開している。

【保育学科】

保育学科では、学習成果の獲得に向けた学習支援を組織的に行っている。具体的には、全学で行っている「湘北スタートアップセミナー」を通じて、入学に向けた授業や学生生活の情報の提供を行っている。また、このほかに学科独自の取り組みとして、入学手続き者に対し、「音楽実技Ⅰ」に関する事前の学習動画の配信や希望者を対象とした入学前の「新入生のためのピアノ特別講座」（備付-10）等を行っている。

入学者に対しては、学習、学生生活をスムーズにスタートできるよう、入学後にガイダンスの時間を設けており、そこで大学での学習、学生生活に関する情報提供を行っている。これに加えて、保育学科では入学生を迎えるために、2年生が企画・運営をし、学生の視点を盛り込んだ学科における学習や学生生活に関する内容が伝えられる「新入生歓迎オリエンテーション」（備付-9）を実施している。

保育学科では、入学・進級時、後期スタートといったタイミングでガイダンスの機会を設けているほか、マイスター制（35名前後の学生に対して3名の教員が担任のような形で受け持ち、学習や学生生活の相談や指導の窓口として機能している）により、マイスター教員との面談の機会を持っている。これらの機会を通して、学生個々の学習の動機づけに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のための学習支援を行っている。

学生の学修上の悩み等について、全教員による「オフィスアワー」の開設により対応するほか、上述のマイスター制度により、学生が悩みを相談しやすい環境を整えており、適切な指導・助言を行うことができる体制を有している。

基礎学力が不足する学生に対しては、学び直しの機会として開講されている「実用と教養のための数的リテラシー」（1年次前期科目）の履修推奨を行う等の対応を行って

いる。また、進度の速い学生や優秀な学生への対応とも共通して、1年次必修科目「英語」において習熟度別クラスを編成しており、これにより基礎学力が不足する学生、あるいは進度の速い学生や優秀な学生いずれにとっても効果的に学習成果が得られるよう配慮している。

学習成果の獲得状況については、IR室より提供される成績データや英語及び日本語のプレイスメントテスト等により学生の学習成果を把握し、学習支援の方策を点検している。令和7(2025)年度においては、在学中の習熟度の伸長が低下傾向にある日本語能力を向上すべく、1年次必修科目「日本語リテラシーⅡ」の内容について、より学生の目指す保育・幼児教育に関する学習と結び付け、学生が学習の必要性を自覚し高い関心と意欲をもって学習できるものになるよう改善を図るとともに、教育課程における科目区分をリベラルアーツ科目から専門科目に変更した。

【総合研究センター】

総合研究センターでは、学修成果の獲得に向けた学習支援の一環として、授業内容のオンデマンド化及び学習支援動画コンテンツの制作・改訂を行っている。

- ・ 公開中の動画:フリーアクセス動画 35本、ユーザー登録動画 138本 計 173本
- ・ 令和7(2025)年度の動画再生回数: 延べ 5,972回

令和7(2025)年度は、「大人数授業」「資格試験対策」「実習系授業」を重点対象に、「色彩学(生活プロデュース学科1・2年次前期科目)」、ピアノ、インターンシップ、「ITパスポート(総合ビジネス・情報学科2年次前期科目)」の4科目・領域に関する動画教材の制作・改訂を行った。これらの動画教材は、学生が授業外に必要な箇所を繰り返し視聴できることから、授業内容の理解に時間を要する学生や進度の遅い学生の復習・補習的学習を支援するものとして位置付けられる。

また、「色彩学」については、既存コンテンツを更新するとともに、全学科で活用できる「色の基礎」に関するコンテンツを制作した。専門分野に入る前提となる基礎的知識を動画で確認できるようにすることで、学科・履修状況を問わず、基礎事項の定着を図る支援につなげた。

実習系の支援としては、ピアノに関するオンライン講座に2コンテンツを追加し、ピアノ演奏に関する基礎練習や反復学習を支援する教材の充実を図った。ピアノ等の技能習得においては、学生ごとの習熟度差が生じやすいため、動画教材により、進度の遅い学生は自分のペースで繰り返し確認し、進度の速い学生や意欲の高い学生は授業外に追加練習を進めることができる学習環境を整備した。

インターンシップをサポートする「インターンシップリテラシー」(1年次後期選択科目)の授業では、受講者全員に対し、インターンシップにおける服装等の良い例や悪い例を表現した動画を公開した。

資格試験対策については、「ITパスポート」に関するオンデマンド教材を制作・改訂対象に含め、情報分野の基礎知識を段階的に学べる環境づくりに取り組んだ。これは、基礎理解に不安のある学生の補習的学習を支えとともに、資格取得や発展的な学習を目指す学生に対しても、自主的・継続的な学習を促す支援である。

以上のように、令和 7（2025）年度の総合研究センターの取り組みは、動画教材の制作・改訂を通じて、学生の理解度や進度に応じた学習機会を拡充するものであり、基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対する補習的支援と、進度の速い学生や優秀な学生に対する発展的支援の双方に資する学習支援として実施された。

[区分 基準Ⅱ・D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ・D-2 の現状>

本学は教育職員と事務職員が一体となって学生生活を支援する体制を整えている。学友会活動をはじめとする学生の生活支援のための専門部署として教務・学生部がある。教務・学生部は、教務・学生部長のほか専任職員 6 名が学生生活の支援にあたり、学生委員会を主宰し、各学科・事務局各部の協力体制を構築している。

学生委員会は、各学科から 1 名、計 3 名の教員と事務局各部から選出された計 4 名の職員及び教務・学生部によって組織されており、学生生活、学友会活動、課外活動、奨学金等の学生への経済的支援に関する情報を共有し、学科・事務局を連携させる役割を担っている。これらを円滑に行うため、ほぼ毎月 1 回学生委員会を開催している。

また、学生委員はそれぞれ学友会の執行部や委員会の顧問を務めるが、学生委員以外にサークル等の顧問を務める教員 8 名をサポートメンバーとし、学生委員とサポートメンバー合同の拡大学生委員会を年に数回開催している。

本学は、課外活動も教育の一環であるという考え方のもと、学生の課外活動への参加を奨励している。学友会は、執行部 4 部門と 3 つの専門委員会、湘北祭実行委員会及び 15 のサークル・同好会で構成され、活発に活動している。また、学友会の決議機関として、執行部及び委員会・サークルから選出された代議員による代議員会が設置され、年 2 回の代議員会で執行部員の承認、サークルの新規設立・継続に関する事項、次年度事業計画及び予算案の議決・承認を行っている。委員会又はサークル・同好会に所属している学生は、令和 7（2025）年度では全体の 65%となっており、高い参加率を維持している。

また学友会活動を含む課外活動支援の一つとして「湘北ポイントシステム」を設けている。本学学生証の非接触 IC 機能を活用し、諸活動に参加した学生には湘北ポイントを付与している。貯まった湘北ポイントは図書カードやレストランチケット等と交換することができ、学生の参加意識の向上に役立っている。

学友会の委員会及びサークル・同好会には教職員が顧問として 1～2 名配置され、日常的に学生からの相談に対応する体制をとっている。さらに、執行部、各委員会幹部、サークル代表者で構成する部長会の幹部が一同に会して各活動を協議し報告を行うリーダーズキャンプにも顧問が出席し、必要なアドバイスを行っている。湘北祭やスポーツ大会といった大きな学園行事等については、教務・学生部が顧問とともに委員会やサークル・同好会等のサポートを行うが最終的な活動方針の決定等にあたっては学生の自主性を尊重することとしている。なお、教務・学生部は外部講師に委託して、各団体の幹部を対象として、年に 2 回リーダー研修を行い、各団体幹部のコミュニケー

ション能力・組織運営の向上を支援している。

5号館1階のキャンパスレストラン及び売店は、外部委託により運営されている。大学側は、運営助成費の支給や厨房機器の供与等最大限の支援を行い、安価で多様なメニューの提供を目指している。当キャンパスは周辺に飲食店がなく、最寄りのコンビニエンスストアまで徒歩約10分を要する立地にあるため、学生からのニーズは非常に高い。

こうした学生の期待に応えるべく、コロナ禍にあった令和3(2021)年と令和5(2023)年の2回にわたり、レストランのリニューアルを実施した。その目的は、快適なランチタイムの提供だけでなく、授業前後における学習やコミュニケーションの空間を構築することである。機能性とデザイン性を追求し、若者世代がSNSで発信したくなるようなカラフルな什器(テーブル・椅子)の導入やレイアウトの工夫を行うことで、利用満足度の向上を実現した。

さらに、キャンパスレストランは受験生へのアピールとしても活用しており、オープンキャンパス時にはレストランでのランチ体験プログラムを実施している。

レストランの営業時間は9時から17時まで(学年末試験期間や長期休暇期間は時間を変更)とし、通年で営業を行っている。ランチは定番の定食、麺類、丼類、カレー等を中心に提供するほか、不定期で「ご当地ラーメン」や「人気店とのコラボメニュー」といった特別メニューも企画・提供している。さらに厨房での焼きたてパンの販売や、売店での菓子・飲料・アイス等の豊富な品揃えにより、学生の利便性と満足度の向上に努めている。

年間を通じては、学生向けの各種イベント(唐揚げフェア、ケーキビュッフェ、100円ランチ、アイス半額販売、50円パン販売等)を積極的に開催し、キャンパスレストランが学生に親しまれる憩いの場となるよう運営している。

前述の立地環境により、昼食時は学生が集中し混雑が生じやすいが、テイクアウト用容器を用意する等の緩和策を講じている。精算面においては、Edy機能付き学生証による迅速な決済システムを導入し、スムーズな会計と混雑の防止を図っている。

このほか、3号館1階に書店が出店し、10時～15時30分迄、書籍、文具、教科書等を販売し、学生・教職員は書籍等を割引価格で購入できる。

自宅外通学予定の入学者には、本学Webサイト上で、本学が提携する不動産会社を紹介している。オープンキャンパスの際は、個別相談で対応し、合格者にはチラシを同封して情報提供を行っている。

最寄り駅である小田急線本厚木駅からの通学方法は、徒歩25分、路線バス10分のほか、本学スクールバス3台を授業時間や履修学生数に合わせて運行し、学生の通学の便に供している。自転車・バイクによる通学者は許可登録制となっており、指定した駐輪場の利用を指導し、登録ステッカーを交付している。なお、自動車通学は禁止している(但し、心身に障がいがある学生の自動車通学については、必要に応じて、構内に専用駐車場を設け認めている)。

学業成績・人物ともに優秀な学生を経済的に支援し、社会に貢献できる人材育成を目的として、1年次の学納金を免除する「井深大奨学金制度」、2年次前期授業料を免除する「特待生制度(2年次)」、1年次の施設設備費を免除する「湘北スカラシップ」

を設けている。令和 7（2025）年度は井深大奨学生 1 名、特待生制度（2 年次）15 名、湘北スカラシップ 34 名の計 50 名となった。また、経済的支援を必要とする学生を対象として、授業の空き時間等を使って大学の事務等の業務に従事してもらい、時間当たり神奈川県最低賃金＋200 円を学修奨励金として支給する「ワークスタディプログラム奨学制度」を設けており、年間延べ 30 名程度の学生がこの制度を利用して、学生生活に必要な資金を得ている。

上記のほか、①国際理解教育奨学金制度Ⅰ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）、②国際理解教育奨学金制度Ⅱ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）、③同窓生子女奨学金制度、④みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度、⑤資格取得奨励制度 等、多くの奨学制度を設けている。

- ①「国際理解教育奨学金制度Ⅰ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）」は短期海外研修参加者に奨学金 5 万円を給付する。同参加者が研修後卒業までの間に、TOEIC を受験し 400 点以上獲得した場合に奨励金 5 万円を、同 500 点以上獲得した場合に奨励金 10 万円をそれぞれ追加給付する。
- ②「国際理解教育奨学金制度Ⅱ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）」は 3 カ月の海外留学者の留学先授業料を大学が負担する。
- ③「同窓生子女奨学金制度」は本学の卒業生又は在学生の 2 親等以内の新入生を対象に、入学登録料 30 万円の内、半額相当 15 万円を奨学金として給付する。返還の義務はない。令和 7（2025）年度は合計 32 名に与えられた。
- ④「みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度」は同窓会からの寄付をもとに、学友会活動、学外での競技、イベント、ボランティア活動等で優れた実績を残し、他の模範となる学生に活動実績優秀者奨学金 10 万円を給付する。返還の義務はない。令和 7（2025）年度は 10 名に与えられた。
- ⑤「資格取得奨励制度」は大学が指定する資格を取得した場合に受験料から最高 10 万円まで、取得した資格の難易度に応じた奨励金を給付する。令和 7（2025）年度は延べ 416 名が資格を取得し、奨励金は約 313 万円が給付された。

上記以外に令和 7（2025）年度「日本学生支援機構奨学金」の給付奨学金の受給者が 193 名、貸与奨学金の利用者が 122 名である。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングのため、「健康相談室」と「なんでも相談室」を学内に設置している。「健康相談室」には看護師が日中常駐しており、令和 7（2025）年度の利用者（実人数）は 174 名であった。「なんでも相談室」は、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が相談にあたる体制としている。精神的な問題や人間関係に悩みを抱える学生に対して専門家の立場からの相談やアドバイスを行っている。令和 7（2025）年度の延べ面談回数は 285 回（配慮を要する学生等の面談を含む）である。また、「なんでも相談室」のカウンセラーを SD 研修の講師として招き、教職員全員が学生の悩み相談等の傾向を共有する機会を設けている。

なんでも相談室以外に、電話・Web カウンセリング、各地の提携カウンセリングルームでの面談カウンセリングも外部団体（ティーベック株式会社）に委託して実施し

ており、学生には入学時にアナウンスしている。これらの制度の令和 7 (2025) 年度の利用実績は、面談カウンセリング:8 件、電話カウンセリング:2 件、その他問い合わせ:16 件であった。

「卒業学年アンケート」を 2 年生に対して実施し、学生の意見・要望を収集している。また、自己点検・評価委員会は、各学科から 2 名の代表学生を集め、学生生活全般についての意見を聴く機会（「代表学生との意見交換会」）を設けている。

特別聴講学生として中国の大連東軟信息学院から 1 名の留学生を受け入れており、グローバルコミュニケーションセンターが中心となって、学習支援や住居の手配等の生活支援を行っている。

社会人学生の学習支援について、令和 7 (2025) 年度在籍の社会人学生（1 名、保育学科所属、神奈川県離職者等委託訓練事業「専門人材育成コース（国家資格取得コース）」※令和 7 (2025) 年度より開始し、令和 8 (2026) 年度は 4 名が入学）については担当教員が学習に関する相談に随時対応しているほか、保育準備室の職員 1 名が委託訓練に関する事務的な手続きや学習に関する相談に対応し支援を行っている。

大学構内のバリアフリー化は、1 号館から 7 号館までの建物のうち 3 号館と 6 号館を除き、対応している。また、3 号館、6 号館の 2 階と多目的グラウンドを除きすべての施設に車いすでのアクセスは可能である。歩行困難な学生が多目的グラウンドを使用する場合は事務職員が車で送迎する等の支援を行う。車いすで利用できるトイレは 2 号館を除く全館に設置している。

「障がい学生の修学支援に関する基本方針（ガイドライン）」に基づき、受験前、入学前、授業開始前等に必要とする支援についての聞き取りを行い、全教職員が緊密に連携・協力しながら個別の事情に応じた修学支援を行っている。障がい等のある学生の修学指導等は、「なんでも相談室」のカウンセラー、教務・学生部、健康相談室との連携が図られている。

また本学はボランティア活動等で顕著な実績をあげた学生を課外活動功労賞や活動実績優秀者奨学金制度の対象者とする等、積極的に評価している。なお、ボランティア活動参加学生に活動内容に応じた湘北ポイントを付与する等、その取り組みに対するモチベーションを高めている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、学生の生活支援に関して、学科の教員が学生委員会を通じて教務・学生部と連携し、組織的な支援体制を構築している。

入学予定者には、入学までに学生生活や学科の学びに関する資料を提供し、安心して入学を迎えられるようにしている。入学後は、学生ガイダンスや履修ガイダンス、学科独自のオリエンテーションを実施しており、履修登録の方法、時間割の組み方、学習の進め方等を丁寧に説明している。1 年次の「プレゼミナール」では教員が主体となって基礎的な学習スキルや大学生活の基盤を身につける支援を行っている。

また、令和 7 (2025) 年度からは、学習・生活両面から学生を支えるアドバイザー制を導入し、入学から卒業まで 2 名の教員がペアで一人ひとりの学生を担当する体制を整えた。アドバイザーは、授業や学習に関する相談のみならず、学生生活全般の困りごとや進路に

関する相談にも応じており、必要に応じて「なんでも相談室」や「健康相談室」等学内の支援機関へのつなぎ役も担っている。奨学金等の経済的支援制度や健康管理・メンタルヘルスケアについても、アドバイザーが相談のきっかけとなる機会が多く、必要に応じて担当部署・担当者への接続を行うことで、スムーズな学生支援が行える体制が整えられている。令和 8 (2026) 年度に向けては、アドバイザー制を前期・後期の通年体制へと拡充し、学生一人ひとりの生活状況をより継続的に把握できる仕組みへと発展させる準備を進めている。

仕事や家庭との両立を図りながら学ぶ学生のニーズに応えるため、令和 7 (2025) 年度には次年度からの長期履修学生受入れに向けた準備として、教育課程の見直しと長期履修に対応した履修モデルの整備を行った。なお、現在総合ビジネス・情報学科には社会人学生は在籍していないが、在籍する場合には担当の教職員が中心となり必要に応じた支援を行える体制を整えている。

また、学生の意見や要望の把握に関しては、授業アンケートやゼミの学生、アドバイザーの学生との面談や対話を通じて学生の声を収集し、必要に応じて学科会議や学生委員会を通じて改善につなげる取り組みを行っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、＜区分 基準Ⅱ・D・1 の現状＞で述べたとおり、学生一人ひとりの学修成果の獲得を支えるため、全学年において少人数担任制を導入し、組織的な学生支援を展開している。1 年次には、1 クラス約 10 名のクラス担任を配置し、必修科目「ライフスタイルマネジメントの基礎」「ライフキャリアプランニング」を担当するとともに、担当学生に対する個別面談を実施している。2 年次以降は、必修科目「ゼミナールⅠ・Ⅱ」の担当教員（1 クラス 10 名程度）がゼミ担任となり、卒業までの学修支援、就職活動支援、及び学生生活全般にわたる継続的な支援を行っている。また、学科会議において支援を要する学生の状況を定期的に確認し、教職員間で情報共有を行うことで、課題の早期把握と迅速な対応が可能となる体制を整備している。

生活プロデュース学科では、多様な学修ニーズに対応するための組織的支援として、「長期履修制度」を導入した。制度開始初年度となる令和 7 (2025) 年度は、入学生 87 名のうち 11 名が本制度を利用し、3 年間の学修期間での卒業を目指している。本制度の運用にあたっては、出願時の申請に基づき、入学前に学科教員による面談を実施し、制度内容の説明と丁寧な意思確認を行っている。入学後も、学科教員が個別に履修指導を行う等、学生一人ひとりの学修ペースに応じた伴走型支援を組織的に実施している。また、在学生在が 2 年次進級時に制度利用を希望する場合についても、個別面談及び保証人の同意を必須とする手続きを整備し、適切な運用体制を構築している。

長期履修制度利用者へのアンケート及び面談では、制度選択の理由として、「学修ペースの維持」「通学負担の軽減」「心身の健康への配慮」「学費の分割納付による経済的負担の軽減」等が挙げられた。現在、11 名の学修状況は概ね順調に推移している。一方で、長期履修者は学生ごとに履修モデルが異なるため、一律的な履修指導では対応が難しい場面も想定される。今後も定期的な面談やヒアリング等を通じて、個々の状況や意欲の変化を継続的に把握し、個別支援とモニタリングを行いながら、長期履

修制度の適切な運用に努めていく。

【保育学科】

保育学科におけるマイスター制は、学習支援に限らず学生の生活支援のためにも機能している。奨学金等、学生への経済的支援のための制度の利用や学生の健康管理、メンタルヘルスケアについてもマイスターが相談のきっかけとなることも多く、必要に応じて都度制度の紹介や担当部署・担当者への接続を行い、スムーズな学生支援が行える体制が整えられている。

マイスターは年度内に複数回の面談の機会を持っており、学生生活に関する学生の意見や要望を聴取している。また、令和 7（2025）年度には、学生生活に関する学生の意見や要望を確認するために、学科が独自に調査を行った（備付-2）。「より取り組んでみたいこと」や「改善したらよいと思うこと」等の調査項目に対して、総合短期大学としての強みを生かした経験や教育内容等について具体的な回答が寄せられており、今後、その内容を精査し学生の生活支援や教育内容の改善に活用していく。

長期履修制度については、令和 8（2026）年度入学生から受け入れがスタートするため、その受け入れのための体制を整え準備を行った。

学生の社会的活動について、特に保育ボランティアを推奨しており、「保育実習指導 I」の中で積極的に活用している。このほか、学生の社会的活動を促すために、保育学科の学生向けの学内掲示板にて、保育所・幼稚園・こども園・福祉施設等でのボランティアについて、積極的な情報提供を行っている。

[区分 基準Ⅱ・D-3 進路支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ・D-3 の現状>

本学は、教育職員と事務職員が一体となって学生の就職活動を支援する体制を整備している。キャリア教育センター内には就職支援の専門部署としてキャリアサポート課を設置し、学生の就職支援にあたっている。

キャリアサポート課は、1 号館 2 階に位置し、キャリアサポート課専任職員 3 名とキャリア教育センター長の計 4 名（うち 3 名はキャリアカウンセラー資格保持者）、非常勤職員 2 名が学生の相談にのっており、求人紹介、応募書類添削、面接練習等の支援を継続的に行っている。学生は予約不要で相談が可能で、すぐに相談できる体制となっている。令和 7（2025）年度の相談件数は、延べ 1,044 件であった。

なお、学内に届く求人票は、専用システム（キャリアタス UC）を通じ、学生は PC やスマートフォンで学外からでも閲覧できるようになっている。

また、キャリア教育センターは、就職委員会を主宰し、学科及び事務局各部との協力体制を構築している。就職委員会は、各学科から選出された教員 3 名、事務局他部署から選出された職員 2 名、キャリア教育センター職員によって構成され、「就職委員会細則」に基づき活動している。

本学では就職のための資格取得を奨励するために「資格取得奨励制度」が整備され

ており、令和 7（2025）年度は延べ 416 名が資格を取得し、奨励金は約 313 万円が給付された。キャリア教育センターとしても、採用後に必要となる資格の取得支援として、「証券外務実践（2 年次後期科目）」を開講し、二種証券外務員資格試験対策を行っている。

就職試験対策として、総合ビジネス・情報学科と生活プロデュース学科では、「キャリアベーシック（SPI）（1 年次後期科目）」と「私の就職活動プランニング（1 年次後期科目）」、保育学科では、「進路・生活指導（2 年次通年科目）」と「公務員試験対策講座」を開講している。

学科・コース・ゼミごとに卒業時の就職状況（備付-13）を集計・分析し、進路決定時点で学生が自ら選んだ進路に対する満足度調査も実施している。分析結果をもとに課題を抽出し、就職活動支援方法の改善やシラバスの見直しに活用している。

進学・留学に対する支援としては、教務・学生部で編入学希望者向けの説明会を実施するとともに、希望者に対する相談や編入試験受験のための指導を実施している。編入学は多くの大学から指定校の依頼を受けており、全学生へ周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じて行っている。

<テーマ 基準Ⅱ・D 学生支援の課題>

【キャリア教育センター】

学内に届く求人票は、専用システム（キャリアタス UC）を通じて学生に公開しているが、同システムは一般企業向けであり、保育所や幼稚園等からの求人情報発信には適していない側面がある。保育学科学生が利用しやすい求人管理システムの導入を検討する必要がある。

【教務・学生部】

学生の学習支援（課題作成等への指導・アドバイス）のために図書館内に設置されている専門的職員「学習コンシェルジュ」（令和 6（2024）年度より開始）については、学生の認知度が低く、利用率も高くない。授業の中で「学習コンシェルジュ」の紹介をしたり、ガイダンスで紹介したりすることで認知度を上げ、有効に活用されるように学科との連携を検討する必要がある。

【生活プロデュース学科】

長期履修制度において、特に途中移行者への学習支援体制を整備すること、進度の速い学生に対して配慮や支援を行うことが必要である。

<テーマ 基準Ⅱ・D 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

（a） 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施

状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画

就職先からのアンケート回答では、本学卒業生が不足している能力・身につけるべき能力として、文章力・語彙力、英語力、PCスキル、一般常識等が挙げられている。学内の各種指標に加え、外部からの評価も十分に踏まえて、教育の向上・充実のために教育課程を見直し、教育の理念に謳う「社会でほんとうに役立つ人材」を育てていく。

前回の認証評価以降、教育力の向上・充実のため、以下のような取り組みを行った。

令和元（2019）年度	「カリキュラムマップ」制定
令和4（2022）年度	「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」制定
令和4（2022）年度	「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」で外部委員を1名増員
令和5（2023）年度	「アセスメント・プラン」制定
令和5（2023）年度	「授業改善アンケート」改定

これらの取り組みにより、教育課程の見直しに有用な情報が充実した。その結果、令和5（2023）年度のSDGs科目の展開・SDGsマップの作成や、令和6（2024）年度のデータサイエンス・AIに関する授業導入等、社会で本当に役立つ人材の育成に資するよう教育課程の改善が図られている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【教務・学生部】

「学習コンシェルジュ」の活用を促進するため、ポスターやサイネージ等による学生周知を引き続き図っていく。また、授業の中で「学習コンシェルジュ」自らが活動内容について学生に説明する等、学生との距離を近づけ、利用者増加につなげるような施策も検討している。

【キャリア教育センター】

学内に届く求人票は、専用システム(キャリタス UC)を通じて学生に公開している。しかし、同システムは一般企業向けであるため、保育学科の学生が主な就職先とする保育所や幼稚園等の求人情報を、保育関連施設に特化した条件で検索することが難しいという課題があった。

この課題に対応するため、令和8（2026）年度から保育施設に特化した求人システム「ENMAP」を新たに追加導入することとした。本システムでは、位置、施設種別、設置区分による絞り込みに加え、マップ検索も可能である。これにより、学生が求人情報をより効率的に検索できるようになることが期待される。（2026年4月より稼働）

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

様式 7ー基準Ⅲ

<根拠資料>

提出資料	なし
提出資料 - 規程集	規程集-124「専任教員の任用及び承認規程」 規程集-113「非常勤講師就業規則」 規程集-156「公的研究費取扱規程」 規程集-154「湘北短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」 規程集-157「公的研究費使用マニュアル」 規程集-147「教員研究費規程」 規程集-150「研究活動上の不正行為等防止規程」 規程集-151「研究倫理規程」 規程集-148「紀要投稿規程」 規程集-42「個人研究室の利用に関するガイドライン」 規程集-120「教育職員の勤務に関する規程」 規程集-146「教員の海外研究出張規程」 規程集-16「学校法人ソニー学園 組織・業務分掌規程」 規程集-75「SDに関する規程」 規程集-15「文書管理規程」 規程集-12、13「決裁規程（及び別表）」 規程集-14「公印規程」 規程集-137「会計規則」 規程集-138「会計規程」 規程集-139「固定資産・物品管理細則」 規程集-23「プライバシーポリシー」 規程集-24「個人情報保護基本規程」 規程集-27「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ規程」 規程集-25「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」 規程集-26「学校法人ソニー学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」 規程集-34「ハラスメントの防止等に関する規程」 規程集-35「ハラスメント防止のためのガイドライン」 規程集-73「FDに関する規程」 規程集-109「学校法人ソニー学園 就業規則（本則）」 規程集-36「公益通報等に関する規程」 規程集-120「教育職員の勤務に関する規程」 規程集-121「教育職員に係る授業コマ計算及び授業外の諸手当に関する細則」

	規程集-123「専任教職員採用選考規程」 規程集-124「専任教員の任用及び昇任規程」
備付資料	17. 教職員に関する情報（教員個人調書〔様式 22〕（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）、教育研究業績書〔様式 23〕（過去 5 年間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）、基幹教員以外の教員一覧表〔様式 24〕（令和 8（2026）年度）、専任教員の年齢構成表（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）、専任職員の一覧表（氏名、職名）（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）） 18. 湘北紀要 45 号～第 47 号（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度） 19. FD・SD 活動の記録（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

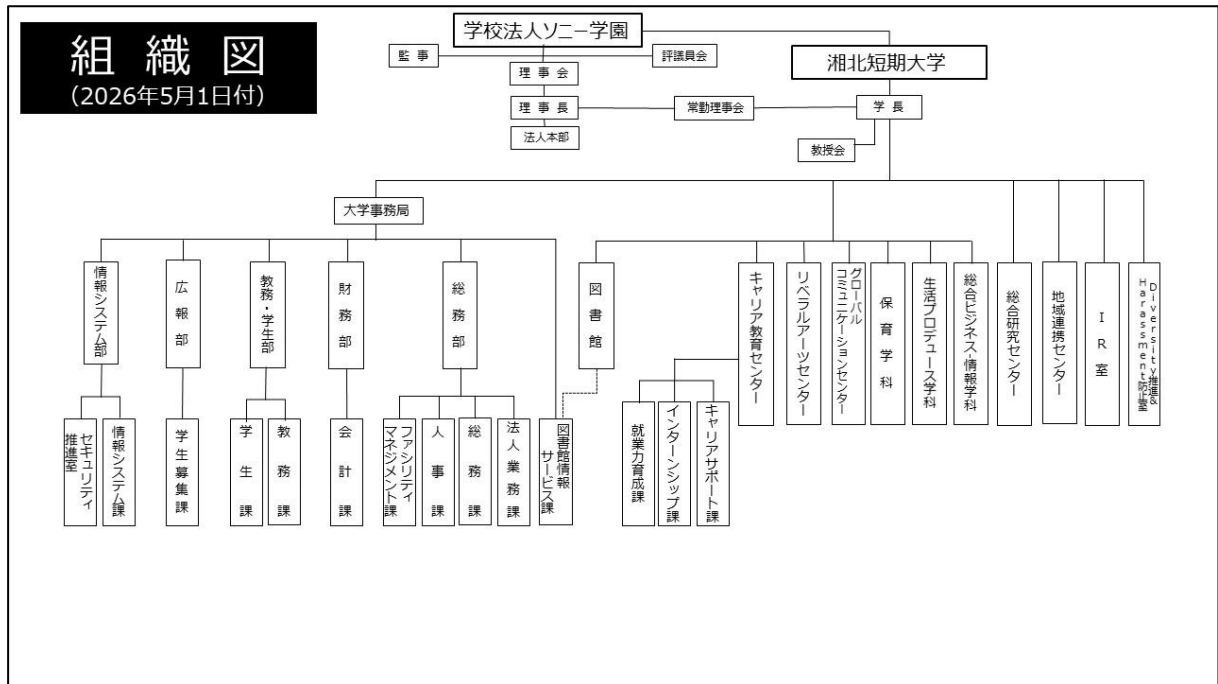
<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

令和 8（2026）年 5 月 1 日現在の専任教員数（備付-17）は 33 人（理事長・学長含む）である。

専任教員（学長を除く。）は、次の表の通り各学科に配置されており、短期大学設置基準に定める専任教員数（教授の所定数を含め）を充足している。また、専任教員は、全学的横断組織である専門委員会（入試総合、学生、教務、就職、学生募集、図書館、自己点検・評価）の委員長及び委員、センター（リベラルアーツセンター、グローバルコミュニケーションセンター、地域連携センター、総合研究センター）のセンター長及びメンバーを兼任し、委員会またはセンターごとに定める規則に基づき、各部門や学科との連携・協力を通じて、各組織の事務を全学的見地から業務を遂行している。

湘北短期大学

(令和 8 (2026) 年 5 月 1 日付)



本学では令和 7 (2025) 年度より基幹教員制度を導入し、学長を除く全専任教員が基幹教員となっており、本学の短期大学設置基準上の基幹教員の必要人数と実数は次のとおりである。

尚、基幹教員と専任教員は原則同一であるため、学内の規程等では専任教員の呼称を用いている。

本学の定める基幹教員については Web サイトで公表している。

基幹教員数 (令和 8 (2026) 年 5 月 1 日時点)

	分野	入学定員	必要な基幹教員数	うち必要な教授の数(3割以上)	基幹教員数
総合ビジネス・情報学科	社会学	220	10	3	13(うち教授6)
生活プロデュース学科	家政学	90	5	2	8(うち教授3)
保育学科	教育・保育学	110	10	3	11(うち教授6)
短期大学全体		420	6		
			31	8	32(うち教授15)

本学では、以下の①及び②を満たす教員を「基幹教員」として定義している。

- ①教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（教授会、教務委員会、学科会議のいずれかに参画する教員）
- ②当該学部の教育課程における主要授業科目（各学科の共通ないし卒業必修科目）を担当する教員

専任教員の職位の決定は、採用時及び昇任時に「専任教員の任用及び昇任規程（提出資料・規程集-124）」に基づき行っている。本学の専任教員は真正な学位を有し、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準に規定される教員の資格条件を充足している。専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績は、本学Webサイトの教員紹介及び研究者データベース（J-GLOBAL）において公表している。

学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて、専任教員に加えて非常勤教員を採用している。令和8（2026）年度の非常勤教員数は、全学科で82名である。

非常勤教員は、「非常勤講師就業規則（提出資料・規程集-113）」に基づき、本学の専任教員の資格基準に該当する者、あるいは特定の専門分野において同等以上の学識を有する者、かつ教育上研究上の指導能力があると認められる者としている。採用に当たっては、学科長、学科担当教員、教務・学生部長、総務部長が、非常勤教員候補者が短期大学設置基準に定める教員の条件を充たしていることを書類、面接等で確認し、学長が決裁している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、補助教員として、生活プロデュース学科の実習系授業で教務補助職員 4 名、リベラルアーツ科目の入学前科目「湘北スタートアップセミナー」でスチューデント・アシスタント（以下 SA）19 名、就業力育成科目「PC 活用ベーシック I」で SA13 名を配置している。SA 制度は、優秀な学生のスキルアップの機会にもなっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

研究活動は、教員個々の専門領域の研究のほか、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業と直結した研究あるいは課外活動に関する研究等も行われている。研究成果は、教員個々の所属学会や湘北紀要（備付-18）、自己点検データ集（毎年1回発行）で公表されている。

主要な研究業績、主要な経歴は本学 Web サイトの教員紹介に掲載するほか、同ページから研究者データベース（J-GLOBAL）へのリンクが張られ詳細を公開している。

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）等の外部研究費は、毎年、公募通知があり次第、申請の変更点を含め学内に周知して応募者を募っている。過去3年間においては、研究活動スタート支援、基盤研究Cに応募し、令和5（2023）年度採択1

件（研究活動スタート支援）900千円（応募1件）、令和6（2024）年度採択0件（応募1件）、令和7（2025）年度採択1件（応募1件）を獲得している。

獲得した資金の管理方法は、文部科学省のガイドラインに沿って整備した「湘北短期大学公的研究費取扱規程（提出資料・規程集-156）」、「湘北短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範（提出資料・規程集-154）」、「湘北短期大学公的研究費使用マニュアル（提出資料・規程集-157）」に基づいて、適正に行っている。

専任教員個人の教育・研究活動を支援し、質の高い教育・研究の維持向上に資するため「教員研究費規程（提出資料・規程集-147）」を定め、個人研究費制度（年額 30 万円）を規定している。個人研究費とは別に研究費を助成する目的で、「学内研究助成金制度（総額 150 万円以内）」、「教育改革支援プログラム（総額 150 万円以内）」を設けている。「学内研究助成金制度」は教員個人が研究テーマに基づき申請し、審査会を経て、採択を決定する。「教育改革支援プログラム」は、本学における教育改革の推進を目指した取り組みを実施する教員（個人及びグループ）及び組織を対象に行うもので、審査会を経て、採択を決定するものである。

本学の研究活動における不正防止体制を整備するため、「研究活動上の不正行為等防止規程（提出資料・規程集-150）」及び「研究倫理規程（提出資料・規程集-151）」を制定し、これに基づき研究者は研究倫理教育を毎年受講することを義務付けられている。令和8（2026）年4月からは「研究倫理委員会」を新設し、人を対象とする研究の計画実施・成果公表を倫理的側面から審査・支援し、研究の信頼性向上と社会的責任の強化を図る。専任教員は全員、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を受講することとし、教務・学生部が受講状況を管理している。

「紀要投稿規程（提出資料・規程集-148）」に基づき、「湘北紀要」を年1回刊行し、本学Webサイトでも公表している。また、科学研究費補助金、学内研究助成金、海外研究出張等による研究成果は、全教員が出席する「拡大教授会」で成果を発表している。

「個人研究室利用に関するガイドライン（提出資料・規程集-42）」に基づいて、大学は全専任教員の教育研究を支援するために個人研究室を貸与し、教員の教育研究に相応しい環境を整備・維持している。

専任教員の勤務の取扱いについては、「教育職員の勤務に関する規程（提出資料・規程集-120）」に定めている。同規程により、専任教員は予め学長の承認を得て、週1日出勤を要しない勤務日（以下「研修日」という。）を設定し、本学以外の場所での研修、研究、授業の準備、学外出講等に充てることができる。

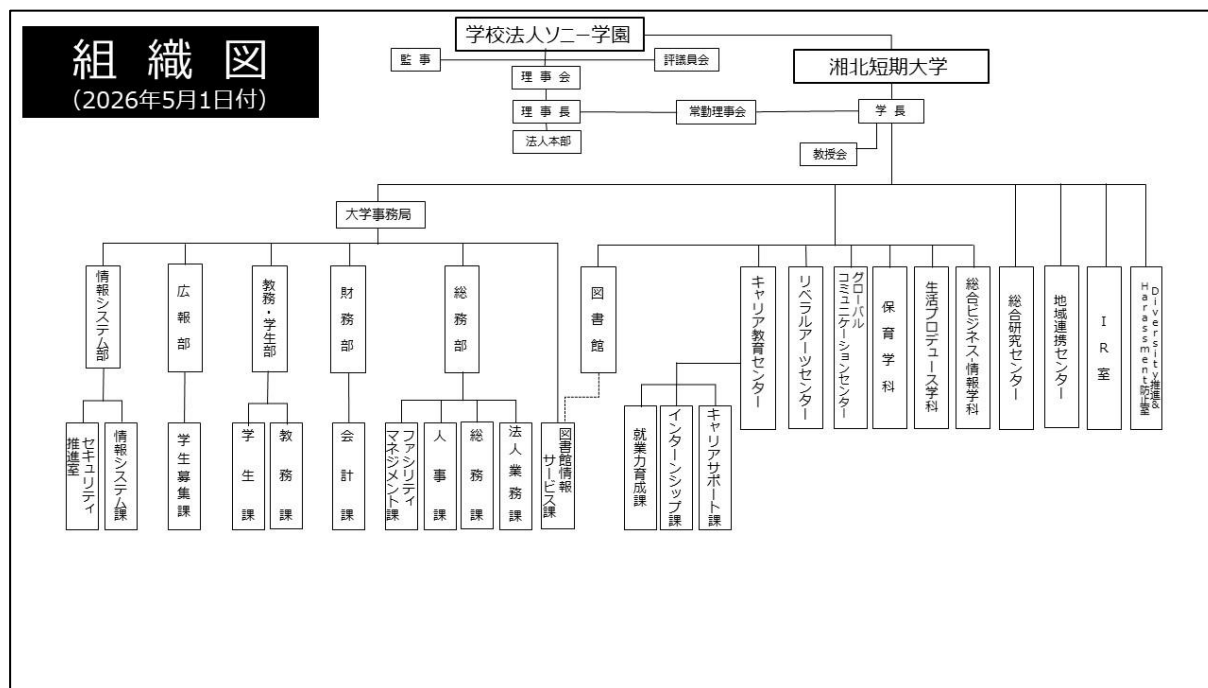
「教員の海外研究出張規程（提出資料・規程集-146）」により、専任教員は長期又は短期（3カ月以内）の海外における研究活動への従事、国際会議への出席等ができる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学における事務組織及び所管事務は次の通りである。

(令和8(2026)年5月1日付)



令和8(2026)年5月1日現在の専任事務職員の総数は27名である。事務職員の採用、異動に際しては、本人の経歴、技能及び保有資格等を評価して、適切な組織に配属し、本人の能力や適性を十分に発揮できるようにしている。

各部門の業務・責任は「組織・業務分掌規程(提出資料・規程集-16)」に定められている。事務局長のもとに総務部、情報システム部、財務部、教務・学生部、広報部、図書館情報サービス課、学長直轄のIR室、Diversity推進&Harassment防止室、キャリア教育センターに、必要な職員が配されている。各部門の責任者として部長(キャリア教育センターはセンター長)が任命され、所管事務を統括している。1号館1階に事務局(事務局長室、総務部、情報システム部、財務部、広報部、教務・学生部、健康相談室)を、1号館2階にキャリア教育センター、保育準備室を、4号館2階に図書館情報サービス課を設置し、学内ネットワークに対応した電子機器や印刷機やコピー機等の機器を整備しており、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

・「組織サーベイ」の実施

組織内の課題の把握と、組織全体が同じ方向に進むための風土を醸成することを目的に、令和6(2024)年7月に、初めて「組織サーベイ」を実施した。サーベイでは、「組織の他者への推奨度(eNPS:Employee Net Promoter Score)」と「勤続意向」の2項目、及びその根拠となる「経営、事業戦略、働き方、上司、同僚、業務内容、成長機会、評価」の8項

目、計 10 項目の満足度等を測り、教職員の本学への「貢献意欲（エンゲージメント）」を可視化した。結果については、全学会同で報告し、全教職員と問題の共有化を図った。令和 7（2025）年度は、令和 6（2024）年度のサーベイ結果に基づき、教職員の業務負担を軽減する目的で、「BPR（Business Process Re-engineering）プロジェクト」を発足し、学科、事務部門を対象に現状の課題をヒアリングし、システムの更新、新しい仕組みづくりに取り組み、職員の勤怠管理のシステム化によるペーパーレス、学務システムの機能の見直し、学生の出欠席管理システムの導入検討等を進めた。

また、隔週土曜日勤務廃止による「完全週休 2 日制」の導入、夏季及び年末年始休暇の年次有給休暇による一斉取得を廃止し休日化により、年間休日を 98 日から 129 日（+31 日）まで増加させた他、年次有給休暇の時間単位付与の制度化を図った。この結果を踏まえて、組織改善に向けた優先課題を明らかにした上で、PDCA を回し、継続的な改善に取り組む、より良い組織を創り上げていく。

教育・研究や組織管理・運営に関して、事務局職員が果たすべき役割の重要性が高まるに伴い、能力開発やスキルアップを行う必要があることから「湘北短期大学 FD/SD 実施規程（提出資料・規程集-75）」に基づき、SD 活動（備付-19）を実施している。SD 活動は、採用時の新入教職員オリエンテーション、年3回（令和7（2025）年度）の研修会を実施するほか、年2回、学外の研修機関を利用した選択型研修の受講を義務付けている。また、学外で実施される「日本私立短期大学協会」や「日本学生支援機構」等が主催する研修会への参加も促し、教職員が定期的に研修に参加し、事務職員としての資質向上、スキルアップに努めている。

学生の成績記録等は、「文書管理規程（提出資料・規程集-15）」に保存年限・学内基準が定められていて、これに従って適切に保管されている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学教職員は、全学的横断組織である専門委員会（入試総合、学生、教務、就職、学生募集、図書館、自己点検・評価）の委員長及び委員、センター（リベラルアーツセンター、グローバルコミュニケーションセンター、地域連携センター、総合研究センター）のセンター長及びメンバーを兼任し、その委員会やセンターの活動を通して、教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。

各事務部署において事務をつかさどるため、「決裁規程（及び別表）（提出資料・規定集-12,13）」、「公印規程（提出資料・規定集-14）」、「文書管理規程（提出資料・規定集-15）」、「組織・業務分掌規程」、「会計規則（提出資料・規定集-137）」、「会計規程（提出資料・規定集-138）」、「固定資産・物品管理細則（提出資料・規定集-139）」等の事務関係の諸規程を整備している。情報セキュリティ対策は、「プライバシーポリシー（提出資料・規定集-23）」、「個人情報保護基本規程（提出資料・規定集-24）」、「情報セキュリティポリシー（提出資料・規定集-27）」、「情報セキュリティ規程（提出資料・規定集-27）」を制定し、それらの規程に基づき学科・部署に保護

管理者、保護担当者を指定し、個人情報管理に努めている。また、マイナンバー制度に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針（提出資料・規定集-25）」、「学校法人ソニー学園個人番号及び特定個人情報取扱規程（提出資料・規定集-26）」を制定している。「ハラスメントの防止等に関する規程（提出資料・規定集-34）」、「ハラスメント防止のためのガイドライン（提出資料・規定集-35）」も定め、教職員が適切に業務にあたることができるように整備をしている。これらの規程等の整備により、本学の教育研究活動等に係る責任の所在は、明確に示されている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

本学では、「SDに関する規程（規定集-75）」を定め、採用時の新入教職員オリエンテーション、年3回（令和7（2025）年度）の研修会の実施するほか、年2回、学外の研修期間を利用した選択型研修の受講を義務付けている。当年度における SD の実施方針・計画は、当年度4月迄に常勤理事会の議を経て学長が決定し、学内に公表している。

また教員のFD活動に関しては「FDに関する規程（規定集-73）」を定め、適切に実施している。全学的組織としてFD 活動推進委員会を設置し、FD活動について審議し、FD を実施・推進している。

教員は FD 活動への参加等を通して授業・教育方法の改善を行っている。「授業改善アンケート」の結果を受けて「授業改善計画書」を提出することを全教員に求めている他、「相互授業参観週間」でのフィードバックコメントを担当教員に配付している。

専任教員には、「授業改善計画書」の内容やフィードバックコメントへの対応についてティーチング・ポートフォリオに反映するよう求めている。

■令和7（2025）年度SD活動

- ・令和7（2025）年4月）入職オリエンテーション

新入教職員に対し、今後の業務にスムーズに接続できるよう、各部門の概要を説明した。

- ・令和7（2025）年9月）SD研修「本学の学生サポート、障がい等のある学生の修学支援について」

「なんでも相談室」に勤務しているカウンセラーによる、学生支援に関する講座を実施した。

- ・令和8（2026）年3月）SD研修「入試・OC説明会」

次年度の入試及びオープンキャンパスについて、全教職員を対象として説明会を行った。

- ・令和7（2025）年05、11）SD研修（相互授業参観週間）

全授業を対象に、教職員が授業参観を行い、コメントを提出した。

- ・ 令和 7（2025）年 04～）SD 研修（リクルートマネジメントによる研修）
業務の質向上のため、「リクルートマネジメントスクール」の研修を年 2 回受講し、知識、スキルを向上を図った。
- ・ 令和 8（2026）年 01）研究倫理 E ラーニング
教職員を対象に、研究倫理に関する研修（E ラーニング）を実施した。

■令和 7（2025）年度 FD 活動

- ・ 令和 7（2025）年 7 月、令和 8（2026）年 1 月）授業改善アンケート
前期・後期各 1 回、全授業を対象に、学生による授業改善アンケートを実施した。
- ・ 令和 7（2025）年 8 月、令和 8（2026）年 2 月）授業改善計画書
前述の授業改善アンケート結果をもとに、全教員を対象に授業改善計画の提出を求めた。
- ・ 令和 7（2025）年 5 月）ティーチング・ポートフォリオ
全専任教員によるティーチング・ポートフォリオを作成・公表し、教育活動について可視化した。
- ・ 令和 7（2025）年 5 月、11 月）相互授業参観週間、授業参観コメントシート
全授業を対象に、教職員が授業参観を行い、提出されたコメントをフィードバックした。

また、指導補助者（SA 及びティーチング・アシスタント（以下 TA））については、「教育サポートスタッフ（SA・TA）制度に関する規程」に基づき研修を行い、資質・能力の向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業に関する事項は、労働基準法 89 条に基づき、「学校法人ソニー学園就業規則（提出資料・規程集-109）」をはじめとする諸規程に定められている。業務内容の多様化を受けて、任期付教員、特任教授、契約常勤職員等の雇用区分を整備し、それぞれに応じた「就業規則」を定めている。また、就業規則に付随して、「ハラスメントの防止等に関する規程・同ガイドライン」、「公益通報等に関する規程（提出資料・規程集-36）」等を定めている。

教職員の就業に関する諸規程を含む「ソニー学園規程集」は、項目別・体系別に分類され、学内ネットワーク上に掲示し、常時閲覧できるようになっている。入職時のオリエンテーションで、就業に関する規程や学内ルールを説明している。主要規程に改定が生じた場合には、全学会同等の場で周知している。

教職員の就業は、「就業規則」に基づいて適正に管理している。出退勤は教職員証 IC チップにより記録され、休暇・出張等の申請は学内ネットワーク上のワークフロー承

認により行っている。なお、教員については、「教育職員の勤務に関する規程（提出資料・規程集-120）」（研修日、学外出講、授業担当コマ数、休講補講等）及び「教育職員に係る授業コマ計算及び授業外の諸手当に関する細則（提出資料・規程集-121）」（授業時間、授業外の役務等）に詳細を定めている。

教職員の採用及び昇任は、「就業規則」、「専任教職員採用選考規程（提出資料・規程集-123）」及び「専任教員の任用及び昇任規程（提出資料・規程集-124）」に基づき適切に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

事業の継続には、人材の確保が一番の課題である。教員については定年退職や自己都合退職が生じた時点で、必要な専門性を見極め、最適な後任者を採用しているが、職員については、今後の定年退職者（当面は主に役職者）の補充（採用もしくは内部人材の登用）は行うものの、平均年齢が 52.1 歳と高齢化してきており、若返りと長期的な観点での基幹人材（役職者）の採用を考慮する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

・教職員の多様な働き方を推進

令和 3（2021）年度より、通勤時の混雑回避や業務都合等教職員個々の事情に合わせた勤務時間の選択を可とする「時差勤務」を導入した。また、令和 7（2025）年度より、育児短時間勤務の対象期間を「未就学児まで」から「小学 3 年生まで」に延長した。

・「組織サーベイ」の実施

組織内の課題の把握と、組織全体が同じ方向に進むための風土を醸成することを目的に、令和 6（2024）年 7 月に、初めて「組織サーベイ」を実施した。サーベイでは、「組織の他者への推奨度（eNPS:Employee Net Promoter Score）」と「勤続意向」の 2 項目、及びその根拠となる「経営、事業戦略、働き方、上司、同僚、業務内容、成長機会、評価」の 8 項目、計 10 項目の満足度等を測り、教職員の本学への「貢献意欲（エンゲージメント）」を可視化した。令和 7（2025）年度は、令和 6（2024）年度のサーベイ結果に基づき、隔週土曜日勤務廃止による「完全週休 2 日制」の導入、年次有給休暇の計画的付与廃止による「夏季休暇、年末年始休暇の新設」により、年間休日を 98 日から 129 日（+31 日）まで増加させた他、年次有給休暇の時間単位付与の制度化、休日勤務時の代休の取扱いの見直しを図った。この結果を踏まえて、組織改善に向けた優先課題を明らかにした上で、PDCA を回し、継続的な改善に取り組み、より良い組織を創り上げていく。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料	なし
提出資料 ー規程集	規程集-103「図書館規程」 規程集-104「図書館利用細則」 規程集-105「図書管理細則」 規程集-106「図書館選書基準要綱」 規程集-140「特定用品・一般用品の実地棚卸細則」
備付資料	20. 施設・設備に関する資料（校地、校舎に関する図面） 21. 図書館の概要

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学のキャンパス（備付-20）は、神奈川県厚木市温水所在の1カ所である。校地面積は27,496.02 m²で短期大学設置基準の規定面積8,400 m²を充たしている。運動場は、校地内に、テニス、フットサル、その他のスポーツができる人工芝の施設「多目的グラウンド」（1,924 m²）を有している。

校舎の面積は17,281.98 m²で短期大学設置基準の規定面積6,850 m²を充たしている。

大学構内のバリアフリー化は、1号館から7号館までの建物のうち3号館と6号館以外は対応している。また、3号館、6号館の2階以上と多目的グラウンドを除き、全ての施設に車いすでのアクセスが可能である。歩行困難な学生が多目的グラウンドを使用する場合は事務職員が車で送迎する等の支援を行う。車いすで利用できるトイレは2号館を除く全館に設置している。なお、車いすや杖の利用者が在籍する場合は、履修する授業をチェックし、アクセス可能な教室で実施するよう対応している。

3学科が共用する一般教室やPC教室等に加え、学科の教育課程の授業に対応した専用の演習室、実験・実習室等を用意している。（後掲の表の通り）

教室の机・椅子については、アクティブラーニングに資するよう、可動式の机・椅子を増やしている。なお、全教室にPC、プロジェクタ、大型ディスプレイ・モニター等の機器が設置されている。

教室以外には、3号館コラボール、6号館イベントホール、5号館キャンパスレストラン等、学生が交流、休息等に利用するのに適切な場所を用意している。

学内には4カ所の多目的トイレがあり、そのうち1カ所には乳児用のおむつ交換台を備え付けている。令和6（2024）年には、ハンディキャップやジェンダーレスへの配慮、及び令和5（2023）年度に開始した「おやこ図書館」の来館者（乳幼児・未就学児を連れた

ファミリー層)への対応を目的として、図書館 2 階の女子トイレを全面改修した。新たに整備されたこのトイレは、性別を問わず誰でも利用できる多機能トイレであり、「車椅子対応」「オストメイト対応設備」「おむつ交換台」「ベビーチェア」「幼児用トイレ」を完備している。なお、学内のその他のトイレについては、一部の和式トイレを除き、順次洋式への改装を進めている。

通学が困難な地域からの入学生は少ないので、学生向けの寄宿舎や借り上げアパート等の厚生施設は設けていない。

「個人研究室利用に関するガイドライン」に基づいて、全専任教員の教育研究を支援するために個人研究室を貸与し、専任教員の教育研究に相応しい環境を整備・維持している。

本学図書館(備付-21)は、4号館の2階及び3階に設置されており、総床面積は1,211㎡である。座席数は140席、蔵書数は約112,000冊、雑誌60タイトル、視聴覚資料は約3,600点を所蔵している。

2階はグループワークに適した「にぎわいフロア」、3階は個別学修に適した「しずかフロア」として明確にゾーニングされており、それぞれの目的に応じて、学生の主体的な学修活動を支援する環境を整備している。2階のオープンスペースにはノートPC10台を常設し、さらに貸出用のノートPC10台、デジタルカメラ2台、デジタルビデオカメラ2台を備えている。これらの機器については、図書館に常駐している「ITコンシェルジュ」が操作方法の相談を受ける等学生の情報リテラシーの向上に向けた支援を行っている。

図書の整備にあたっては、以下の規程に基づき、教育研究上必要な資料を体系的に収集・提供しており、学修・研究活動を多角的に支援する体制を整えている。

- 「図書館規程(提出資料-規程集-103)」(平成27(2015)年11月1日施行)
- 「図書館利用細則(提出資料-規程集-104)」(令和5(2023)年1月1日施行)
- 「図書管理細則(提出資料-規程集-105)」(令和3(2021)年12月1日施行)
- 「図書館選書基準要綱(提出資料-規程集-106)」(令和3(2021)年12月1日施行)

選書は、「図書館選書基準要綱」に基づき、授業内容、教養、学生生活に資する資料を中心として、全教員に対し、年3回の選書協力を依頼している。選書に当たっては、特定分野への偏在を防止するとともに、全学的な学修領域の網羅を図るよう努めている。また、書籍の更新を計画的に継続的に行い、常に最新の情報が提供できるよう随時、選書し購入する体制を整えている。資料の除籍については、現物及びデータの状態確認を経て、段階的かつ適正な手続きをとっている。除籍対象資料は、「除籍候補」として所在を変更し(段ボールに詰めて書庫で保管)、各箱に「山番号」を付し、リスト管理を行う。除籍にあたっては、事業計画で承認を得た除却資産金額を基に冊数の調整を行い、除籍の時期に応じて再度現物確認をした上で、正式な除籍処理を実施している。

所蔵資料の提供に関しては、ILL(図書館間相互利用)サービスの活用に加え、神奈川県図書館協会大学図書館協力委員会が運営する「神奈川県内大学図書館共通閲覧証制度」及び厚木市立中央図書館との連携を通じて、資料の相互提供体制を整備している。また、令和4(2022)年度より、ILL(図書館間相互利用)サービスにおいて、文献複写の費用の一部を図書館が補助する形での運用に移行し、学生及び教職員の調査研究活動を経済面で支

援している。

オンラインデータベースを導入しており、白書・統計等の参考資料とともに、資料検索環境を拡大した。さらに、授業に関連する教科書及び参考文献についても定期的に購入し、学修支援の充実に努めている。

令和 3（2021）年度に「入退館システム」を更新し、利用者の属性や滞在時間等の把握が可能となった。これにより、学科別の利用動向分析に基づいた授業との連携や図書館サービスの向上が可能となった（施策の展開は令和 7（2025）年度より実施）。また、館内の環境改善を目的として、令和 4（2022）年度には図書館 2 階フロアの約 3/4 のフロアマット張替えを、令和 5（2023）年度には 3 階フロアのほぼ全域にわたるフロアマット張替えを実施した。

さらに、令和 5（2023）年度より「おやこ図書館」を開始し、地域の子育て支援（原則毎週土曜日、地域の乳幼児及び保護者に図書館を開放）及び保育学科における実践教育の場（月 1 回、保育学科の学生による保育実践）を行っている。これに伴い、乳幼児及び保護者が安心して利用できる環境を整備するとともに、教職員へのダイバーシティの観点から、令和 7（2025）年度に図書館 2 階にジェンダーフリーのトイレを新設（旧女性用トイレを改修）した。加えて、3 階の利用頻度の低かった男性用トイレを女性用に転用することで、在籍の多い女性の利便性を高めた。

今後も、教育研究活動を支援し地域連携強化に資するよう、本学図書館の学修環境の整備に着実に取り組んでいく。

本学の校舎及び施設の概要並びに授業に用いる主な機器・備品は次の表の通り整備されている。

・校地面積（令和 8（2026）年 5 月 1 日時点）

	分野	入学定員	収容定員	必要面積 10 m ² /1 人以上
総合ビジネス・情報学科	社会学	220	440	8,400 m ²
生活プロデュース学科	家政学	90	180	
保育学科	教育・保育学	110	220	
短期大学全体		420	840	

・校舎面積（令和 8（2026）年 5 月 1 日時点）

	分野	入学定員	収容定員	必要面積
総合ビジネス・情報学科	社会学	220	440	2,700 m ²
生活プロデュース学科	家政学	90	180	1,550 m ²
保育学科	教育・保育学	110	220	2,600 m ²
短期大学全体		420	840	6,850 m ²

湘北短期大学

本学の校舎及び施設の概要並びに授業に用いる主な機器・備品は次の表の通り整備されている。

大学の校舎及び施設の概要

(令和 8 (2026) 年 5 月 1 日現在)

建物名称	主 な 内 部 施 設	面積 (㎡)	構造	竣工 (権利区分)
1 号館	1 階 理事長・学長室,健康相談室,各部事務室,講師控室,会議室,応接室,コピー室 2 階 小講義室 6,GC ルーム,CALL 演習室,乳児保育室,保育演習室,保育ラウンジ室,インテリアデザイン室,インテリアショールーム,キャリア教育センター部,保育準備室,ネットワーク管理室 3 階 研究室 19,実験実習室 4 (造形 2,ファッション演習,調理実習/小児栄養実習),ワークショップ演習室,スタッフルーミング,常勤監事室,倉庫,生活プロデュース学科準備室 4 階 研究室 12,講義室 4,情報メディア演習室 2,なんでも相談室,会議室,物品保管庫,総合研究センター準備室 インターンシップサポートオフィス	6,792.73	鉄筋コンクリート 4 階建	S49.4 (所有)
付属	更衣・ロッカー室	94.53	軽量鉄骨 1 階建	H20.5 (所有)
2 号館	1 階 幼児体育室, ML (ミュージックラボラトリー) 教室 2 階 講義室 2,ピアノレッスン室 10	790.96	鉄筋コンクリート 2 階建	S53.8 (所有)
3 号館	1 階 コラボール,書店 2 階 講義室 2 3 階 ファッションデザイン室 4 階 講義室 1	1,230.48	鉄骨造 3 階建	S55.3 (所有)
4 号館	1 階 講義室 2 2・3 階 図書館 4 階 PC 教室 (大 1、小 1) 5 階 講義室 1,PC 教室 (小 1) 6 階 講義室 2 7 階 講義室 1,オフィスワーク演習室,和室	3,685.30	鉄骨造 7 階建	S63.3 (所有)
5 号館 (体育館)	1 階 キャンパスレストラン,売店, シャワー室 2 階 体育館,研究室,講義室	2,092.85	鉄筋コンクリート 2 階建	S60.12 (所有)
6 号館	1 階 イベントホール,大教室, セミナー室 2 2 階 大会議室,セミナー室 1	1,459.14	鉄筋コンクリート 2 階建	H5.2 (所有)
7 号館	1 階 ML (ミュージックラボラトリー) 教室, ピアノレッスン室 5 2 階 講義室 1,男女更衣室 3 階 講義室 1 4 階 表現体育室	1,135.99	鉄骨造 4 階建	H15.3 (所有)
	計	17,281.98		
その他	クラブハウス (2 棟) 多目的グラウンド (テニスコート 3 面)	266.48 1,924.00		S62.5 H4.5

【※短期大学設置基準に定める必要校舎面積 6,850 ㎡】

湘北短期大学

授業を行うための主な機器・備品

使用学科	教室名	主な機器・備品
総合ビジネス・情報	144 情報メディア演習室 1	BYOD 向けディスプレイ
総合ビジネス・情報	147 情報メディア演習室 2	BYOD 向けディスプレイ
総合ビジネス・情報 生活プロデュース	120 グローバルコミュニケー ションルーム	AV 装置、電子黒板
総合ビジネス・情報 生活プロデュース	CALL 演習室	PC37 台
総合ビジネス・情報 生活プロデュース	471・オフィスワーク演習室	AV 装置、オフィステーブル・ソファ
生活プロデュース	129 インテリアデザイン室	AV 装置
生活プロデュース	133 ワークショップ演習室	AV 装置
生活プロデュース	134 ファッション演習室	染色物摩擦堅牢度試験機、微量融点測定装置、恒温恒湿装置、分析天秤、微量融点装置、オートグラフ、純水製造装置オートスチル、ドレープテスター
生活プロデュース	331 ファッションデザイン室	AV 装置、身体計測器、骨格模型、ミシン、被服机
生活プロデュース 保育	135 調理実習室・ 小児栄養実習室	調理台 11 台、ガステーブル 10 台、ガスオープン 10 台、試食テーブル、冷蔵庫、包丁滅菌乾燥機、業務用デッキオープン、洗濯機、乾燥機、食器洗浄機
保育	126 保育演習室	AV 装置、沐浴台
保育	127 乳児保育室	AV 装置、乳児看護実習モデル、沐浴人形、沐浴台
保育	131 造形室	AV 装置、電気ドリル、電動彫刻機、ベルトサンダー、コンプレッサー
保育	132 造形室	工作台 6 台、工作椅子 36 脚
保育	211 幼児体育室	ピアノ 1 台、積木、ロイター板、肋木、宮太鼓
保育	212 ML 教室	ML ピアノ 36 台、音楽実習用 AV 機器
保育	2 号館 ピアノレッスン 室	アップライトピアノ 10 台
保育	221	グランドピアノ、AV 装置
保育	222	アコーディオン、木琴、シロフォン
保育	7 号館ピアノレッスン室	アップライトピアノ 5 台
保育	711 ML 教室	電子ピアノ 25 台
保育	741 表現体育室	ピアノ、技巧台、ロイター板、跳び箱、音響セット
共通	3 号館 コラボール	AV 装置
共通	4 号館 図書館	図書館情報管理システム、学生貸出用パソコン 10 台、書架、AV 装置、PC10 台、プリンタ、検索用 PC3 台
共通	441 PC 教室	AV 装置、PC71 台
共通	442 PC 教室	AV 装置、PC41 台
共通	452 PC 教室	AV 装置、PC41 台
共通	5 号館 体育館	吊下式バスケット装置、舞台設備緞帳、トランポリン

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理を適切に行うために、「会計規則」、「会計規程」、「固定資産・物品管理細則」、「特定用品・一般用品の実地棚卸細則（提出資料・規程集-140）」を整備し

ている。固定資産は、「固定資産・物品管理細則」に基づき毎年全点棚卸を実施することにより、実在性、有用性を確認し、資産の除却、整理、維持管理等を適宜行っている。物品は「特定用品・一般用品の実地棚卸細則」に基づき棚卸を実施することにより、維持管理している。

本学の1号館（竣工 昭和 50（1974）年/経過 50 年）から7号館（同 平成 15（2003）年/同 21 年）は経年により建屋の老朽化や機能の劣化が進行しているが、総務部ファシリティ・マネジメント課を中心に、現状を維持するためのメンテナンス施策を毎年度の事業計画に盛り込み、予算を適切に確保し、施設の定期的、突発的な修繕に対応し、維持管理に努めている。機能的でかつ快適な活気あふれるキャンパスづくりへの投資は不可欠であり、「空調機器の入替え」、「蛍光灯の LED 化」を進めている。また昇降機や、消防・水道・電気設備は定期法定点検を毎年実施している。

省エネルギー対策として、夏季における空調の設定温度指針を設け、授業や学生の諸活動に支障を及ぼさない範囲で節電計画を策定し、夏季ピーク時における電力消費の削減を推進している。また、省資源対策としては、ゴミ箱の整備による廃棄物の分別回収とリサイクルを徹底している。さらに、学内照明の LED 化については、現在床面積の約 4 割で導入を完了しており、今後も引き続き計画的に進めていく。

総務部ファシリティ・マネジメント課を中心に、予算を適切に確保し、施設の定期的、突発的な修繕に対応し、維持管理に努めている。

各教室の設備は、主に使用する学科を中心に、更新や新規購入を行い、維持管理に努めている。令和 7（2025）年度の特筆すべき事項としては、生活プロデュース学科で主に使用する「調理実習室・小児栄養実習室」のガスコンロ・オーブンの入替の実施と、共用の 411・451 教室のプロジェクターの液晶モニターへの更新、イベントホールの LED ディスプレイ化、7 教室のマイクシステムの更新により、教育環境を充実させた。

火災・地震対策は、「消防計画」に基づき防火及び地震防災管理事項を定めている。総務部を事務局として、法令に基づいた消防用設備等の点検整備、避難施設・災害対策装備品の維持管理を行っている。全館建物の耐震診断、基準に基づいた耐震対策（補強）は既に完了している。大地震への備えとして「緊急地震速報」の受信システムが設置され、震度 4 クラス以上の場合、自動的に非常放送が全館に流れ、エレベーターが最寄り階に停止するシステムになっている。「大地震対応マニュアル」を整備し、Web サイトに掲載し、周知している。使用者側委員と教職員側委員で構成される安全衛生委員会（総務部長が委員長）は、緊急地震速報システムを利用した全学避難訓練（年 1 回）、安否情報システムの運用訓練（年 2 回）及び消火器訓練（年 1 回学生と教職員対象）を実施している。教職員には、3 年に 1 回の「救急救命講座（心肺蘇生法・AED 操作等）」を受講するように勧めている。

学内の防犯対策は、警備員が常駐し 24 時間体制で警備を行っているほか、早朝夜間は教職員証・学生証によるゲートの入退出管理を行っている。

「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ管理規程」に基づき、学内の全 PC にはアンチウィルスソフトをインストールし、教職員が使用する PC は紛失・盗難時のセキュリティ対策としてハードディスクを暗号化している。外部に公開している Web システム（湘北短期大学 Web サイト、キャリアサポート課、e ラーニング）は、

WAF（ Web Application Firewall ）と IPS（ Intrusion Prevention System ）により、不正接続への対策を講じている。

省エネルギー対策として、夏季の空調設定温度指針を設け、授業や学生の諸活動に支障を及ぼさない範囲で夏季ピーク時の電力消費の削減を推進している。省資源対策として、ゴミ箱の整備による廃棄物の分別回収・リサイクル、学内照明の LED 化を推進している。

また、毎月の使用電力量と電気料金、コピー枚数の状況を教職員に周知し、省エネと省資源への協力依頼を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ・B 物的資源の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅲ・B 物的資源の特記事項>

自然災害（南海トラフ地震、超大型台風、富士山噴火等）の発生を想定し、すべての災害に共通する「ライフライン（電気、水）の確保」については、400 人（想定される滞留者の人数）が 1 週間滞留することを前提に、学内の避難滞留エリアを特定し、そのエリアにおいて必要となる電源の確保（自家用発電機や発電用の燃料補給タンクの増設）は課題である。近年の災害時にトイレの確保が話題になる中、令和 6（2024）年度と令和 7（2025）年度に「マンホールトイレ」を計 2 基購入した。

[テーマ 基準Ⅲ・C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料	なし
備付資料	20. 施設・設備に関する資料（無線 LAN 提供エリア、PC 教室配置図・設備一覧）

[区分 基準Ⅲ・C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ・C-1 の現状>

本学は大学の教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。以下はその一例である。

- ・ LMS（Moodle）を整備（技術サービスの向上・充実）
- ・ 専門的学習に必要なソフトウェア（ex.弥生会計、Jw_cad、Photoshop、Illustrator 等）の整備（専門的な支援の向上・充実）
- ・ 学内 Wi-Fi の整備（施設設備の向上・充実）

本学では、全学的な無線 LAN 網（備付・20）の適切な維持・管理に加え、令和 7（2025）年度に実施したネットワーク分離による安全な通信環境の構築を通じ、学生・教職員が場

所を選ばず教育リソースにアクセスできる環境を保障している。これにより、LMS（学習管理システム）の活用や遠隔授業、授業外学修の質的向上を技術面から支援している。

学生の ICT 機器及び情報システムの円滑な利用を支援するため、「IT コンシェルジュ」を配置し、PC 等の情報機器の使用方法やトラブルに関する相談対応を行う等、学修効果を高めるための専門的な支援体制を整備している。

さらに、学生アンケートや教職員からのフィードバックを通じ、既存の施設設備が教育目的に照らして十分機能しているかを定期的に検証している。これらの結果を次期整備計画へ反映させる PDCA サイクルを確立しており、教育環境の継続的な向上を図っている。

本学では、IT 技術の進歩や高度化に合わせ、学生及び教職員がそれらの技術を効果的かつ安全に活用できるよう、継続的な支援体制を構築している。

学生に対しては、新入学生を対象とした「情報リテラシー教育」を初年次教育に組み込み、PC の基本操作からネットワーク利用、情報倫理、セキュリティ対策に至るまでの基礎トレーニングを実施している。加えて、昨今の生成 AI の普及を鑑み、AI を安全かつ適切に活用するためのガイドライン周知やリテラシー教育も並行して実施している。また、図書館の学修スペースでは「IT コンシェルジュ」による個別指導を行い、レポート作成やプレゼンテーションスキル向上を対面で支援している。

教職員及び組織全体の対応としては、情報セキュリティの堅牢化を目的とした啓発メールの定期的な発信を行っている。あわせて、学内ポータルサイト上に操作マニュアル、FAQ、解説動画等のオンラインコンテンツを常時公開し、学生・教職員が自身の習熟度に応じて自律的に情報技術の向上に取り組める環境を整備することで、大学全体の情報技術水準の底上げを図っている。

本学では、各学科の教育目的及び授業形態に応じた最適な学習環境を提供するため、教室設備を計画的に維持・整備している。

講義形式の授業からアクティブラーニングまで多様な授業形態に対応するため、一部の小規模教室を除く全ての一般教室に投影用プロジェクター、スクリーン、教材提示用 PC、及び音響設備を標準配備している。これらの設備は、教職員からのフィードバックに基づき、プロジェクターの大型液晶ディスプレイへの更新や操作系の簡素化等、教育効果の最大化を図るための改善を継続的に実施している。

ベンダー保守サポート終了等の情報を基に中期計画を策定するとともに、毎年度の予算編成においても設備更新計画を立案し、経年劣化による不具合を未然に防ぐ保守点検体制を構築している。万一の故障時にも、迅速な修理・代替機の貸出が行えるよう、情報システム部門がサポート体制を維持している。

本学では、限られた技術的資源を最大限に活用するため、情報環境や教育機器の利用状況を定期的にモニタリングし、稼働率に応じた教室設備刷新の優先順位付けを行っている。

大学全体の方針に基づき、ICT を活用した DX（デジタルトランスフォーメーション）推進等、重点的な対応が必要な領域に対して優先的に技術的資源を投入している。全学的な学内業務改革で行っている「教職員業務のペーパーレス化」、「学生出欠管理のシステム化」は、その一環である。

学内組織において、毎年度の技術的資源の活用状況を評価し、次年度の予算編成や整備計画に反映させている。教職員からの要望や学生アンケートの結果を評価指標に加えるこ

とで、常に現場のニーズに合致した技術的資源の分配・活用状態を保持している。

教職員の職務環境においては、常勤教職員全員に PC を 1 台ずつ貸与し、教職員専用のネットワーク環境を提供している。学内業務の ICT 化及び業務フローのデジタル化を並行して進めることで、組織的な業務効率化を推進している。

本学では、無線 LAN により学内のほぼ全域をカバーできしており、利用実態や教職員の要望、運用モニタリングの結果に基づきアクセスポイントの増設・移設を継続的に実施することで、安定的な通信環境を維持している。

図書館においては、無線 LAN 接続された常設 PC 及び貸出用 PC を配備し、学生が収集した情報をレポート作成やプレゼンテーションへ即座に活用できる学習環境を構築している。また、教員はこれらを活用し、オープンスペースやアクティブラーニングスペースにおいて多様な形態の授業を展開している。

ネットワークの安全性向上については、令和 7（2025）年度に教職員用と学生用のネットワークを分離した。特に教職員用ネットワークには、事前に登録された PC のみ接続を許可する認証システムを導入し、セキュリティの堅牢化を図っている。

本学では、急速に進展する生成 AI をはじめとする情報技術を、教育の質向上及び大学運営の高度化における重要なリソースと位置づけ、積極的に活用している。教員は、生成 AI の活用に関する学内ガイドラインに基づき、授業や教材作成に新しい技術を取り入れている。

大学運営においては、AI チャットボット等の導入を検討し、定型業務の自動化や学生・外部からの問い合わせ対応の迅速化を図っている。

本学には 4 室の PC 教室（備付・20）を整備しており、図書館の自習用 PC を含め、約 210 台の PC を設置している。これらは情報リテラシー教育や語学教育をはじめとする各種授業に活用されている。また、一部の小規模教室を除く全ての一般教室に教材提示用 PC を配備し、ICT を活用した教育を推進している。

学生の自学自習環境については、図書館のオープンスペースに PC10 台を常設するほか、10 台の貸出用 PC を備え、授業や課外活動、さらには外部向け講習会等で幅広く利用されている。

<テーマ 基準Ⅲ・C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>
なし

<テーマ 基準Ⅲ・C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>
なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料	15. 計算書類等の概要（令和 5（2023）～令和 7（2025）年度）（資金収支計算書・資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、貸借対照表、中・長期の財務計画（令和 7（2025）～令和 11（2029））、財産目録） 16. [書式 1]「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」 17. [書式 2]「事業活動収支計算書の概要」 18. [書式 3]「貸借対照表の概要（学校法人全体）」 19. [書式 4]「財務状況調べ」 20. 令和 7（2025）年度 事業報告書 21. 令和 8（2026）年度 事業計画書 22. 収支予算書
提出資料 - 規程集	規程集-129「退職手当支給規程」 規程集-141「資金運用管理規程」 規程集-142「資金運用管理委員会細則」 規程集-12「決裁規程」 規程集-137「会計規則」
備付資料	22. 募金趣意書 23. 財産目録及び計算書類（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

事業活動収支（提出-15）は、令和 5（2023）～令和 7（2025）年度の 3 年間にわたり支出超過の状況が続いている。また、資金収支における翌年度繰越支払資金は、令和 7（2025）年度に前年度比で増加したものの、引き続き厳しい財務状況にある。事業活動収支の支出超過となっている主な要因は、総収入の約 7 割を占める学生生徒等納付金及び経常費補助金について、学生数の減少に伴い減収となったことによるものである。

貸借対照表（提出-15）は、総資産 100 億円台を維持しており、純資産構成比率も 90% 以上を確保する等、健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、本法人は短期大学のみを設置していることから、法人全体の財政状況と短期大学の財政状況を一体的に把握できる体制となっている。また、予算編成及び決算の過程において財務部門が財政状況

を確認するとともに、会計監査人による監査を受けることにより、適切な財政把握に努めている。

事業活動収支は、継続して支出超過の状況にあるものの、資金収支における翌年度繰越支払資金について令和 7（2025）年度は前年度比で増加している。また、貸借対照表についても健全な状態を維持しており、本学の存続を可能とする財政基盤を維持している。

退職給与引当金は、「学校法人ソニー学園 退職手当支給規程」（提出資料-規程集-129）に基づき、入職・退職情報や退職金財団掛金交付金等を反映し、適正に計上している。また、令和 7（2025）年度からの学校法人会計基準の一部改正に対応し、賞与引当金については当年度の補正予算を編成し、適切に計上している。

資産運用を適切に行うために、「学校法人ソニー学園 資金運用管理規程」（提出資料-規程集-141）、「学校法人ソニー学園 資金運用管理委員会細則」（提出資料-規程集-142）を整備している。財務部では、毎月、保有残高・時価・格付等を理事長、法人本部長、監事及びソニーグループ株式会社財務部担当者に報告している。特に令和 7（2025）年度は、本学が保有する 70 億円を超える債券による運用益を高め、財務基盤の強化に資するために、「資金運用管理規程」を見直し、劣後債をリスク性資産の枠から除外して社債として取り扱い、売却損の生じる債券についても、損益通算による売却を可能とすることで、ポートフォリオの見直しとともに、低利回り債券から高利回り債券への入れ替えによる受取利息の増加を図った。なお、信用リスクについては、格付に基づき適切に管理している。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）に対する資金配分については、教室内の映像・音響設備を含む情報システムの充実、図書館・教室の空調設備更新、照明の LED 化、図書購入等を実施することで、教育の質の維持向上に努めており、教育研究経費は、過去 3 年間の平均で 440 百万円超となっており、経常収入に対する割合は 40%を超えている。

会計監査人による監査は年間計画に基づき実施されており、財務部門において監査意見への対応を適切に行っている。なお、現時点において重大な指摘事項はなく、会計処理の適正性は維持されている。

寄付金は、ソニーグループ株式会社からの寄付（奨学金に充当）、同窓会組織「みずき会」からの寄付（奨学金に充当）、記念事業募金（奨学金・施設設備に充当）（備付-22）から構成されており、それぞれ用途を明確にしている。なお、学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率及び収容定員充足率は、令和 5（2023）年度が 68%・79%、令和 6（2024）年度が 67%・67%、令和 7（2025）年度が 75%・71%となっており、いずれも妥当な水準には達しておらず、引き続き改善が必要な状況である。

過去 3 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率の推移を踏まえ、学生数減少に対応した体制整備及び財務体質の改善に取り組んでいる。具体的には、全学を挙げて、「学生募集力の強化」「教育力の強化」「就職力の強化」の 3 つを重点施策として、入学者数の確保と収支の改善に努めている。（提出-21）

学校法人及び短期大学では、中期計画（提出-15）に基づき、毎年度の事業計画及び

予算を適切な時期に策定している。毎年 11 月の常勤理事会において計画方針・スケジュール・ガイドラインを提示し、各部門の意向を集約したうえで部門別審議会を経て全体案を取りまとめ、最終的に 3 月の理事会・評議員会において承認を得ている。

決定した事業計画及び予算は、理事会・評議員会の承認後、速やかに各部門に通知している。また、3 月の全学会同において、理事長・学長並びに法人本部長が全教職員に対してこれらの説明を行い、全学的な共有を図っている。

年度予算は、「学校法人ソニー学園 決裁規程」（提出資料・規程集-12）及び「学校法人ソニー学園 会計規則」（提出資料・規程集-137）に基づき適正に執行している。全学的な内部統制環境として決裁規程を整備し、重要事項に関する決裁手続及び承認権限を明確化している。また、総務部が決裁事務局として回覧及び稟議書の管理を行うことで、内部統制機能の維持を図っている。

財務関連業務については、「学校法人ソニー学園 会計規則」に基づき、出納業務、資金管理、月次決算及び年次決算を適切に実施している。さらに、月次決算を通じて予算執行状況を継続的に確認し、年度予算の適正な執行管理に努めている。

日常的な出納業務は、「学校法人ソニー学園 会計規則」等に基づき、適切かつ円滑に実施している。また、財務部長が業務状況を取りまとめ、毎月、理事長・学長、法人本部長へ報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用については、適切な会計処理に基づき、資産管理台帳や資金出納簿等に記録し、安全かつ適正に実施している。現金については、月末に財務部長が現金残高の棚卸を行い、預金残高とあわせて経理責任者である法人本部長及び監事へ報告している。有価証券については、毎月「債券管理リスト」を作成し、時価及び格付けをモニタリングすることで健全性を確認し、その結果を理事長・学長、法人本部長及び監事に報告している。また、監事による定期的な監査を実施している。

財務部長は月次試算表を含む財務諸表を毎月作成し、事業活動収支、資金収支、投資状況等を取りまとめ、経理報告書を経理責任者である法人本部長を経由して理事長・学長へ報告している。

本学では、学校法人会計基準に則り会計処理を行っている。日常的な会計処理については、財務担当者が処理した内容を財務部長が確認したうえで適切に記帳・整理している。また、会計帳簿及び計算書類等については、会計監査人による監査及び監事による確認を受けることで、その正確性及び信頼性を確保している。

会計帳簿等の保存については、私立学校法改正に伴い学内規程を改正し、保存期間を 7 年から 10 年に延長した。なお、決算書類については従前どおり永久保存としている。

[区分 基準Ⅲ・D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27（2015）年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標での本学の経営状態は、令和 5（2023）年度は A3（正常状態）だったが、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度は B3（イエローゾーン）に位置している。これは、「教育活動資金収支差額」が過去 3 年のうち 2 か年以上（令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度）が赤字であることに起因している。

18 歳人口の減少、四年制大学への進学率の上昇と短期大学への進学率の低下という短期大学にとって大変厳しい環境の中、本学は、「建学の精神」と「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」という教育理念を継承しつつ、「本学の目指すべき Value Proposition（本学が学生に提供する価値）」を以下のように定めた。

学生一人ひとりが、いち早く幅広い社会的素養を確実に身につけて、卒業後に即戦力として地域経済・社会に貢献できる人材となる充実した学びの場を提供する

これを指針に、令和 6（2024）年から令和 11（2029）年までの活動の基本方針となる中期計画を策定した。

本学の強み・弱みの把握は、学校基本調査、神奈川県短大進学率、入学者・オープンキャンパス参加者の出身校別・エリア別の客観的データに加えて、自己点検・評価委員会が行っている「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」、「代表学生との意見交換会」、在学生、卒業生及び就職先へのアンケート調査等で実施している。事業計画は、学長から経営実態・財政状況を踏まえた「事業計画重点施策」が示され、学科、センター、事務部門は、それぞれの事業計画と予算案を作成する。次年度の事業計画と予算案は、理事長、学長の主催する「事業計画審議会」での審議を経て常勤理事会で諮問され、最終的に評議員会、理事会で決定される。なお、事業計画と予算は「全学会同」で教職員に周知される。

本学は事業活動収入の 67.6%（令和 7（2025）年度）を学納金が占めており、財務上は入学者数によって収支が直接影響を受けることから、事業計画重点施策には入学者数の目標値が掲げられ、広報部が中心となって新年度の学生募集のための広報活動を 3 月から開始している。

本学の専任教員数（基幹教員数）は短期大学設置基準を充たし、常勤の事務職員数は学生数の変動も見据えながら、事務組織のスリム化、事務の合理化を図り、併せてパート職員の活用等により適切な人事計画を立てている。施設設備の整備、補修は、中長期

的な計画に基づき実施しており、将来計画は明瞭である。

私立大学等経常費補助金（一般補助、特別補助、改革総合支援事業）の獲得を引き続き実行していくとともに、大学創立 60 周年事業募金等による寄付金も継続している。また、不要となった図書資産等の遊休資産の処分も事業計画に織り込んでいる。

令和 3（2021）年度は収容定員を超える学生が在籍していたが、令和 4（2022）年度からは収容定員を下回る学生数となり、令和 5（2023）年、令和 6（2024）年度と減少している。この状況を踏まえ、適正な定員管理を目指し、令和 7（2025）年度からの入学定員変更（生活プロデュース学科 125 名→90 名、保育学科 135 名→110 名）の届出を行った。本学の収容定員と在籍学生数は以下の表のとおりである。

		令和 6（2024）年 度	令和 7（2025）年 度	令和 8（2026） 年度
総合ビジネス・ 情報学科	入学定員	220 名	220 名	220 名
	収容定員	440 名	440 名	440 名
	在籍学生数	321 名	306 名	295 名
生活プロデュ ース学科	入学定員	125 名	90 名	90 名
	収容定員	250 名	215 名	180 名
	在籍学生数	137 名	165 名	167 名
保育学科	入学定員	135 名	110 名	110 名
	収容定員	270 名	245 名	220 名
	在籍学生数	185 名	164 名	186 名
大学全体	入学定員	480 名	420 名	420 名
	収容定員	960 名	900 名	840 名
	在籍学生数	643 名	635 名	648 名

※在籍学生数は、当該年度の 5 月 1 日時点（学校基本調査による）

教員配置は各学科の入学定員に応じて行い、事務局職員については本学の収容定員及び在籍学生数を踏まえた適正配置に努めている。しかし、入学者数の定員割れに起因する学納金収入の減少に伴い、人件費比率は上昇傾向にある。この課題に対し、年 2 回全教職員が出席する「全学会同」において、学長自らが経営状況を説明し、危機意識の醸成と経営情報の共有を図っている。財務部においては財務諸表を毎月作成し、事業活動収支、資金収支、投資進捗状況等を「経理報告」として学科長、センター長、事務部門長へ迅速に共有する体制を構築している。

短期大学を取り巻く環境の激化を鑑み、中期計画における入学者計画値を下方修正した上で年次計画を策定している。学生募集対策では、本学を取り巻く環境の強みと弱みを「SWOT 分析」により見極め、特に機会（Opportunity）を確実に捕捉して具体的なアクションへとつなげていく。若年層の視点に立ち、親近感とリアルなキャンパスライフを伝えるため、Instagram、TikTok、YouTube、LINE 等の多角的な SNS マーケティング及び学生募集対策を展開し、積極的に投資を実行する。また、法人名称変

更に見据えたブランド構築プロジェクトを立ち上げるとともに、高大連携校 32 校への教職員による積極的な高校訪問、早期からの本学への興味・関心を高める「湘北チャレンジ応援制度」の導入を決定した。さらに今後は、理事会において外部理事より提言された「アサーティブ入試」の導入に向けた検討を開始する。

厳しい財務状況のもと、令和 8（2026）年度の人件費支出予算は前年度比マイナスとしたが、退職金の増加や令和 8（2026）年度分の賞与引当金の新規費用計上により、事業活動収支上は人件費が増加している。要員計画としては、学生募集活動の計画に沿って、留学生獲得及び受入体制強化のための専門職員の新規採用を計画している。

施設・設備投資については、財政状況とニーズに見合った優先順位を考慮し、計画的に実行する。具体的に令和 8（2026）年度は、教育環境の最適化を図る「147 教室改修工事」や、授業に直結する ICT 環境の老朽化対策として「611 教室プロジェクター教材提示装置更新」等を計画している。また、老朽化した図書館蔵書の除籍についても、適切に計画し実行している。

学納金収入については、全学科へ拡大した 3 年プラン（長期履修制度）の選択者増加に伴う年間納付額の減少を、資金収支予算へ確実に織り込んでいる。本学の収入の約 75%を占める学納金については、学生数増員を図るべく学生募集への投資を継続しているものの、市場環境から大幅な増加を見込むことは困難な情勢にある。このような環境下、私学助成（経常費補助金）の減額幅を最小限に抑えるため、令和 7（2025）年度より生活プロデュース学科と保育学科の入学定員変更（削減）を断行した。令和 8（2026）年度からは収容定員も減少となるため、補助金額の減少を一定程度抑制できる見通しである。また、資金運用管理委員会の承認のもと、有価証券の売却・購入・償還の運用管理を適切に行い、運用損益のプラス化に向けた活動を推進している。

<テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の課題>

今後想定される 18 歳人口の減少、四年制大学への進学率の上昇と短期大学への進学率の低下等、訪れる環境の変化に対し、経常収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを取ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の特記事項>

なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員には、大学運営への積極的な参画が求められており、幅広く専門的知識を身につけるために部門間ジョブローテーションや研修の充実を図っていく。また、職員の能力向上と自己啓発を目的とする「資格取得支援制度」の活用を奨励していく。より

充実した教育活動を行うために、施設の汎用性の向上、現存する物的資源の効率的な運用が重要である。施設設備を適正に維持管理するとともに、1号館は間もなく50年を迎えるので、中断のない点検と対策を講じていく。今後、情報技術の進歩が加速する中で、社会の変化に応じた人材育成、学習成果の獲得のため、情報技術の進化を把握し、授業への活用に取り組んでいく。訪れる環境の変化に対し、経常収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを図っていく。

事務職員が幅広く専門的知識を身につけるために、SD活動の他、年2回、学外の研修プログラムを利用した選択型研修の受講を義務付け、事務職員としての資質向上、スキルアップに努めている。職員の「資格取得支援制度」の申請は、前回の認証評価以後は、4件に留まっており、十分に活用されているとは言い難い。制度にある資格が職員が求めているものなのか、働くうえで効果的なものなのかどうかを検証する必要がある。

本学の1号館（竣工 昭和50（1974）年/経過50年）から7号館（同 平成15（2003）年/同21年）は経年により建屋の老朽化や機能の劣化が進行しているが、現状を維持するためのメンテナンス施策を事業計画に盛り込んで確実に実行していくことと、その先を見据えた「建て替え計画（湘北リノベーションプラン）」の検討が必要である。

【財務部】

本学は、将来に備えた経営体制の強化を図るため、経費節減に加えて、優先順位を明確にした設備投資や修繕の実施、マイナス金利解除後における厳選した債券投資等、適正な支出管理及び資産運用に努めてきた。その結果、一定の財務基盤を維持してきたものの、急速な少子化や高校生の進路選択の多様化等の外部環境変化の影響もあり、直近3年間は支出超過の状況となった。

令和6（2024）年度に、令和11（2029）年度までの5年間にわたる「中期計画」を定め、この具体的な指標として「湘北リカバリープラン」を策定し、この実現に向けて、「学生募集力の強化」「教育力の強化」「就職力の強化」の3つを重点施策として、入学者数の確保及び収支の改善に全学を挙げて取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
なし

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

様式 8－基準Ⅳ

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

<根拠資料>

提出資料	23. 理事会議事録
提出資料 - 規程集	規程集-1「寄附行為」 規程集-3「常勤理事会運営規則」 規程集-4「役員報酬等規則」、 規程集-6「評議員報酬等規則」、 規程集-12「決裁規程」、 規程集-14「公印規程」、 規程集-138「会計規程」 規程集-7「内部統制システム整備の基本方針」 規程集-19「コンプライアンス規程」 規程集-20「リスク管理規程」 規程集-36「公益通報等に関する規程」 規程集-15「文書管理規程」 規程集-24「個人情報保護基本規程」 規程集-26「個人番号及び特定個人情報取扱規程」 規程集-10「監事監査規則」
備付資料	17. 教職員に関する情報（理事長の履歴書（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）） 24. 学校法人実態調査表（写し）（令和 5（2023）年度～令和 7（2025）年度） 28. 中期計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長（備付-17）は、学校法人ソニー学園（以下「学園」という。）の目指すべき方向と学園の運営全般に亘って、常に強いリーダーシップを発揮している。理事長は、建学の精神と教育の理念の目指すところを機会あるごとに教職員に説明し、また教育の目的・目標を理解し、その達成のために教育施設・設備の状況等に常に目を配り、学習環境の改善・充実を図り、学園の発展に寄与できる者である。

理事長は、「寄附行為（提出資料-規程集-1）」第 14 条に基づき、学園を代表し、その業務を総理している。理事長は、「寄附行為」第 69 条に基づき、毎会計年度終了後、

一 事業報告、二 事業報告の附属明細書、三 計算書類、四 計算書類の附属明細書、五 財産目録を作成し、監事の監査を受け、会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けている。また上記書類のうち一、三、五については定時評議員会に報告し、その意見を求めている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事長は、「寄附行為」第 17 条に基づき、理事会を開催し、学園の意思決定機関として適切に運営している。また、理事長は「常勤理事会運営規則（提出資料・規程集-3）」に基づき、「寄附行為」第 21 条に定める常勤理事会を開催し、「寄附行為」第 20 条に基づき理事会から理事長に委任された決定事項についての諮問機関として適切に運営している。なお、常勤理事会は、常勤の理事と学科長、センター長等で構成される。令和 7（2025）年度に開催した理事会及び常勤理事会は次の通りである。

令和 7（2025）年度の理事会、評議員会及び常勤理事会の開催状況（提出-23）

理事会	評議員会	常勤理事会	開催日
第 1 回理事会			令和 7（2025）年 4 月 1 日
		第 1 回常勤理事会	4 月 2 日
		第 2 回常勤理事会	5 月 7 日
		第 3 回常勤理事会	5 月 16 日
第 2 回理事会			5 月 23 日
		第 4 回常勤理事会	6 月 4 日
第 3 回理事会	定時評議員会		6 月 27 日
		第 5 回常勤理事会	7 月 2 日
		第 6 回常勤理事会	8 月 6 日
		第 7 回常勤理事会	8 月 20 日
		第 8 回常勤理事会	9 月 3 日
第 4 回理事会			9 月 5 日
		第 9 回常勤理事会	9 月 10 日
		第 10 回常勤理事会	9 月 17 日
第 5 回理事会	第 2 回評議員会		9 月 26 日
		第 11 回常勤理事会	10 月 1 日
		第 12 回常勤理事会	11 月 5 日
第 6 回理事会			11 月 21 日
		第 13 回常勤理事会	12 月 3 日
第 7 回理事会	第 3 回評議員会		12 月 19 日

		第 14 回常勤理事会	令和 8 (2026) 年 1 月 7 日
		第 15 回常勤理事会	2 月 4 日
第 8 回理事会			2 月 27 日
		第 16 回常勤理事会	3 月 4 日
第 9 回理事会	第 4 回評議員会		3 月 27 日

理事会は、「寄附行為」第 13 条に基づき、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、「寄附行為」第 17 条に基づき、理事長が招集している。

また「寄附行為」第 18 条に基づき、理事長が議長を務めている理事会は、認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。前回の認証評価についても令和元(2019)年度 第 2 回理事会において報告しており、また、次回の認証評価を受審する令和 8 (2026) 年度についても、同じく理事会での報告を予定している。

理事会は学長、学科長、事務局長等の学内理事に学外理事が加わり、本学の発展のために必要かつ有益な知見を得、また学内外の種々の情報等を得ている。理事会においては、学科や事務部門からの報告が行われており、大学における教育に関する情報が共有されている。

理事会は、寄附行為の変更、学長の決定、学科の新設や改廃、入学定員の変更、就業規則の改訂、事業計画及び予算案を決議する等、大学運営に関する法的責任のあることを認識している。

理事会は、「寄附行為」第 21 条に基づく「常勤理事会運営規則」を始め、「役員報酬等規則（提出資料・規程集-4）」、「評議員報酬等規則（提出資料・規程集-6）」、「決裁規程（提出資料・規程集-12）」、「公印規程（提出資料・規程集-14）」、「会計規程（提出資料・規程集-138）」等学校法人運営に必要な規程類を整備している。また、大学に関する規程は、組織関係、研究関係、教育関係、教務関係、奨学制度等学生関係、コンプライアンス関係、図書館、人事・給与・福利厚生関係、財務関係、その他で、大学運営に必要な規程を網羅しており、必要に応じて見直しを行い、整備している。

令和 6 (2024) 年 10 月 25 日の理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること、及び本法人の業務の適正を確保するための体制の整備を目的に、「内部統制システム整備の基本方針（提出資料・規程集-7）」を決定した。コンプライアンスに関する規範として「コンプライアンス規程（提出資料・規程集-19）」を、リスク管理に係る規範として「リスク管理規程（提出資料・規程集-20）」を定め、法人運営の体制整備を進めている。

また、相談・通報の制度として「公益通報等に関する規程（提出資料・規程集-36）」を、文書等の保存について「文書管理規程（提出資料・規程集-15）」を、また情報の管理（個人情報を含む）については「個人情報保護基本規程（提出資料・規程集-24）」及び「個人番号及び特定個人情報取扱規程（提出資料・規程集-26）」に則って対応している。

監事の監査が実効的に行われることを確保するための「監事監査規則（提出資料・規程集-10）」を定めている。法令の定めにより、内部統制の整備及び運用状況に関して監

事による監査を実施し、必要に応じ、理事会、理事長、会計監査人に報告することとしている。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

本学園の理事は、学園関係者だけでなく、学園外の有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されている。

理事の人数は、「寄附行為」第7条に9名以上11名以内を置くことを定めており、現在10名が在任している。理事の定数は、湘北短期大学学長（1号理事）1名、この法人の職員（2号理事）4名以上5名以内、学外の学識経験者（3号理事）4名以上5名以内であり、法令に適合している。

理事は、全員、本学の建学の精神をよく理解している。

3号理事は、他大学学長等に加え、企業経営者等により構成されており、法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

理事の選任については、「寄附行為」第6条に評議員会を「理事選任機関」として規定しており、理事はこれに基づき選任されている。また「寄附行為」第10条に、理事の解任及び退任事由を規定している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料	24. 教授会議事録
提出資料 －規程集	規定集-44「学則」 規定集-86「学生懲戒規程」 規定集-52「教授会運営規程」 規定集-53「教授会審議事項内規」 規定集-107「学長選任規則」 規定集-46「教育基本方針」 規定集-54「専門委員会規程」 規定集-55～61「委員会細則」
備付資料	17. 教職員に関する情報（教員個人調書〔様式 22〕（令和 8（2026）年 5 月 1 日現在）、学長の教育研究業績書〔様式 20〕） 25. 委員会等の議事録 過去 1 年間（令和 7（2025）年度）

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

現在の学長（備付-17）は令和 6（2024）年 4 月に就任し、副理事長を兼務した後、令和 7（2025）年 4 月からは理事長に就任した。大学運営全般においてリーダーシップとガバナンスを発揮しており、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長は、企業経営において長い経験を有し、学長に相応しい高潔な人格を有している。

学長は、建学の精神と教育の理念に基づき、教育の質向上及び教育方法の改善を継続的に推進している。毎年度の事業計画には、教育の質向上を目的とする全学目標が盛り込まれ、その達成状況は事業報告書に記載される。令和 7（2025）年度は、「学生募集力の強化」、「教育力の強化」、「就職力の強化」「財務経営の健全化」についてのリーダーシップを執り、全学的な推進に努めた。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）は「学則（提出資料-規程集-44）」に定めている。懲戒処分該当行為は「学生懲戒規程（提出資料-規定集-86）」に定め、学生生活ガイドにも記載し、学生に周知している。学長は「教授会運営規程（提出資料-規程集-52）」、「教授会審議事項内規（提出資料-規程集-53）」に基づき、教授会の意見を踏まえて学生の処分を決定している。

学長は、「学則」第 41 条の 2 に基づき、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督している。学長は、「学長選任規則（提出資料-規程集-107）」第 2 条に基づき、

湘北短期大学

理事長の推薦により理事会の承認を経て選任され、教学運営の職務遂行に努めている。学長は、「学則」及び「教授会運営規程」に基づき、教授会を審議機関として適切に運営している。

教授会の審議事項は「学則」第 46 条、「教授会運営規程」第 7 条及び「教授会審議事項内規」第 2 条に定められおり、学長は、「教授会運営規程」第 6 条に基づき個別の審議事項を会議の 7 日前までに教授会構成員に通知し周知している。学長は、「学則」第 46 条、「教授会運営規程」第 7 条及び「教授会審議事項内規」第 2 条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

学長は、「学則」、「教授会運営規程」に基づき教授会を開催している。令和 7（2025）年度に開催した教授会 は次の通りである。（提出-24）

教授会			
回数	出席人数	審議事項、報告事項等	開催日
第 1 回	17 欠席なし 教務・学生課長補佐出席 宮地監事陪席	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 障がい等のある学生の修学支援計画について 3. 「長期履修学生に関する規程」制定の件 報告事項 ①教務・学生部長、②教務・学生課長補佐	2025 年 4 月 23 日
第 2 回 (拡大)	18 他、 准教授・講師 18 教務・学生課長補佐、総務部次長、 宮地監事	審議事項 1. 休学・退学・除籍の件 2. 障がいのある学生の修学支援 ～「障がい学生の修学支援に関する基本方針」等について～ 3. 特別聴講学生の決定の件 報告事項 ①生活プロデュース学科長、②鈴木講師・奥脇講師・高橋准教授、③教務・学生課長補佐	2025 年 5 月 28 日
第 3 回	17 教務・学生課長補佐 宮地監事	審議事項 1. 休学・除籍の件 2. 障がい等のある学生の修学支援 3. 2026 年度学校推薦型選抜 指定校追加の件 報告事項 ①教務・学生部長、②総合ビジネス・情報学科長、 ③教務・学生課長補佐	2025 年 6 月 25 日
第 4 回	16 欠席 多 胡先生、 出席：教務・学生課長補佐、宮地監事	審議事項 1. 退学・除籍の件 2. 障がいのある学生の修学支援 報告事項 ①教務・学生部長、②自己点検・評価委員長	2025 年 7 月 23 日
第 5 回	18 欠席 鈴木教授、 出席：教	審議事項 1. 退学の件 2. 湘北スカラシップ 合否判定の件 3. 専任教員（任期付教員）採用の件	2025 年 8 月 26 日

湘北短期大学

	務・学生 課 長 補 佐、伊藤 総 務 部 長、山口 財 務 課 長、宮地 監事	4.「教員研究費規程」一部改定の件 報告事項 ①高嶋教授	
第 6 回	16 欠席:吉川 教授、多 胡教授 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、情報 システム 部長、宮 地監事	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 9 月 30 日付卒業判定の件 報告事項 ①保育学科長、②情報システム部長・総合研究セ ンター長 討議事項 1. 2026 年度学則 単位の計算方法について	2025 年 9 月 24 日
第 7 回	18 欠席なし 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、情報 システム 部長、宮 地監事	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 総合型選抜 1、2 期 2 次選考合否判定の件 3. 障がい等のある学生の修学支援 4. 「全国学生調査」の実施について 5. 一般社団法人学修評価・教育開発協議会への加 盟について 6. 2026 年度入学生「学則 本文」一部改定の件 報告事項 ①教務・学生課長補佐、②教務・学生部長、③情 報システム部長	2025 年 10 月 29 日
第 8 回	17 欠席:なし 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、宮地 監事	審議事項 1. 退学の件 2. 学校推薦型選抜 1 期合否判定の件 報告事項 ①教務・学生課長補佐、②教務・学生部長	2025 年 11 月 19 日
第 9 回	17 欠席:なし 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、宮地 監事	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 学校推薦型選抜 2 期合否判定の件 3. 2026 年度教育課程、2027 年度学修成果・ DP・CP について 報告事項 ①教務・学生部長 討議事項 1. 「新生“学校法人 湘北学園”の湘北 Brand の次 世代 Identity の構築」 について	2025 年 12 月 10 日
第 10 回	16 欠席:内海 教授 出席:教 務・学生 課 長 補	審議事項 1. 井深 大 奨学金 奨学生選考試験 合否判定の件 報告事項 ①自己点検・評価委員長	2025 年 12 月 20 日

湘北短期大学

	佐、宮地 監事		
第 11 回	19 欠席:多胡 教授 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、総務 部長、広 報部長、 広 報 次 長、宮地 監事	審議事項 1. 総合型選抜 3 期 2 次選考合否判定の件 2. 2027 年度学修成果・DP・CP 一部変更につ いて 3. 教員の昇任人事 4. 専任教員（任期付教員）採用人事の件 討議事項 1. 「長期履修学生制度」の見せ方について 2. 「資格特待生制度」の導入について	2026 年 1 月 14 日
第 12 回 (拡大)	17 他、 准教授・ 講師 17 欠席:築瀬 教授、金 澤講師、 中川講師 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、情報 システム 部長、宮 地監事	審議事項 1. 総合型選抜 4 期 2 次選考合否判定 2. 社会人選抜 4 期 合否判定 3. 委託訓練事業 受講者選考試験 合否判定 4. 2026 年度入学生学則 「別表 1（教育課 程）」、「別表 2（学納金）」一部改定の件 5. 2026 年度学年暦について 6. 2027 年度入学生「教育基本方針（教育目的、 学修成果、三つの方針）」一部改定の件 7. 2027 年度入試について 報告事項 ①自己点検・評価委員長、②教務・学生部長、③ 教務・学生課長補佐、④情報システム部長	2026 年 1 月 28 日
第 13 回	16 欠席:小泉 教授、高 木教授 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、総務 部長、宮 地監事	審議事項 1. 一般選抜 1 期 合否判定 2. 2027 年度入学生 「学則 別表 2（学納金）」取 扱いの件 3. 2027 年度入試日程 一部変更の件 4. 生活プロデュース学科 2025 年度入学者 長期 履修への変更について 5. 専任教員（任期付教員）採用人事の件 報告事項 ①教務・学生部長、②教務・学生課長補佐 討議事項 1. 2027 年度入学生 奨学金制度について	2026 年 2 月 17 日
第 14 回	17 欠席:加藤 教授、 出席:教 務・学生 課 長 補 佐、人事 課長、宮 地監事	審議事項 1. 復学・退学の件 2. 一般選抜 2 期 合否判定 3. 総合型選抜 5 期 2 次選考合否判定の件 4. 委託訓練事業 受講者選考試験（追加募集） 合否判定 5. 卒業判定の件 6. 卒業に係る代表者の件 7. 専任教員（任期付教員）採用の件 報告事項 ①教務・学生部長、②教務・学生課長補佐、③自 己点検・評価委員長、④学長	2026 年 3 月 6 日

湘北短期大学

第 15 回	17 欠席:鈴木 教授 出席:教 務・学生 課長、情 報システ ム部長、 宮地監事	審議事項 1. 復学・退学の件 2. 進級判定の件 3. 「進級に関する規程」一部改定の件 4. 「卒業の認定に関する規程」一部改定の件 5. 「長期履修学生に関する規程」一部改定の件 6. 入学に係る代表者の件 7. 「湘北留学生スカラシップ」一部変更の件 報告事項 ①教務・学生課長補佐、②教務・学生部長、③情 報システム部長	2026 年 3 月 18 日
--------	---	---	--------------------

議事録は、教授会事務局である教務・学生部が作成し、学長の承認を得て、学内ポータルサイトにおいて全教職員に公開し、文書として保存している。

学修成果及び三つの方針について、本学では「教育基本方針（提出資料・規程集-46）」の中に示しており、教授会で毎年審議を行い、認識を共有したうえで決定している。令和 7（2025）年度は第 9,11,12 回に審議を実施した。

「専門委員会規程（提出資料・規程集-54）」に基づき、学長の下に自己点検・評価、学生募集、教務、学生、入試総合、図書館、就職委員会を設置し適切に運営している。専門委員会の任務は、「委員会細則（提出資料・規程集-55～61）」に定めている。

<テーマ 基準Ⅳ・B 教学運営の課題>
なし

<テーマ 基準Ⅳ・B 教学運営の特記事項>
なし

[テーマ 基準Ⅳ・C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料	25. 評議員会議事録
備付資料	26. 監事の監査計画書・監査報告書 過去 3 年間（令和 5 年度～令和 7 年度） 27. 評議員会議事録 過去 3 年間（令和 5 年度～令和 7 年度）

[区分 基準Ⅳ・C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ・C-1 の現状>

監事の人数は、「寄附行為」第 23 条で 2 名と定めており、現在 2 名が在任している。監事は評議員会で選任されることを規定しており法令に適合している。

監事は、年度初めに監査計画書（備付-26）を作成し、学校法人ソニー学園（以下「学園」という。）の業務及び財産の状況について監査計画に基づき監査している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて、学園の業務及び財産の状況について意見を述べている。

監事は、「寄附行為」第 29 条に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査し、毎会計年度に、監査報告書（備付-26）を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について事前に確認を行い、必要に応じてその議案の所管部門から説明を受けるとともに、議案を審議する「常勤理事会」に出席し意見を述べ、適切に調査を実施している。

また、法令及び寄附行為との整合性について確認し、適正な学校法人運営に努めている。監事は、私立学校法及び寄附行為に基づく監事の役割と責任を理解し、学校法人運営に関する法的責任を認識した上で監査業務を行っている。理事長・常務理事と定期的に中間監査の報告を行い、理事会及び評議員会へ出席し、業務執行状況及び財産状況について確認するとともに、必要に応じて意見を述べている。

以上のとおり、監事は、「寄附行為」の規程に基づき適切に業務を行っている。

[区分 基準Ⅳ・C・2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ・C・2 の現状>

評議員の人数は、「寄附行為」第 33 条で 10 名以上 12 名以内を置くことを定めており、現在 12 名が在任している。評議員は評議員会で選任されることを規定しており、評議員の定数は、この法人の職員（1 号評議員）3 名、この法人の設置する学校を卒業したもので年齢 25 年以上の者（2 号理事）3 名、学外の学識経験者（3 号評議員）4 名以上 6 名以内であり、理事の総数を超えるよう適切に選任されて、法令に適合している。

評議員会は、「寄附行為」第 41 条に規定されているとおり運営され、令和 7（2025）年度に開催した評議員会は前掲の通りである。（提出-25）

評議員会では、予算、決算、事業計画、事業報告等、学校法人の運営に関する重要事項について審議を行っている。また、法人の業務及び財産の状況について、必要に応じて意見を述べるとともに、諮問事項に対して適切に審議を行っている。

評議員は、私立学校法及び寄附行為に定められた評議員会の役割と責任を理解した上で、学校法人の運営に関する重要事項の審議に参加している。また、学校法人の公共性及び社会的責任を認識し、適切な意見表明及び諮問事項への対応を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

会計監査人の人数は、「寄附行為」第 51 条で 1 名置くことを定めており、現在 1 名が在任している。会計監査人は評議員会で選任されることを規定している。

会計監査人の職務は、「寄附行為」第 56 条に定められている。令和 7（2025）年 4 月の私立学校法改正後、初めて、令和 7（2025）年度のこの法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、令和 8（2026）年 5 月に監事及び理事会に提出している。

会計監査人は、私立学校法及び学校法人会計基準に基づき、学校法人の公共性と社会的責任を十分認識した上で監査を実施している。また、理事長及び監事と連携を図りながら、計算書類等の適正性の確保に努めている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

提出資料	なし
備付資料	29. ガバナンス・コード

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法の規定に基づく財務情報の公開は、本学の Web サイト「情報公開、教育情報の公表」で行っている。主な公表内容は次の通りである。

ガバナンス・コード（備付-29）は「1.法人及び大学の基本情報」にて公表し、合わせて毎年の「点検・評価（適合状況のチェック表）」も公表している。

湘北短期大学

区分	項目と内容
1. 法人及び大学の基本情報	(1) 寄附行為 (2) 建学の精神 (3) 法人及び大学の沿革 (4) 法人組織 (5) 役員等名簿 (6) 役員に対する報酬等の支給の基準 (7) ガバナンス・コード
2. 法人の経営及び財務に関する情報	(1) 中期的な計画 (2) 事業計画書 (3) 事業報告書 (4) 財産目録 (5) 貸借対照表 (6) 収支計算書 (7) 監事の監査報告書 (8) 財務状況に関する説明資料 (9) 設置認可申請書・設置届出書、履行状況報告書等 (10) 修学支援に関する確認申請書等
3. 大学の教育研究活動に関する情報	○学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報の公表 (1) 大学の教育研究上の目的に関すること 学則、学科の教育研究上の目的、湘北短期大学教育基本方針 教育の特色 (2) 教育研究上の基本組織に関すること 法人・大学の組織図、3 学科案内、大学の概要 3 センター、図書館 (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する こと 専任教員数、教員一覧、ティーチング・ポートフォリオ（3 学科）、 専任教員年齢構成、専任教員と非常勤教員の比率 (4) 入学者受入れの方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、 進学者数、就職者数 ・ AP（教育基本方針） ・ 設置学科・入学定員・学生数の状況 （入学者推移、卒業者数・進学者数・就職者数、退学・除籍者数） ・ 社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数 ・ 就職先の情報、主な就職先 ・ 進学・留学情報 (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関するこ

	と CP、シラバス（履修ガイド）、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、実務経験のある教員等による授業科目 (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了に当たっての基準に関すること DP、学修成果（ラーニング・アウトカムズ）、卒業要件単位数、履修ガイド、アセスメント・ポリシー、アセスメント・プラン、成績評価の基準 (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること キャンパスマップ（施設・設備）、キャンパスの概要、校舎等の耐震化率、図書館、アクセス (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 学納金、学納金等規程、奨学金制度、高等教育の修学支援新制度、 (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 奨学金制度、キャリアサポート、心身の健康等相談窓口、障がいのある学生等への修学支援 (10) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること 学修成果（ラーニング・アウトカムズ）、学位取得状況、GPA 分布状況、GPA 平均一覧表、成績評価分布、資格取得状況 (11) その他 ①教育の質保証に関する情報、IR 情報 湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制、教学 IR を担当する組織・部局の概要、学修時間に関する調査結果、学修行動に関する調査結果、授業評価アンケート結果、卒業時アンケート結果、卒業生アンケート結果、勤務状況調査結果、就職園調査結果、学修成果に関するアンケート結果 ②オープン教育リソース ③国際交流、社会貢献等の概要 海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産官学連携 ④大学ポートレート ○教育職員免許法施行規則に基づく公表（保育学科） ○数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する公表（総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科、保育学科）
4. 大学の評価に関する情報	(1) 自己点検・評価報告書 (2) 認証評価結果

	(3) 自己点検・評価に係る外部諮問委員会 (4) 文部科学省に選定された取組
5. コンプライアンス及び社会的責任に関する情報	(1) 学校法人ソニー学園情報公開規程 (2) 個人情報保護に関するポリシー ・ 学校法人ソニー学園プライバシーポリシー ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針 ・ 個人情報の取扱い及び個人情報保護法に基づく公表事項等 (3) 情報セキュリティポリシー (4) 公益通報に関する情報 (5) 研究不正防止に関する情報 ・ 公的研究費の不正行為防止に関する基本方針 ・ 研究活動における不正行為の防止に対する取組 (6) ハラスメント防止に関する情報 (7) 学校法人ソニー学園ダイバーシティ宣言

<テーマ 基準Ⅳ・D 情報公表の課題>

なし

<テーマ 基準Ⅳ・D 情報公表の特記事項>

なし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の主たるステークホルダーたる 18 歳人口の減少傾向は、本学の今後の経営の在り方に大きく影響を及ぼすものであり、単年度事業計画の立案にとどまらず、今回の認証評価の結果を踏まえ中期計画を策定し、本学を存続させていく道筋を立てていく。

【法人本部】

令和元（2019）年から令和 5（2023）年までの「中期計画」を策定し諸活動に取り組んできた。そのうえで、入学者数の回復を主軸とした「湘北リカバリープラン」の実現を目指し、令和 6（2024）年 10 月に、本学が「価値ある高等教育機関」として機能し、特色ある教育内容で際立った短期大学として存続するための、令和 6（2024）年から 2029 年までの活動の基本方針となる「中期計画」を策定した。入学者数は前年割れが続いていたが、令和 8（2026）年度の入学者数は 8 年ぶりに前年を上回ることがで

きた。次年度以降も入学生の確保に全学を挙げて取り組んでいく。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
なし